

平成26年第8回

香美市議会定例会会議録

平成26年12月 1日 開 会
平成26年12月19日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 6 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 6 年 1 2 月 1 日 月曜日

平成26年第8回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年12月1日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月1日月曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	前 田 哲 雄
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	西 本 恭 久
総務課長兼選挙管理委員会書記長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	岡 本 明 弘
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	几 内 一 秀	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	小 松 清 貴
税 務 課 長	野 島 惠 一		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	横 谷 勝 正

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆 農業委員会事務局長 久保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美 公 議会事務局書記 山本 絵 里
議会事務局書記 野口 恵 子

市長提出議案の題目

- 承認第 11号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 90号 平成26年度香美市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第 91号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 92号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 93号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）
- 議案第 94号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第3号）
- 議案第 95号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第2号）
- 議案第 96号 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 97号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 99号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第100号 香美市まちづくり委員会設置条例の制定について
- 議案第101号 香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介
護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制
定について
- 議案第102号 香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定につい
て
- 議案第103号 香美市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第104号 香美市まちづくり計画の変更について
- 議案第105号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 議案第106号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第107号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 議案第108号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 7号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第 65号 平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 66号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 67号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 68号 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69号 平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72号 平成25年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成26年第8回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成26年12月1日(月) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告
4. 市長の報告

(1) 報告第12号 専決処分事項の報告について

学校給食費滞納整理における訴えの提起について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

- 日程第4 承認第 11号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成26年度香美市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第5 議案第 90号 平成26年度香美市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第6 議案第 91号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第 92号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第 93号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第 94号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第 95号 平成26年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第 96号 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第 97号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 98号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 99号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第100号 香美市まちづくり委員会設置条例の制定について
- 日程第16 議案第101号 香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第102号 香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第103号 香美市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第104号 香美市まちづくり計画の変更について
- 日程第20 議案第105号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第106号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第107号 和解及び損害賠償の額の決定について

- 日程第23 議案第108号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第24 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第25 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第26 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第27 諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第28 諮問第 7号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第29 議案第 65号 平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 議案第 66号 平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第31 議案第 67号 平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第32 議案第 68号 平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計
歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第 69号 平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第34 議案第 70号 平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳
入歳出決算の認定について
- 日程第35 議案第 71号 平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳
入歳出決算の認定について
- 日程第36 議案第 72号 平成25年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業
勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 議案第 73号 平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

会議録署名議員

5番、森田雄介君、6番、濱田百合子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

- 議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから平成26年第8回香美市議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

執行部から、平成26年第7回議会定例会で継続審査となっていました議案の一部訂正の申し出がっておりますので、これを許します。物部支所長兼地域振興課長、小松清貴君。

- 物部支所長兼地域振興課長（小松清貴君） おはようございます。

議案第65号関連でございますが、平成25年度歳入歳出決算書の56ページの訂正をお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務関連費、5目、財産管理費、13節、委託料の中に「開発センター附属物解体設計委託料」とありますが、正しくは「前芝団地解体設計委託料」です。よろしく願います。

- 議長（石川彰宏君） お諮りします。ただいま申し出のありました議案第65号の訂正を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号の訂正を許可することに決定しました。

これより日程に入りますが、その前に、平成26年第8回香美市議会定例会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

紅葉の秋も温暖化の関係か昔から比べると1カ月ぐらい遅く感じられますが、高い山々では霧氷、樹氷の便りも届き、朝晩は寒さを感じられるようになりました。

本年も早いもので師走の月を迎えることになりました。11月21日は衆議院が解散となり、なぜ今この時期か何のためか、大義のない解散に国民は不満を募らせていますが、あす12月2日公示、12月14日が投開票日となっており、議員各位、執行部には公私ともにご多忙な中を議会定例会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日の議会定例会に市長から提出されている議案等につきましては、後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案に対し適切な議決を賜りますようお願いいたします。

また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たり私のご挨拶といたします。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて5番、森田

雄介君、6番、濱田百合子君の両君を指名します。両君にはよろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、11月26日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。

本日招集されました平成26年第8回香美市議会定例会の運営につきまして、去る11月26日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることに決定し、本日から12月19日までの19日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することとなりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、10月の第7回定例会において継続審査となっていました議案第65号から議案第73号までの平成25年度一般会計及び特別会計の決算議案9件については、本日、各常任委員会の審査報告から採決まで行います。

また、承認第11号、議案第90号、議案第107号及び議案第108号は、開会日に委員会付託を省略し、本会議で採決まで行います。また、諮問第3号から第7号までの人事案件も開会日に質疑、討論を省略し、採決まで行います。

会期2日目から会期8日目までは、休日及び議案精査のため休会としました。

会期9日目から会期11日目までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期12日目は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き総務常任委員会において議案審査となります。

会期13日目、会期14日目は、休日及び議案精査のため休会としました。

会期15日目は、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期16日目は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期17日目、会期18日目は、議案審査整理のため休会としました。

会期19日目の最終日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の2日火曜日午前10時までと決定しました。一般質問の通告内容であります。質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いします。

次に、請願、陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。

請願、陳情、決議案については提出案件がなく、発議が1件、意見書案が4件提出されております。

発議第7号については、香美市長の専決処分事項の規定の一部改正についてでありま

して、最終日に追加案件として提案することになりました。

また、意見書案第 8 号から第 11 号までの 4 件の意見書案についても、会派代表者会議において意見書案に対する調整を行い、最終日に追加案件として提案することになりました。

その他協議の結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりであります。議員各位の格段のご協力をよろしくお願いします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から 12 月 19 日までの 19 日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 12 月 19 日までの 19 日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第 3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、平成 26 年第 7 回議会定例会において議決されました政府による緊急の過剰米処理を求める意見書ほか 2 件の意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

次に、市長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定による報告第 12 号の専決処分事項の報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、爲近初男君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（爲近初男君） おはようございます。9 番、爲近初男です。

10 月議会以降、11 月 12 日に行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。協議事項は 1、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、2、市営住宅使用料等の滞納整理の状況について、3、市税の滞納整理の状況についてであります。審査の経過及び結果について報告いたします。

1 点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について説明を受けました。

平成 26 年度訴訟案件はなく大口の一括返済もない。10 月末では現年度分 109 万

672円、過年度分1,009万8,722円、総額1,118万9,394円の実績となっています。債務者の高齢化に伴い収納のスピードは鈍化している。高齢化した債務者や連帯保証人から、いかに返済を求めるかが今後の課題。個別の案件の説明を受ける。3つの債権が完済となり117件となった。

質疑においては、財産の調査方法はないのかに対して、税金等の公債権は職権で調査できるが、貸付金等の私債権は調査権がないので難しい。担保をとっている分は競売して回収している。高齢になり働けなくなり年金生活をしている。また、連帯保証人も同じである。担保の処分を考えるべきだが、共有名義であったり、担保が重なっていたり負債が多くあったりして、競売にかけても回収できない案件も多く、厳しい案件ばかりが残っているとのこと。ほかに債権回収の費用、県の償還推進助成事業の枠について、時効についての考え方、競売済みで支払いをしている人としてない人との公平性の質疑がありました。

2点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況については、現在、滞納繰越調定額466万5,322円に対して101万4,161円を徴収し、未済額365万1,161円で、このうち336万7,340円の長期滞納者の固定した滞納額がある。長期滞納者からは5件の納付があった。全員が退去者である。低所得者であり差し押さえは難しく、徴収も進みづらいが努力していく。収納課としては、新たな滞納者を出さない方向に主力を置いて進めていく。管財課と連携しながら、個別の指導等進めていくとのことでした。

質疑においては、若い人が多いが仕事の状況は把握しているかに対して、全部は把握していないが、固定したところに長く勤める方は少ない。しっかりしたところに勤めだし、納入してもらえようになったケースもあると答弁がありました。

3点目、市税の滞納整理の状況については、平成25年度の市税の徴収状況は、収入未済が1億7,578万6,384円で2億円を切った。これは租税債権管理機構の成果が大きいですが、課として事務努力により集中差し押さえが急増したので成果が出せたとの説明。平成25年度市税徴収率92.96%、現年度課税徴収率98.58%になった。平成25年度の機構への委託状況は、高額滞納者から順番に委託をしている。100人、8,973万722円の徴収を委託し、7,015万6,380円を回収していただいた。

質疑では、集中差し押さえの場合、年金等に関して違法判決が出ているが配慮しているかに対して、給料振り込み日を指定しての差し押さえは原則していない。差し押さへの予告はしているかに対して、預金を移される可能性があるものでしていない。住民に納税意欲を持ってもらい、現年課税分を100%に近づけることが新たな滞納を生まない鍵だと考えるに対して、滞納者が2,000人を超えているが、この方に対して調査をかけ、判明した案件から徴収をする。特に問題の高額者に対して、それなりの対策をとっていくとのことでした。本市の徴収率は県下で24番目だが、上位のところは機構に移管しているかに対して、いの町はしていないが98.8%である。本市もこの数値を

目標にしたい。いろんなことを学びながらやっていくと答弁がありました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、山崎眞幹君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、11月25日に定住人口増加促進特別委員会を開催しましたのでご報告をいたします。香美市定住促進に係る施策の進捗状況についてを議題とし、審査をいたしました。審査の経過と内容について報告をしたいと思います。

定住促進に係る施策については、昨年4月23日以降の進捗状況について資料に基づいて説明を受け、昨年8月27日の提言書、また本年1月27日の緊急申し入れ書についても経過及び結果の説明を受けた後に質疑を行いました。

大幅な改修が必要な物件等はバンクに登録できないかとの質疑に対し、空き家バンクの登録は不動産業者と連携して行っており、改修後すぐに住める物件や費用面でも連携しやすい物件から登録していると答弁。登録後に取り下げられた理由はどの質疑に対し、親族が借りる、買う事例や耐震改修の必要性等であると答弁。杉田発電所の社宅はお試し住宅として使えないかとの質疑に対し、交渉、検討の余地はあると思うが、1年ほど前に相談した時点では難しいという返答であったと答弁。借りたい人と貸したい人の行き違い等はないかとの質疑に対し、空き家バンクの賃貸物件は良好な関係にあると答弁。都市計画の見直しがあったが今後市街化調整区域内の空き家調査には取り組むのかとの質疑に対し、都市計画区域内の調査は行っていなかったが、現在92ある自治会の約半数で調査を進めていると答弁。移住相談会の現状はどの質疑に対し、県の主催で東京都、大阪府で年に数回あり、旅費のみで参加できる有効な機会である。相談内容は住まい、子育て環境、仕事関係が多い。毎回5名から10名の相談者があり、移住希望者のニーズや他市町村の動向も勉強させていただいている。相談者の移住実績はないが良好な関係が続いている相談者もあり、このような関係をふやしていきたいと答弁。光回線は同じ速度であれば混雑していない田舎ほど早い。このアドバンテージを企業等に対し、自然の中で仕事ができるというようなライフスタイルをも含めた形でアピールする取り組みを次の戦略的なステップとして行ってはどうかとの質疑に対し、光回線については、シティプロモーションの中でも重要な位置づけとしていきたい。企業誘致の担当課とも連携し、PRを確実に行っていきたいと答弁。シティプロモーションの具体的内容はどの質疑に対し、NPO等との総合窓口の中で、ここにアクセスすれば本市の移住、定住、観光、制度等の情報が全て得られるようなウェブサイトの立ち上げや、東京都や大阪府での移住相談会等でPRをと考えていると答弁。シティプロモーションは移住促進を目

的としたものかとの質疑に対し、移住も目的であるが、本市の知名度アップや観光関連も同時に行えると考えていると答弁。都市計画の線引きの見直しについて、検討委員会としては今度どのような方向が望ましいと考えているかとの質疑に対し、計画当初はスプロールの防止であったが、人口が減少している現在はコンパクトシティという考え方が必要で、この考え方は線引き制度と整合していると区域内の市町が合意し、今後も線引きを継続していく方向性が出ていると答弁。線引きは継続するが、規制は緩和する方向にはあるとの認識でよいかとの質疑に対し、言われたとおりであると答弁。開発審査会の議事録を見ると、規制緩和についてはかなり厳しいことが伺える。線引きそのものではなく、開発行為の認定については市に権限移譲するものをふやしている自治体もある。本市も緩和についての権限を持つという方向にならないと、民意や本市のための都市計画に即応した対応ができないのではないかと質疑に対し、高知市は独自に開発審査会を持っており、本市も独自に持つことは可能であると答弁。インフラが整備された調整区域内の土地に対する見解はどの質疑に対し、線引きの変更は県の決定になるので市ではできない。市として要望することはできると思うが、人口減の中で市街化区域をふやしていくという理論が成り立たないので、担当課としては市街化区域への変更は不可能であると考えている。地区計画での開発は可能であるが、前例となる事例はまだないと答弁。今回の規制緩和は高知市、高知市議会が検討していたものをほぼそのままに近いような形で県が認めたように思えるがどの質疑に対し、承知していないと答弁。農業を希望している移住者が農地を取得することができる基準はどの質疑に対し、下限面積は現在土佐山田町地区が40アール、香北町地区も40アール、物部町地区は30アールである。香北町地区は来年の4月1日より30アールとすることになっていると答弁。農地と空き家を一緒に売りたいといった場合にもその条件は変えられないかとの質疑に対し、先進の雲南市では、下限面積を1アールに設定して行っている。農業委員会が4つ目の別断面積のゾーニングを認めれば可能であると答弁。市有地を購入された方が地域医療を含め小児科の誘致にも努力したいとのことであったということだが、その後の状況はどの質疑に対し、6月にそのような報告があったが、その後具体的な話はないと答弁。物部の教職員住宅はお試し住宅として活用できないかとの質疑に対し、遠くから来た教員のためのものでいつ出入りがあるかわからない。お試し住宅は長期になる場合もあるので、今のところそのようなことにはならないと答弁。

以上の質疑を経た後、今後の日程等について協議を行い、次回の日程を1月26日月曜日9時から、内容は都市計画をめぐる勉強、調査を行うこととし、閉会をいたしました。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市一般会計補正予算（第6号）から日程第28、諮問第7号、人権擁護委員候補者の推薦についてまで、以上25件を一括議題とします。

行政の報告及び承認第11号から諮問第7号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。本日、平成26年第8回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙の中ご出席を賜りまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、地方創生と呼ばれた国会でございましたが慌ただしく解散をしまして、明日公示、そして、14日投票となり、本定例会中に新たな国政が決まる事態となりました。地方は地域経済の浮揚、財政改善など切実な課題を抱えており、地方を元気にしてこそ日本が元気になるとの立場、また地方重視の力が大きく前進することを期待するものであります。

また、消費税増税について、先送りが決定されましたことによりまして、社会保障制度などの財源が厳しい状況となりますことから、市民の皆様への影響を防ぎ緩和する施策を急がなければならないというふうに考えておるところでございます。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、総務課でございます。

職員採用資格試験についてでございます。10月19日に職員採用資格試験の1次試験を実施し、第2次試験は11月15日、第3次試験は11月29日に実施をいたしました。

次に、香美市民賞についてでございます。11月3日に第8回香美市民賞表彰式典を行い、香美市の観光振興発展に尽力し地域社会の発展に大きく貢献されました、物部町庄谷相の公文寛伸さんを表彰させていただきました。

管財課からでございます。

岡ノ内小学校の解体についてでございます。岡ノ内地区へのヘリポート整備のために進めていました岡ノ内小学校解体工事が完了しました。

次に、まちづくり推進課でございます。

姉妹都市交流についてでございます。10月18日から19日に開催されました第33回刃物まつりに、姉妹都市でございます北海道積丹町と福井県あわら市の訪問団が来市され、それぞれの地域の特産品など、販売やPRを通じて市民との交流を図られました。

市民保険課でございます。

国民健康保険財政の状況についてでございます。国保財政の状況について審議するため11月26日に国民健康保険運営協議会を開催し、現在の状況を報告をいたしております。

ます。

次に、防災対策課でございます。

市職員の災害対応訓練についてでございます。11月1日に主幹以下の市職員38名を対象にしまして、災害時に職員が行うべき行動等の想定問題に対し、グループ討議による机上訓練を実施いたしました。

次に、指定公共機関との大規模災害に対する意見交換会の開催についてでございます。11月12日に市長、防災対策課、高知県危機管理部南海トラフ地震対策推進中央東地域本部の地域防災監とライフライン関係を中心とする指定公共機関の四国電力株式会社、NTT西日本株式会社との間で、今後発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合の協力体制をテーマとした意見交換会を開催をいたしております。

次に、香美市自主防災組織連絡協議会についてでございます。11月16日に香北グラウンドにおきまして、平成26年度第2回香美市自主防災組織連絡協議会を開催し、63組織113名の参加のもとAEDを使用した救急救命訓練及び初期消火訓練、ロープワーク訓練を実施いたしました。

次に、福祉事務所からでございます。

福祉体育大会についてでございます。11月16日、香美市香北体育センターにおいて、香美市福祉体育大会2014を開催しました。高齢者や障害者を初め福祉関係者等280人が参加し、スポーツを通じて親交を深めました。

産業振興課からでございます。

鳥獣対策事業についてであります。四国森林管理局、高知県が主催する自衛隊と協働の三嶺シカ捕獲事業は、猟友会、山岳会の皆様を初め多くの方々にご参加いただき、11月16日に無事終了しました。初めてとなる今回は4頭捕獲いたしました。急峻な山岳地域における捕獲方法について、今後研究、検討を重ねていきたいと考えております。

次に、農政についてでございます。夏に被災した災害の査定は順調に進捗しており、12月8日からの第8次査定で補助災害査定は全て終了の予定でございます。

次に、林政についてです。台風12号、11号による林道災害の査定は全て終了しました。復旧に向け、順次発注の予定でございます。

木材住宅支援事業は、11月7日委員会から答申をいただきました。4月からの事業実施に向け、準備を始めておるところでございます。

次に、建設課でございます。

土木事業について。災害関係において、8月1日から10日にかけての台風12号及び11号の豪雨により公共土木施設災害が49件発生し、11月17日から国による査定も終了し、現在実施に向け入札などの準備を行っております。また、道路・河川等の土砂取り除きなどの小規模緊急修繕並びに道路面荒廃等解消補修工事については、随時現場対応をしており、現地調査により新たに把握した小規模修繕等については、順次着手の予定でございます。緊急性の高いがけくずれ住家防災対策は、県からの交付決定を

受けたものから随時入札等準備を進めています。道路整備事業については、契約をほぼ完了し年度内完了を目指しています。

次に、都市計画についてでございます。旭町・宝町・黒土の各街区公園改修工事はリニューアルし、10月20日から供用開始しました。また、都市計画道路新町西町線については、関係機関との協議も整い、関係者等への説明を行い、本年度計画分の用地等買収を計画いたしています。

次に、地籍調査についてでございます。本年度計画の物部町大栃、柳瀬の各一部、香北町川ノ内、横谷の各一部、土佐山田町西又の一部を年度内完了に向け作業を進めております。

次に、県営工事についてでございます。国道195号及び大栃橋架け替え工事については、事業のスムーズな進捗を心がけ作業を進めておるところでございます。

次に、物部支所地域振興課でございます。

物部町自治会長会についてでございます。平成26年11月26日に奥物部ふれあいプラザにおきまして、平成26年度第2回物部町自治会長会が開催されております。

次に、上下水道課でございます。

台風11号における簡易水道各施設の復旧状況についてでございます。台風11号の大雨による濁水で影響を受けた美良布簡易水道施設の修繕はおおむね完了し、別府及び岡ノ内の各簡易水道施設の修繕は、本年度の完了に向け作業を進めています。また、落雷の影響を受けた山田堰簡易水道施設は部材等の調達に時間を要していますが、早期の機能回復に向け精力的に取り組み、安定したライフラインの確保に努めてまいります。

次に、消防課でございます。

平成26年1月1日から10月31日までの火災、救急及び救助出動件数についてでございます。昨年同期と比較して火災件数は13件、救急出動は53件、救助出動は2件の増となっております。詳細については表をご確認ください。

次に、香美市消防団の活動についてでございます。10月12日に高知県中央地区消防操法大会が開催され、ポンプ自動車の部に山田分団、小型ポンプの部に西川分団が出場し、日ごろの訓練の成果を披露しました。

次に、秋季全国火災予防運動についてでございます。11月9日から15日にかけて全国秋季火災予防運動が開催され、期間中には各消防団がそれぞれの管轄区域内で防火宣伝を実施しました。また、11月7日には香美市役所において土佐山田幼稚園児によるマーチングの演奏を行い、火災予防を呼びかけました。

次に、消防防災施設等の整備事業についてでございます。耐震性貯水槽を香北町葦生野地区及び物部町大栃地区に整備をいたしました。

続きまして、今期定例会に上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。

報告第12号は、学校給食費滞納整理における訴えの提起でございます。

承認第11号は、平成26年度香美市一般会計補正予算（第6号）です。

議案第 90 号は、平成 26 年度香美市一般会計補正予算（第 7 号）であり、本案は普通交付税の追加、体育施設整備事業債の追加、公共土木施設災害復旧費の追加などのほか、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。

議案第 91 号は、平成 26 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

議案第 92 号は、平成 26 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）です。

議案第 93 号は、平成 26 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

議案第 94 号は、平成 26 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）でございます。

議案第 95 号は、平成 26 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）でございます。

議案第 96 号は、平成 26 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

議案第 97 号は、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案第 98 号は、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案第 99 号は、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案第 100 号は、香美市まちづくり委員会設置条例の制定でございます。

議案第 101 号は、香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定でございます。

議案第 102 号は、香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定です。

議案第 103 号は、香美市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定です。

議案第 104 号は、香美市まちづくり計画の変更でございます。

議案第 105 号は、猪野々集会所の指定管理者の指定でございます。

議案第 106 号は、三谷地区集会所の指定管理者の指定でございます。

議案第 107 号は、和解及び損害賠償の額の決定でございます。

諮問第 3 号から諮問第 7 号は、人権擁護委員候補者の推薦でございます。

以上、報告 1 件、承認 1 件、議案 18 件、諮問 5 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君）　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第 12 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、承認第11号、議案第90号、議案第107号及び議案第108号並びに諮問第3号から第7号までの議案は、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議に付し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、日程第4、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成26年度香美市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。承認第11号について説明いたします。

承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成26年12月1日提出、香美市長 法光院晶一

専決処分事項

平成26年度香美市一般会計補正予算（第6号）

平成26年度香美市一般会計補正予算（第6号）

平成26年度香美市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,087万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億2,492万4,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月19日専決、香美市長 法光院晶一

なお、概要につきましては、議案細部説明書にお示ししてあるとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 補足説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、承認第11号は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、議案第90号、平成26年度香美市一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長(山中俊明君) 平成26年度香美市一般会計補正予算(第7号)について説明いたします。

平成26年度香美市一般会計補正予算(第7号)

平成26年度香美市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,311万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億1,804万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年12月1日提出、香美市長 法光院晶一

今回の平成26年度香美市一般会計補正予算(第7号)は、普通交付税の追加、体育施設整備事業債の追加等のほか、債務負担行為及び地方債に変更が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案を行うものです。

なお、第1表、歳入歳出予算補正、3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書、12ページから14ページまで、次に、款項目節の内訳、15ページから40ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

続きまして、10ページの第2表、債務負担行為補正につきまして説明いたします。

今回の補正は、土佐山田学校給食センター調理・配送業務委託など8件の追加と変更1件で、期間及び限度額については記載のとおりです。なお、調書は45ページにありますのでご参照ください。

次に、11ページの第3表地方債補正でございますが、変更6件となっており、総額で30億5,434万9,000円となっております。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

なお、概要は議案細部説明書にお示ししておおりでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（石川彰宏君） 補足説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案の質疑は歳入一括、歳出一括として行います。
まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 18番、山本でございます。

議案90-16ページでございますが、15款の県支出金、1目で民生費県負担金で、3節の国民健康保険基盤安定負担金でございますが、これが1,026万円で計上されておりますが、これにつきましては、議案説明では被保険者数の増加による追加となっておりますが、被保険者数は年々減っていると聞いていたところでございますが、平成25年度は8,123人でしたが、平成26年度は何人にふえたかお聞きいたしたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 山本議員のご質問にお答えします。

被保険者数の増という提案理由でございますが、これは当初予算に計上見込みをしていたものより増になったということで、ヒアリング時に額が決定したものでございます。

平成26年度当初に何を見込んでいたかという部分につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので、何人で計上したかということにつきましては、また後ほど調べてお答えさせていただきたいと思っております（後に説明あり）。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 15ページの13款の使用料及び手数料の6節に農林漁業体験実習館使用料という額が出てます。平成25年度も平成24年度もこういう使用料が発生してないけど、使用料が発生するような利用の仕方というのはどういふのがあるんでしょうか、説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、小松清貴君。

○物部支所長兼地域振興課長（小松清貴君） 農林漁業体験実習館の和室のところなどを地元の自治会やグループが使用した場合に発生するものです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

議案90-17ページです。20款、諸収入のほうの雑入で、43節、三菱UFJ信託地域文化財団助成金と55節の芸術文化振興基金助成金、これは説明では不採択になったということで書かれてますけれども、これはどういう内容のものでどういったものを提案して不採択になったのか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

平成26年度に企画展を6回開催するようしております。その中で美術館の事業でございますが、昭和のこどもたちと、これは7月から8月にかけて、もう既に終わっております。そして、日本画の楽しみという企画展、これが来年の2月14日から3月15日まで、この2つにそれぞれこの財団のほうへ手を挙げておりましたところ、残念ながら選考から外れたということの通知をいただきましたので、今回減額補正をさせていただいたところでございます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 済みません。そうしたら、その43節と55節、両方にそれを出してということですか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

まず、三菱のほうが日本画の楽しみを応募しております。そして、芸術文化振興基金のほうへ昭和のこどもたち、これを応募しておりましたけれど、三菱のほうは258件応募があったということで、その中で51件が採択されたようでございます。そして、もう一つの芸術振興のほうは、ちょっとその件数とかそういったことでなくて、単に今回は外れたということの通知が来ておりました。

どうしてそうなったかということは、ちょっとこちらからでは把握はできてない状況でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連して伺います。

2回はやったというふうな、今、昭和の何とかをね。入りとしてこういう財団からの助成金を見込むんですけど、入ってこなかったら一財対応になるというふうに思うんです、企画をどこかやるというふうなことを言っていましたので。そこで当初に予算化していると。今まではオーケーやったというような分もあるけど、先ほど聞くと二百五十何件のうち51件と、確率的に5分の1の確率というふうな部分を当初の入の部分の雑入で予算化していたわけですかこれ、そういうことですね。

（生涯学習振興課長、田島基宏君、自席にてうなずく）

○13番（山崎龍太郎君） そこはそういう仕組みでいいんですか。宝くじの助成金とかそういうのが入ってくるのは、もちろん大体当て込めるから当初わかるけど、こういう財団からの助成金というものを、確率が5分の1で20%の確率しかないのに当初に見込んでおくというのが、手法としてはいいのかなというふうに今感じたので聞いてます。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 担当課といたしましては、一般財源をつぎ込むよりは、そういったいろんな施策がどうかそういったことのネットワークを広げまし

て、少しでも一般財源を減していきたいという思いがあって、そういったものを調べながら、財政との協議シフトの中でこういった予算措置をしております。

これ確率的に、今回はこの場合は5分の1ということですが、いろいろ財団の中にもありまして、そういった審査内容についてまではわかっておりませんので、途中で補正するということもあろうかと思えますけど、一応そういった計画に基づいてやっているという形で、原課としては上げさせてもらっています。あとは財政サイドのほうでどういうふうにそれを捉えるかということをございますので、またよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 再度聞きます。

担当課サイドとしてはもちろん理屈はわかりますが、予算の組み方、常に言うのは入りのほうを厳しくというふうに言うてる中では、先ほど課長が言われたような、これは財政当局に聞くべきかもしれんけど、当初はやらんといかん部分であれば一財で組んでおいて、これを審査に通ったら補正で上げるという手法のほうが適切かなというふうには感じるんですが、財政当局はどういうふうにお考えなのか。原課の考え方は先ほどわかったんですが、そここのところの再度の答弁を求めます。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

この事業計画に基づいて事業を実施していくという中で、その財源をどのようにするかということについては、やはり一般財源を使わなければならないときはもう一般財源ということになります。なるべく特定財源がないかどうかということをお原課のほうでも検討していただいて、もしそれに充当できるようなものがあれば、特定財源を使っただけというふうな方向でやっております。

そういった中で、この事業が申請時にどういった手続をしなければならないかということがあります。補助事業等におきましては、申請時にその予算を計上しているかどうかというようなことも出さなければなりませんので、そういったこともあり当初予算に計上していたのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。21ページです。

まず、財産管理費ですけれども、17節、公有財産購入費、猪野々小学校の跡地を購入ということで細部説明書のほうにも書かれてましたけれども、今回こういうことになったこれまでの経過、それとこの跡地をどういうふうに今後利用していくのかという点

をお聞きいたします。

それと、13節の委託料ですけれども、市有地境界確定業務委託というのが入ってますが、物部町内の市有地売却のためということで書かれていますけれども、どこあたりになるのでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） それでは、1点目の猪野々小学校跡地購入費の経過について報告いたします。

猪野々小学校用地は、貸し主と猪野々区長、永瀬区長との間で、小学校用地の土地賃貸借契約を締結していました。ただし、賃借料につきましては香北町が支払っていました。平成14年香北町第3回定例会議員協議会にて、廃校に伴い現存する学校施設を他の用途に活用したいため学校用地購入について了承され、用地交渉の結果、地権者5名中4名の内諾を得ますが、1名の貸し主との用地購入交渉は不成立に終わり、平成16年香北町第3回定例会臨時議員協議会にて撤去、用地返還が了承されました。

なお、当時の交渉内容は、香北町が提示した購入価格は面積1,191平米に対し540万円、相手方の購入希望価格は1,300万円でした。

その後、平成18年2月13日に貸し主申立人より、香北町を相手に申し立て書が送達され、相手方と和解条件等の協議を重ねてまいりましたが不調に終わりました。

香北町に申し立て書が送達された後、平成18年3月29日付で猪野々区長、永瀬区長名で土地の賃貸借契約の解除についての文書を申立人に送付しています。

最終の和解条件は次のとおりです。

1、土地を等価として交換する。交換により申立人の所有となった土地内に既存する側溝の移設及び新設通路を設置する。2、平成17年4月1日から土地の交換完了日まで、相手方は申立人に対し1カ月当たり7万5,000円を支払う。3、相手方は申立人に対し、本調停事件のために申立人が支払った交通費を支払う。4、旧香北町長は申立人に対し、別紙記載内容の謝罪文を提出するという内容でございました。この調停での香美市の回答は、土地の交換は望みますが、その他の内容については認めることができないと回答しています。

その後双方接触がありませんでしたが、平成24年7月に代理人弁護士より催告及び申し入れ書が送られてきました。内容は次のとおりです。

1、賃借料支払いの催促について。2、土地の返還問題について。

この件につき市の回答といたしましては、1、賃料の支払いについては、賃貸借契約は平成18年3月31日で終了している。2、土地の返還問題については、香美市が提案した土地交換条件は可能であると考えたと回答いたしました。

その後、平成25年1月、平成25年5月に代理弁護士が来庁し、交渉をいたしました。

平成25年11月14日には、貸し主と弁護士が来庁し、前副市長、私どもを交えて

協議しましたが不調に終わりました。当時の交渉内容は、市有地との土地交換のほか、
1、運動場下の畑を含み交換してほしい。2、排水路が法尻から30センチ以上離れている箇所は、法尻に移設してほしい。3、平成17年4月以降、賃料年額7万5,000円の支払い。4、登記費用は市の負担、5、運動場下から西側に続く道を含め道路の北側に侵入防止フェンスを設置してほしいという条件が示されました。

この件につき、平成26年1月上記要望内容の回答を代理弁護士に送付いたしました。回答は次のとおりです。

1、畑は交換する土地に含めることはできません。2、排水路は法尻からおおむね30センチ程度ですので、移設の必要はない。運動場東側の排水路は階段部分の閉鎖工事とあわせて移設は可能。3、平成14年度以降の賃料の支払いは応じることができない。4、登記事務及び諸費用については申立人が支払うべき税金以外は市が支払う。5、現在も生活道として利用している方がいるので、道を交換条件に含めることはできない。

その後、平成26年5月30日に新市長名で再度同様の内容で弁護士に送付いたしました。

平成26年10月24日、代理弁護士より新たな条件の提示がありました。内容は次のとおりです。

売却条件として、1、売却代金は600万円とする。2、貴市は貸し主に対し、平成18年から明け渡し済みまでの年額15万9,647円の賃料相当額を支払うという内容でした。

その内容を精査しました結果、売却条件1につきまして、平成14年当時、香北町は貸し主の土地1,191平米に対し、買い入れ希望価格540万円、平均坪単価1万5,000円、平米当たり4,545円を提示しています。売却希望価格600万円は平米当たり5,038円、平米当たりの価格差は493円であり、当時香北町提示価格に大差はないと考えられます。また、平成25年度に別目的で近隣の土地の鑑定評価を行いました。評価額は3,680円でした。平成14年当時から比べますと、現在、香美市の土地の価格は3割程度下落しているということであり、当時は5,000円程度であったと考えられます。当時の価格と比べれば妥当な価格と思われます。

売却条件2についてでございますが、猪野々小学校用地の賃貸借契約は、貸し主と猪野々区長、永瀬区長との間で契約されており、賃料につきましては香北町が支払っていました。猪野々小学校休校後、平成17年までは年額15万9,647円の賃料を支払っています。平成18年、猪野々、永瀬両区長名で土地の賃貸借契約解除の通知文を送付していますが、貸し主は原状回復がなされていない状態で、本件土地を受け取るつもりはない。したがって、いまだ本件土地に関する賃貸借契約は終了していないという主張です。

また、仮に以前回答した土地の等価交換ということになりましても、市側には次のような費用が発生すると考えられます。

1、現市有地の中に埋設してある防火水槽の撤去、石積みの復旧、水路の新設及びつけかえに約250万円。2、撤去した防火水槽の代がえの防火水槽新設に約500万円。3、市有地にある防災無線子局移設に約50万円等と合計約800万円等の費用が発生すると考えられます。

以上、売却条件を市長を交え検討した結果、妥当な申し入れと考えられましたので、今議会に土地の買収費、賃料を計上させていただき、長年の問題の解決を図りたいという次第でございます。

なお、跡地については、猪野々地区のコミュニティの場、可能であればヘリポート、駐車場との利用が考えられます。

続きまして、2番目の質問ですが、場所ですが、大栃字土居の市有地でございます。以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田です。3点お伺いいたします。

21ページの5目、財産管理費の11節の需用費、この修繕費と書かれております。説明書でも26施設ということですが、この中に市営住宅の修繕をされたところもあるかと思いますが、それがいいのか。どのような修繕、主な修繕内容についてお伺いいたします。

それと、26ページの3款、民生費、6目の国民健康保険費ですが、この中に国民健康保険特別会計が出ております。細部説明書では法定軽減、2割軽減、5割軽減とかあると思うんですが、どの部分の軽減額が一番影響を及ぼしているのか。7割軽減の方が多くなっているのかなと思うんですが、その辺をお願いいたします。

それと、36ページです。10款の教育費の2目、教育振興費ですが、11節の需用費に教師用指導書の予算が上がっております。これは、定期的にといいますか、全ての教科書が新しくなるので教師用の指導書も新しくなると思うんですが、これは大体どれぐらい、何年に1回こういうふうな改訂があるものなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えします。

この修繕費は消防設備不良箇所緊急修繕でございますので、市営住宅の修繕等は一切入っておりません。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 濱田議員の質問にお答えします。

軽減の人数でございますが、今の状況で押さえているのが金額でしかちょっと今まだ把握をしておりませんので、ここに出ているのが法定軽減の分と支援分との両方の差額の

分で、今回繰り出しの分を補正をさせていただいております。

○議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

この指導書の入れかえにつきましては4年に1回です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。

議案書38ページ、10款、教育費の3目、学校給食費、その11節、需用費の中の電気料355万円、これについて、細部説明書によりますとオール電化により電気代がふえたというふうに書かれておりますが、本年8月に新しい給食センターとなりましたので、当初の予算は旧のもので立てていた予算であるのかというところをまずお聞きしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 学校給食センター所長、横谷勝正君。

○学校給食センター所長（横谷勝正君） お答えいたします。

当初予算では大体の見込み予算でやっておりまして、実際8月、2学期から稼働いたしまして、思惑、予定より電気を多分によく使うようになりました。といいますのも、供用を開始したのが夏でしたので、エアコン等の電気料が多目にかかっております。それと、まだ従業員もまだなれてないという状態もありましたので、ちょっと想定外の額が出てきております。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 関連です。

そうすると、少なくとも平成26年、当初予算では1,088万円が計上されておりましたが、今後はこういった形で電気料はだんだん下がってくるというふうに考えてもよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 学校給食センター所長、横谷勝正君。

○学校給食センター所長（横谷勝正君） お答えいたします。

9月の電気料といたしまして11万円（後日「110万円」と訂正あり）、10月の電気料といたしまして99万3,000円（後日「99万円」と訂正あり）と、経験が達することによりまして順番に電気の使い方もスムーズにできるようになっておりますので、今後はまず減っていくものと考えております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 17番。

20ページの2款、1目の8節、報償費の中のカウンセリング謝金が補正をされております。この心の健康相談というものの利用状況をお聞かせください。定期的に行っているものか、どういうふうに対応しているのかもあわせてお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、依光議員のご質問にお答えします。

心の相談日につきましては、毎月1回定期的に行っております。利用ですが、個人の情報ですので守秘義務としてこちらに人数だけ連絡がっておりますが、毎月大体二、三人が受けております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 先ほどの森田雄介君の質問に対して訂正があります。学校給食センター所長、横谷勝正君。

○学校給食センター所長（横谷勝正君） 訂正申し上げます。

先ほど10月の電気料を「9万9,000円」と言いましたが、桁が間違っております。 「99万3,000円」でございます。

○議長（石川彰宏君） 17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 25ページの民生費の中の社会福祉総務費の13節、委託料の社会福祉協議会業務委託が補正をされてます。説明によると生活困窮者の自立支援の準備費用ということで書かれてますが、それは幾らでどのような準備までこれで進めていくのか、説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 依光議員のご質問にお答えします。

25ページの民生費、委託料ですが、人勧による職員の勤勉手当の引き上げと、それから生活困窮者対策の準備費用ですが、これは職員の給料等に充てる予定です。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。2点お伺いします。

まず、23ページから24ページにかけてございます市議会議員選挙費、当初3,204万9,000円ということですが、実際使われた金額がその3分の2程度の2,118万6,000円ということで、各項目が大幅に減額になっております。候補者サイドで使うべきところで使えてないというレベルももちろんありますが、実際まず、具体的に言えば15節のポスター掲示場工事費の118万4,000円、ポスター掲示場なんかも掲示板も数も減りました。当初に組んでいてやっぱりこうやって減っていくということ、それからやっぱり、今回は選挙公報等とも出されて一定の効果も分析されていると思うんですが、総合的に見て大きく聞きたいのは、当初に組んだ予算の3分の2で済む選挙というがはいかがなもんかなと、あくまで候補者サイドの問題もあるということをお前提にして言っておきます。それがまず1点目。

2点目ですが、33ページの8款、土木費、4目の都市計画道路新設改良費の中の補償、補填及び賠償金の、その上にも振りかえですので、公有財産購入費で1,180万円という金額が振りかえられておりますけど、細部説明書では、新町西町に係る土地鑑

定結果及び物件補償の委託業務成果に基づく予算の組み替えというがちょっとピンと
きませんので、実際、用地購入を予定していたけど鑑定をしたということで、物件の移
設の補償なんですけどこれ、どういう仕組みとかどういう流れになっているのか、お尋
ねします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） 予算執行のあり方ということで
ご質問をいただきましたが、市の選挙につきましては、市の一般財源で行うものでござ
います。その観点から、できるだけ節減に努めるという観点でやっております。要るべ
き費用を使ってないという観点には立っておりません。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

現地のほうへ測量が入りまして、道路計画区間の確定により土地の鑑定評価及び物件
の移転補償の算定を行っております。その中で当初は用地買収費のほうへ組んでおりま
したが、中で用地鑑定及び補償の確定により揺り動かしがあったということです。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連。選挙のほうですが、一般財源でやるけど一般の市
会議員選挙はもう交付税措置されるん違いますかね。交付税措置されるんじゃないです
かね。その財源の部分を聞きます。

新町西町線のほうですが、この移転補償に係るがは当初から予定は、そういう金額が
出るというのは予測できなかったわけですか。用地購入とは若干違いますので、予測さ
れてるやったら当初から予算化しておったほうがよかったかなというふうに感じますが、
その点お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 市会議員選挙の交付税措置でございますが、もちろ
ん普通交付税には該当になりませんが、ただ特別交付税のほうで普通交付税に補足され
ないその市町村の需要ということで、そちらの対象にはなるかと思いますが、ただ、特
別交付税にどれぐらい措置されるかということとはわかりません。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当初から予定はしていましたが、価格、その他におきま
して専門的要素があるため、道路区域の確定後による鑑定評価及び補償費の算定という
形になったため、今回このような措置をとらせていただいております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 最後、選挙について伺いますが、総務課長の答弁がちょ
っと気に入らんと言ったら語弊がありますが、選挙を戦う立場の候補者をやってきた中

で投票率もやっぱり、さまざまな要因がありますけれども懸念されているということで、そこで、それなら、逆に言えば頭から2,000万円の予算を組みゃあえいんじゃんかというふうな感じもするんです。私は違うと思います。選挙はやっぱり市民に多く参加してもらおうということで、香美市の市長選であろうが議会議員選挙であろうが、その視点でやはり予算に応じた、極端に言ったら候補者がたくさん出るような選挙をすることが、候補者本人は大変ですけど、それがやっぱり行政に対しての、議会に対する関心の高さになってくるというふうには感じます。

そこでやはり、少なくともいいみたいな論法はいかなものかと思いますが、最後の答弁を求めます。

○議長（石川彰宏君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎泰広君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎泰広君） 先ほども申しましたが、必要な経費についてはそのような考えを持っておりません。節減できる経費について節減に努めたというところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

20ページですけれども、総務費の報償費、先ほどカウンセリング謝金のことをちょっとご説明をお聞きしたんですけれども、これ1回たしか2万7,000円だったかと思うんですが、今回追加ということになっておりますけれども、そういう心の悩みをお持ちの方が近年ふえてきていますけれども、そういう状況で追加になったのか、また1、2、3月分になるのか、そのあたりのご説明をお願いいたします。

それと、もう1点ですけれども22ページですが、9、物部支所費の中の13節、委託料、これが不足分に対して追加ということですが、委託料というのは年間幾らというふうにもう決まっているものじゃないかと思うのですが、こうして途中で不足分の追加が出るということはどういうことでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 20ページの2款、総務費の8節の報償費のふえた要因と申しますのは、人数は先ほど申し上げましたが、カウンセリングにあたってもらっている先生については時間で決めておると、相談時間が長くなったりとか相談者数がふえてくると、当初予定しておった時間ではおさまらんと、その差額分を補正をさせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、小松清貴君。

○支所長兼地域振興課長（小松清貴君） お答えします。

物部支所費の委託料、支所管理委託料の6万3,000円の増は計算の誤りにより正規に戻した金額で、この増額を予算としております。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 31ページの商工費の中の観光費、需用費で修繕費が50万円出ております。それと電気料4万6,000円の補正ですが、修繕費は当初多分50万円が90万円、140万円と合計金額がどんどん予定より上がってきておりますが、多分同じ施設やと思いますけれどもその確認と、今後の見通しというのもわからんでしようけれども、かなり老朽化が進むととかというその辺の認識をお願いいたします。

あと、トイレのほうは物部支所管内の公衆トイレというがですけども、ここへ上がってきているということは同じ場所かなと思ったり思わなかったりですが、その確認をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 利根議員の7、1、4の11、需用費の修繕費50万円でございますけれども、ご質問のように指定管理施設の修繕費でございます。今現在の指定管理施設でありますべふ峡温泉及びセレネ等が老朽化いたしまして、そのほか指定管理施設の修繕にたくさんの費用が要っております。

今後の指定管理施設の緊急修繕の対応のために、今回50万円を補正予算として上げさせていただいております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、小松清貴君。

○支所長兼地域振興課長（小松清貴君） お答えします。

観光費の中の11、需用費の電気料の4万6,000円、物部町内にあります沿線にぐるっとトイレが幾つもあるんですけども、その分の途中経過の実績を踏まえて見込みをしたところ、不足をするため4万6,000円補正するものです。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 済みません。歳入のところで山本議員さんからのご質問があった県負担金の被保険者数の増加というところでお答えができておりませんでしたので、そちらについてお答えをさせていただきます。

細部説明書に被保険者数の増加と書いてございます分が、申しわけございません。非常に言葉が足りておりませんで、これは制度改正によります法定軽減者の対象者数というか被保険者数の増加ということで、制度改正によりまして5割、2割軽減の方の拡充がされておりました、それに伴う人数のほうはちょっと把握ができておりませんが、額によりまして今回増になっておるということで、補正をさせていただいております。

済みません。細部説明書のほうの言葉が足りておりませんで、申しわけございませんでした。

○議長（石川彰宏君） 歳入の言い抜かりの答弁が終了しました。それではもとへ戻

ります。ほかに歳出の質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑がないようですので、これで歳出の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第90号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

10時50分まで休憩いたします。

（午前10時38分 休憩）

（午前10時51分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、日程第22、議案第107号、和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 議案第107号、和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年12月1日提出、香美市長 法光院晶一

1 損害賠償の額 153万550円

2 和解の内容 市は林道管理者としての責任を認め、損害賠償額153万550円を支払う。

3 事故の概要

（1）発生日月日 平成26年8月2日

（2）場 所 香美市香北町美良布

（3）概 要 平成26年8月2日に林道美良布岩改線において、台風12号の豪雨により側溝のオーバーフローした水及び路面水が北側斜面に流入したことにより、林道と作業小屋との間の法面が崩壊し、その土砂が流入し作業小屋が半壊するとともに、大工道具一式が埋没及び水没した。

（4）相 手 方 香美市香北町在住 Aさん

提案理由につきましては、細部説明書をごらんいただきたいと思います。なお、追加の補足説明を産業振興課長より行わせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 皆さんにお配りしております説明資料、この地図の分をお開きいただけませんか（資料を示しながら説明）。

まず、本林道美良布岩改線につきましては、旧香北町において平成15年度より事業が開始されております。

お配りしました説明資料の下段のA区間、ここが平成15年度、そしてB区間150メートル、これが平成16年度、C区間が平成17年度、D区間が平成18年度の施工となっております。ここで先ほどのA B C D区間と記載された部分の左側、この側溝というところの断面をご注目いただきたいと思います。

まず、A区間につきましては、側溝が300掛ける300、B区間も300掛ける300ですが、次C区間が450掛ける450、そしてD区間が300掛ける300となっております。このD、C区間につきましては、300掛ける300の側溝でD区間で受けた水を下流側C区間450掛ける450で受けまして、このC区間とB区間の間にある谷、ここに排水をする予定であったという計画で進めていたようでございますけれども、地元からの要望によりまして、このC区間、D区間を集めてきた道路側溝の水がこの谷には排水されなかったということで、この下流側にありますB区間の300掛ける300の小さな側溝に、大きな側溝から小さな側溝に排水を余議なくされておったということでございます。また、このD区間、C区間につきましては路側側に、これは下段向けになりますけれども、雨水を遮断するようにアスカーブとまた路側の石積みが設置されておりまして、路面水につきましても、全てD C区間の部分につきましてはB区間にまとめて排水がされたということでございます。それによりまして、先ほど総務課長のほうから説明のありましたそのB区間を流れていきました部分が道路側溝をオーバーしまして、また路面水も含めまして下の作業小屋のところに排水がなされたということでございます。

ご承知のように、雨水につきましては降雨量や地形、集水面積等によりまして水路断面や勾配等が設計されることから、今回の事例のように排水計画が途中で変更を余議なくされた場合には、これを受ける水路断面を下流側が拡大する必要がございます。けれども、このA区間、B区間の道路側溝につきましては、前年度に施工されておりまして、そのまま300掛ける300のままになっておったと。集水面積の変更による計算をいたしますと、500掛ける500程度以上の断面が当然ここには必要であると考えます。けれども、国庫補助事業による林道でありまして、完成直後の構造物の取り壊し、改修は避けたものであろうと推測されます。

以上の原因によって、今回の豪雨によりましてB区間の側溝をオーバーし、また路面をD区間、C区間の分を受けた雨水が道路を横断しまして、下段にあります作業小屋付近に流出したことが被災原因であると考えております。

本林道につきましては、平成26年度が開設の最終年度となることから、このA区間、

B区間につきまして、この谷から上流でございますけれども谷側にアスカーブを設置いたしまして、路面に雨水排水機能を分散させることによりまして、道路の排水能力を向上させるように修繕をしたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（石川彰宏君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。最後に修繕について報告を受けたんですが、500掛ける500にするのが理想ということを書いてたように聞こえましたが、そうじゃなくてどのような再発防止策を図るか、再度の説明をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 先ほどの説明の中にありましたように、国庫補助事業による林道でございます。完成後の構造物取り壊し等には相当の理由及び補助の返還等が必要となってくるということから、アスカーブ、アスファルトのこういう台形の道路の路側側にずっと行きまして、路面自体を水が流れることを目的としまして、雨水の排水機能を分散させるということによりまして道路の排水能力を向上させるということでございます。

例えば、500掛ける500でしたら、0.5メートル掛ける0.5メートルですので排水断面積は0.25平方メートルになりますけれども、5メートル道路で10センチのアスカーブがあれば0.5平方メートルになりまして、倍の排水能力を有するということでございますので、路面への排水の能力を追加することによりまして、この部分での排水機能を向上させるということを目的としております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 先ほどの関連じゃございません。今の説明はよくわかりました。

この153万550円という部分の査定の状況で、機械と小屋ということですが、こちらの100%責任ということになればその見積もり等も保険会社がやったと思いたすが、その具体的な内容についてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） この賠償額の内容は、大きく分けて作業小屋の修繕と大工道具の修理代、新規購入についてでございます。内訳を言いますと、作業小屋の修繕につきましては91万9,389円、それから、大工道具の修繕、新規購入につきましては61万1,161円、合計153万550円となります。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番。1点、関連ですがお尋ねします。

今年の台風の豪雨で道路の冠水、側溝が側溝の用をなしていなくて、落ち葉などがたまって路面をずっと洗い続けているというふうな状況があって、それから県道も含めてそういう状況、それから、側溝自体の形状が古いものもあって、すごく浅いような形状の側溝もあって、今後雨の降り方もどういうふうになっていくかわかりませんし、そういう特に側溝の豪雨対策というものは、これから市道も県道も力を入れていかんといかんのじゃないかと思うんですが、その辺のところは県のほうからも何か言ってきておりますか。それから、市のほうは今年度の豪雨を受けまして何度か対応もしていただいた事例もあるんですが、側溝が側溝として用をなすような状況にどうやってしておくかということについては、市のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

随時わかったところに関しましては、維持補修などで市道に関しまして対応はしていきたいと思いますが、現状で追いついてない状況があります。ただ、雨の降り方が変わりまして、瞬間的な雨ということで一時的なところもあり、なかなか対応し切れないというところがあります。

なお、県道、国道分に関しましても同じことが言えますので、随時わかったところに関しましては、県のほうへ要望なりはしていきたいと思いますが、なかなか改修が追いついていかないという事実もございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 私のほうでは、林道のほうについてお答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、道路側溝という形をとりますと、特に林道等では山の切り取り法面からの土砂によりまして、すぐに埋まってしまうという状況が非常に多い状況になります。それを防ぐために三角側溝であるとか、先ほどもお話ししましたようにアスカーブを設置いたしまして、路面に排水機能を分散させるというふうなことのほうが、より有効ではないかと考えておるところでございます。

道路側溝をつくりますと、やっぱりその修繕、維持管理が当然必要ですが、豪雨のときに果たしてその修繕ができるものかということになりますと、非常に困難であると考えます。

危険なところにつきましては、アスカーブ等によりまして路面が排水機能を分散させるというようなことによりまして、被害を未然に防いでいくということが必要と考えておりまして、道路を計画するときには三角側溝及びアスカーブ等を有効に使いながら、

被害の少ないような、被災の少ないような道路をつくっていくというような形を計画しております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） その三角側溝というものかと思うんですが、県道でそういうところがありまして、そこに落ち葉などがたまって用を足さなくなると、路面を洗って、その下のお墓のある土地に雨が流れ込んで、お墓の土地そのものが前に、道路側にせり出したというふうなことが、それは県道ですがあったんですが。やはりどういう側溝にしましても、手入れといいますか、なかなか全部の側溝は難しいかもしれませんが、そういうことが豪雨時期の前には要るんじゃないでしょうか。側溝の掃除なりそういうのを地域の方の力も借りて、留意して行っていくというふうな対策もとる必要ができてきているんじゃないでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

おっしゃるとおりですが、なかなか手が回らないというところも事実ですが、危険箇所、危険なところ、危険の順位をつけるわけではありませんが、そういうところがわかれば早急な対応をできる限りしていきたいと考えております。またよろしく願います。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、山崎です。

この損害賠償ですけれども、保険のほうが出るわけですけれども、こういったことで保険を使っていった場合に、市が掛ける保険料というものはどうなっていく、高くなるのか変わらないのか、そのあたりのことお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 保険料につきましては、使う、使わんにかかわらず定額でございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第107号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

冒頭に議会運営委員会委員長より議案第107号及び議案第108号を委員会付託を省略し審議に付し採決したいと思いと申しまして、これに異議がないということでございましたが、議案第108号の提案説明が抜けておりましたので、市長より提案説明をお願いいたします。

法光院晶一市長。

○市長（法光院晶一君） 追加としまして、議案の提案及び説明を申し上げます。

議案第108号は、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。詳細につきましては総務課長より説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（石川彰宏君） 次に、日程第23、議案第108号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 議案第108号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年12月1日提出、香美市長 法光院晶一

香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改め文につきましては、省略をさせていただきます。提案理由につきましては、議案細部説明書をごらんください。

○議長（石川彰宏君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第108号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町楠目 1 5 7 番地 1

氏 名 前 田 隆 明

生年月日 昭和 1 6 年 3 月 2 8 日

平成 2 6 年 1 2 月 1 日提出、香美市長 法光院晶一

参考資料としまして、本人の経歴をつけさせていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 補足説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第 6 項第 2 号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これから、諮問第 3 号を採決いたします。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、諮問第 3 号は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

次に、日程第 2 5、諮問第 4 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 諮問第 4 号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市物部町大栃 1 3 5 1 番地

氏 名 岩 越 美 代

生年月日 昭和 2 4 年 1 2 月 2 5 日

平成 2 6 年 1 2 月 1 日提出、香美市長 法光院晶一

同じく、参考資料に本人の経歴を載せておりますのでごらんください。

○議長（石川彰宏君） 補足説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第 6 項第 2 号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これから、諮問第 4 号を採決いたします。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、諮問第4号は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

次に、日程第26、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。地方自治法第117条の規定によって、村田珠美君の退場を求めます。

(7番、村田珠美君 退場)

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長(山崎泰広君) 諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町加茂332番地4

氏 名 村 田 珠 美

生年月日 昭和32年8月25日

平成26年12月1日提出、香美市長 法光院晶一

同じく、参考資料に本人の経歴を載せておりますのでごらんいただきたいと思います。

○議長(石川彰宏君) 補足説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(石川彰宏君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これから、諮問第5号を採決いたします。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、諮問第5号は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

村田珠美君の入場を許可します。

(7番、村田珠美君 入場)

次に、日程第27、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長(山崎泰広君) 諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市香北町美良布758番地1

氏 名 福 島 勇 二

生年月日 昭和 2 3 年 1 月 1 6 日

平成 2 6 年 1 2 月 1 日提出、香美市長 法光院晶一

参考資料で本人の経歴を掲載してありますので、ごらんいただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 補足説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第 6 項第 2 号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

これから、諮問第 6 号を採決いたします。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、諮問第 6 号は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

次に、日程第 2 8、諮問第 7 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 諮問第 7 号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市物部町久保高井 1 6 8 番地

氏 名 竹 平 豊 久

生年月日 昭和 2 4 年 1 月 2 6 日

平成 2 6 年 1 2 月 1 日提出、香美市長 法光院晶一

同じく、参考資料としてご本人の経歴を掲載しておりますのでごらんください。

○議長（石川彰宏君） 補足説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第 6 項第 2 号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

これから、諮問第 7 号を採決いたします。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、諮問第 7 号は、原案の候補者

を適任と認めることに決定しました。

次に、平成26年第7回議会定例会で継続審査に付してありました日程第29、議案第65号、平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第37、議案第73号、平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上9件を一括議題とします。

これから、総務常任委員会、教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、大岸眞弓君。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

去る11月10日に開催しました総務常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

第7回定例会において審査した事件は、継続審査となっていました議案第65号、平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第65号は、連合審査において質疑は終了しており直ちに討論に入りました。討論はなく、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） 17番、依光美代子でございます。教育厚生常任委員会の報告を行います。

第7回定例会において教育厚生常任委員会に付託され継続審査となっております、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、以上4件の平成25年度歳入歳出決算について、11月11日に審査を行いました。その経過と結果について報告いたします。

最初に、議案第70号、平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についての質疑では、最初に、基金残高は平成25年度末と平成24年度末を比較すると大きく減っている。基金は合併当初どのぐらいあったかについては、合併時の平成18年度末残高は7億5,988万円であったと答弁。次に、基金残高が少なくなり不安視されるが、今後の対策は考えているかについては、医療費抑制としてジェネリックへの切りかえや医療に特化した保険事業の展開を考えている。しかし、即効性やすぐに大きな減額というような効果につながるものではありません。今後の予想として、平成26年度に影響を及ぼすのは、平成24年度決算で医療費が約1億6,000万円下がっており、過去10年間で一度もないことである。前々年度の精算により1億円以上返還せねばなりません。そのため平成26年度末の基金残高はさらに大きく減ります。そして、平成29年度から国保の広域化で県単位化となる予定です。分賦金方式となれば県から保険料額が提示され、その額を徴収することとなります。今の予測では、基金は平成29年度までもつかが難しい状況でございます。国保運営委員会で説

明し、今後の方策について審議する予定ですと答弁。次に、1億円はいつ返すのかについては、平成26年度の精算となると答弁でした。次に、予防医療が重要となる具体的な手だてを考えているかについては、国からデータヘルス計画を求められています。医療分析を行い、細かく地域ごとにどういう特性がありどういう取り組みをすべきなど、実効性のある計画が求められています。そのために平成26年度からKDBシステムが導入され、国保の医療分析ができるようになり病気に特化した取り組みができるので、予防につながるよう取り組みたいと答弁。次に、ジェネリックへの取り組みと効果について、ジェネリックに対し医療機関等も協力し、またパンフレットの配布も行っている。平成20年度からジェネリックへの切りかえに取り組み、約5,600万円ぐらいの医療費の削減効果がありますと答弁。次に、210ページの財政安定化支援事業の国からの分は全額入っているかについては、国の積算基準は経費の8割算入で、一般会計へ交付税として入ってきている。その全額を国保会計へ繰り出していますと答弁。次に、214ページの保険給付費が、前年度と比べ被保険者数は減少しているのに給付費が約7,400万円ふえている。どのような対策を考えているかについては、確かに被保険者数は減少しているが高齢化率は高くなり、特に65歳から74歳までの割合が増加しており、1人当たりの医療費も増加傾向で保険給付費がふえている。今後はKDBシステムを使い、病気に特化した医療的取り組みや他課とも連携して、重症化しない取り組みをしていきたいと答弁。次に、207ページの1、医療給付費分現年課税分と2の後期高齢者支援金分現年課税分の不納欠損の理由と、この方は昨年と同じ方かについては、1と2は同じ方で、2人で2件分です。国外へ帰られ、居所不明ということで欠損処分をしました。この方は昨年と同じ方ではありませんとのことでした。次に、平成29年度から広域化になるが保険料はどのように変わるかについては、広域化の詳細についてはまだ示されておりません。現在、本市の保険料は県下の11市の中で一番低いので、今後保険料は上がるだろうと考えていると答弁でした。以上で質疑を終え、討論はなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第70号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第71号、平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についての質疑では、最初に234ページの雑入5,520円とはどういったものかについて、課税状況等の報酬算定基準の変更や事業所の請求間違いによる事業者からの返還金などが入っていますと答弁でした。次に、242ページの任意事業費の各支援事業の利用状況については、よりそい支援事業は26名の方より相談があり、それぞれの状況に応じ延べ150回の訪問を実施と答弁。次に、238ページの平成25年度の菰生郷の利用状況については、3ユニットのうち2ユニットの稼働状況である。現在も同じでありますと答弁。次に、菰生郷では、1ユニットの空きがありながら、職員がいないため入所希望者の受け入れができない状況です。市として何か手だてを講じる必要があるのではないかについては、2級ヘルパー養成講座を平成23、24年度と

実施し、2名の方が菰生郷へ就職した。その他の方は将来の自分のためや他の施設へ行くなどで地元での雇用につながらず、市としても従業員が来ないことに頭を痛めており、解決策が見い出せない状況です。以上で質疑を終え、討論はなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第71号は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第72号、平成25年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についての質疑では、成果説明書の55ページのケアマネジメントをするのに、市外の有料老人ホームへの入居や子どもとの同居などにより市外へ訪問することが多くなっているとのことですが、何名のところへ訪問し何名の非常勤職員で対応しているかについては、訪問の人数は把握していませんが、平成25年度は6名の非常勤職員で対応していると答弁。以上で質疑を終え、討論はなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第72号は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

最後に、議案第73号、平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第73号は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会が付託を受け、継続審査となった議案についての報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 次に、産業建設常任委員会委員長、織田秀幸君。

○産業建設常任委員会委員長（織田秀幸君） 15番、織田でございます。第7回定例会において、産業建設常任委員会が付託を受け継続審査となった、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号について11月12日に審査を行いました。経過と結果について報告いたします。

議案第66号、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、使用料集金委託の状況についての質疑に、大柘簡易水道が平均101戸、繁藤簡易水道が2戸集金委託している。これまでの経緯を調査し、口座振替の推進を図るとの答弁。簡易水道事業における起債償還のピーク及び上水道との統合後の対応についての質疑に、現時点の市債償還のピークは平成26年度である。また、平成29年4月1日から上水道と統合した簡易水道は、上水道事業債のみが適用となるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第66号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

次に、議案第67号、平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、下水道工事請負費が減少傾向となっているが推移についての質疑に、これまでは下水道事業全体で3億円の事業費ベースで市街化区域を中心に整備を進めてきたが、国の予算割り当ての影響が大きい。今後は市街化調整区域が中心となってくることから、国の動向も見ながら事業費の見直しを図っていきたいとの答弁。一般寄附金について現状と今後の推移はどの質疑に、下水道負担金は5年以内に納付するよう通知しているが、5年を経過した後は下水道への接続の申し出があった時点で一般寄附金とし

てお願いをしている。今後も同様の対応を継続していくとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第67号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

次に、議案第68号、平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、特環公共下水道事業分担金が当初予算額より減額となった理由はとの質疑に、年度当初過去の数値を参考に目標値を設定しているが、今回は目標値に達することができなかった。今後予定している施設の耐震化と長寿命化対策を行っていくためにも、今以上に分担金の納付率及び接続率向上に努めていきたいとの答弁。耐震化等の整備計画についてとの質疑に、施設の地震及び長寿命化対策として平成27年度に耐震診断及び整備計画の策定を行い、5年以内を目標に耐震化と長寿命化を進める予定との答弁。ほかに質疑等もなく、採決の結果、議案第68号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

最後に、議案第69号、平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、受益者戸数はとの質疑に、受益者戸数は85戸との答弁。平成25年度は1戸の接続であるが、地域要望の事業であることを踏まえ取り組みへの見解はとの質疑に、地元の道義的責任も勘案し、地域ぐるみで理解、協力が得られるよう自治会に働きかけを行っているとの答弁。報奨制度の継続はとの質疑に、考えていないとの答弁。市の住宅リフォーム補助金制度の利活用も自治会へ提示してはとの質疑に、補助制度も含め各家庭の実情も伺いながら、粘り強く取り組んでいくとの答弁。平成26年度の接続戸数はとの質疑に、現時点ではゼロであるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第69号は、全員賛成にて認定すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会が付託を受け、継続審査となっていました議案についての審査の経過と結果の報告を終わります。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君）　これから、委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（石川彰宏君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号、平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君）　全員起立であります。よって、議案第65号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第66号、平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第66号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第67号、平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第67号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第68号、平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第68号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第69号、平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第69号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第70号、平成25年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第70号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第71号、平成25年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳

出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第71号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第72号、平成25年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第72号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第73号、平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第73号は、原案のとおり認定されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は12月9日午前9時に開きます。

本日はこれで散会いたします。

(午前11時46分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 6 年 1 2 月 9 日 火曜日

平成26年第8回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成26年12月1日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月9日火曜日（会期第2日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	前 田 哲 雄
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	西 本 恭 久
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	岡 本 明 弘
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
ま ち づ け 推 進 課 長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健 康 介 護 支 援 課 長	几 内 一 秀	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	小 松 清 貴
税 務 課 長	野 島 惠 一		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	生 涯 学 習 振 興 課 長	田 島 基 宏
教 育 次 長 兼 教 育 振 興 課 長	後 藤 博 明	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	横 谷 勝 正

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆

農業委員会事務局長 久保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美 公

議会事務局書記 山本 絵 里

議会事務局書記 野口 恵 子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成26年第8回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第2号)

平成26年12月9日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 1番 甲 藤 邦 廣
- ② 12番 山 崎 晃 子
- ③ 7番 村 田 珠 美
- ④ 16番 比与森 光 俊
- ⑤ 5番 森 田 雄 介
- ⑥ 6番 濱 田 百合子
- ⑦ 11番 門 脇 二三夫
- ⑧ 15番 織 田 秀 幸
- ⑨ 2番 小 松 孝
- ⑩ 13番 山 崎 龍太郎
- ⑪ 14番 大 岸 眞 弓

会議録署名議員

5番、森田雄介君、6番、濱田百合子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。15番、織田秀幸君は、所用のため遅刻という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） おはようございます。1番、甲藤でございます。通告書に従いまして一問一答方式で質問をさせていただきます。

以下の4項目全て林業に関する質問になりますけれども、まず前段として、過去からの林業の経緯についてちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

木材と言いますのは、供給可能量からいけば100%自給可能な日本では数少ない資源になっております。戦時中は軍需物資として、また戦後は荒廃した国土の復興の資材として大量に使用されてまいりました。そのために一部の地域では乱伐をされまして、山が荒廃したということも実際ございました。戦後は、今現在のように実際人工林というのはそんなに多くなかったんです。山村住民の貴重な現金収入源として木炭が大量に生産をされてきた経緯というのがございます。つまりは、広葉樹林、雑木林というのが非常に多かったときでございます。戦後から昭和30年代後半にかけては、お年を召された方は多分ご存じだと思いますけれども、炊事をするにしてもお風呂を沸かすのにしても、木炭、薪が大体使われていました。薪が大量に使われていた時代でございました。私も県職員として勤めておりましたので、このころ当時の林業職場では木炭検査員という制度がありまして、各市町村にほとんど駐在をしておりました。それだけ木炭が多かったわけです。その検査を通ったものが主に県外に出されて行ったということでございます。

それから、戦後は昭和30年ごろからだと思っておりますけれども、燃料革命というのが起こりました。石油とかガス、そして電気の時代になってまいりまして、それに伴って木炭でありますとか薪の需要が激減をして、山村の現金収入の道が閉ざされてしまったということになりました。つまりは山を持っていてもなかなかその価値がなくなってしまうということでございます。このころは既に高度成長期の時代に入っております、木造住宅の建築というのがすごく多かった時代でもございます。このような背景がありまして、国策として大々的な人工造林化が進められてまいりまして、高知県でも多分溝渕知事の時代だったと思うんですが、30万ヘクタールの人工造林化を図るということで取り組んできたという経緯がございます。

そこでちょっと木材の価格の推移を見てみますと、昭和40年代から昭和50年代、

結構木材の価格が高かったんです。昭和55年ごろが一番ピークでして、杉の原木価格で見ますと1立方メートル当たり4万8,000円ほどしておりました。ヒノキはすごく高かったんですが、これ8万8,000円とか9万円とか、そこまでしておりました。それが最近の市場の価格を見ますと、杉でしたら突っ込みで8,000円から一万二、三千円と、それから、ヒノキが9,000円から最高で2万円ぐらいというふうに落ち込んでおります。当然、当時とは貨幣価値が全く違うわけですから、本当に比較にならないほど落ち込んできております。この大きな原因というのは、実は外材の輸入が非常に多くなったということございまして、つまりは価格競争に国産材が負けてしまったというふうなことになります。

最近の新聞報道にもありましたけれども、国産材率30%という数字が出ておりました。これは実際、建築用材、土木用の資材も含みますけれども、これだけに限ってみますと、実は国産材率70%ぐらいになっています。10年ほど前はこれが50%ぐらいでしたから、徐々には国産材率は上がってきているということになっております。

この70%と30%の差というのは何なのかと言いますと、パルプとかチップ、それから製造品用のこん包材、こういったものは非常に輸入が多いですから、突っ込みで国産材率が下がっているという状況にはあります。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、まず1番目の林業の振興について質問させていただきます。

これ前回の定例会で同僚議員からも質問もありましたし、また12月の広報にも掲載されておりますけれども、高知県が実施をしております、こうちの木の住まいづくり助成事業への上乗せという形で平成27年度から予定されております、本市産材を使用した香美市木材住宅支援事業の取り組みについてお聞きをしたいと思います。

まず、この制度の概要と来年度の予算規模、そして、それに伴う建築戸数ですが、建築戸数というのは、やっぱり戸数があって初めてその予算が上がってくると思いますので、その3点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） おはようございます。

甲藤議員の1番目、林業の振興についての中で、香美市木材住宅支援事業の件についてお答えいたします。

香美市木材住宅支援事業につきましては、市長の政策といたしまして、平成27年度から平成29年度までの3カ年を期限とした新規事業でございます。

市内に新築いたします個人住宅に対しまして、香美市産の木材を使用し最大20立方メートルまで、かつ木材購入価格の範囲内で、高知県のこうちの木の住まいづくり助成事業費補助金、これは最高100万円でございますけれども、こちらとの併用を条件といたしまして、最高で200万円を補助するものでございます。県補助金との合計で300万円までの助成が可能な制度でございます。

予算の規模といたしましては、平成27年度というご質問でございましたが、平成27年度が2,000万円、平成28年度が3,000万円、平成29年度が5,000万円で合計1億円の事業費を予定しております。

建築戸数でございますけれども、計画といたしましては、最大で1戸当たり200万円を使用するといたしまして、平成27年度は10戸、平成28年度は15戸、平成29年度は25戸の合計50戸の建築戸数といたしております。といいますのも、平成24年度で建設課のほうに建築確認が出てきました新築の戸数が約90戸ぐらいでございますけれども、そちらのうちの木造住宅、プレハブでない部分につきまして一、二%というふうな数字でございます。1戸、一、二戸まで行くか行かないかぐらいのところでございますので、そこを何とか平成27年度から10戸というふうな目標を掲げまして、やりたいというふうな事業の概要でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 一応2,000万円、10戸というお話をいただきました。

県の制度があって、受け付けして初めて市の制度にのれるというふうなことだとお聞きをしましたけれども、実は県の制度、これパンフレットもいただきましたけれども非常に複雑になってます。ですから、建築士さんとか、あるいは工務店の専門の方がよく本庁のほうに相談にみえられているそうです。とても個人で申請できるような内容ではないわけです。そういったことで、できましたら市町村のほうからも制度の簡素化に向けて強気に働きかけをしていただきたいと思いますし、もう一つは、市がマックス200万円ですから、県が100万円ということはないだろうというふうに思うわけで、予算の増額についても、ぜひとも強気に働きかけをしていただきたいと思いますというふうに思っておりますけれども、そういうふうな具体的なお話というのはあるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

制度についてでございますけれども、これうちの制度をつくり始めたときに県の木材利用推進課のほうに出向きまして、いろいろとお話をお伺いいたしました。甲藤議員のご質問のとおり非常に積み上げが難しいような状況になっておりました。うちのほうの制度は、その受理の通知書及び完成の通知書を添付していただくということが条件になっておりますけれども、まずは県の制度の簡素化ができないかということをし入れまして、また、さまざまな機会ではほかの方からも県のほうにも申し入れをしていただきました。それによりまして、まだ確定でございませぬけれども、現在、県のほうの要綱の見直しをし始めているということでございます。

うちのほうの事業も同じでございますけれども可能な限り木を使っていたきたいという目的でございますので、可能な限り簡素な、シンプルな申請にしていいただいたら、たくさんの方が使っていただけるということを目的といたしまして、県のほうにもそう

いう要望もお話ししましたところ、ちょうど現在、県のほうの要綱の見直しを図っているということでございますので、来年度ぐらいにはそのような要綱に基づきまして、現在の要綱よりは簡素な形での申請が可能になると考えております。

次に、予算につきましてでございますけれども、これは常々要望はさせていただいております。香美市が200万円を継ぎ足すということで非常にびっくりされておられて、県のほうといたしましても何らかの方策はとらなくてはいけないけれども非常に厳しい予算の中ですのでということで、ご希望につきましてはお伺いしておきますという返事にとどまっております。また、甲藤議員のほうでも何か便がありましたら、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） どうもありがとうございます。

それでは、②の質問に移りたいと思ひますけれども、実は平成25年度の県への申し込みというのが約400件余りあったそうです。これは恐らく消費税の増税前の駆け込み需要もあつたのではないかというふうに考えておりますけれども、実際香美市内に住んでいる方からの申請というのが25件ほどあつたようです。それが全部建つたのかどうかちょっとわかりませんが、来年度も実は消費税の8%から10%増税というのが見送られていますので駆け込みの需要があるかもしれないと、できれば多くの申請があつてほしいというふうには思つておりますけれども。仮定の質問になつて大変回答しづらいと思ひますけれども、市長も大変力を入れてくれておりますので、もし来年2,000万円という予算規模を上回つた場合、そういった申請があつた場合、例えば補正等の対応が可能なのかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思ひます。と言ひますのは、こういった申し込みが多かつた場合は次の年に落とすということがよくありますけれども、こういった建築のやつは建てかけての申請になるわけですから、それには効かないだろうということで、できれば予定をオーバーした場合の補正対応をお願ひしたいというふうに思つておりますけれども、どういふお考えなのかちょっとお聞きをしたいと思ひます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

とてもありがたいことになってくると思ひます。実はこの12月1日に広報を始めまして、きのうまでの1週間で既に5件のお問い合わせをいただいております。直接市役所のほうへもそのうち3件の方が来庁されまして、詳しく内容について聞いていただきまして、うちのほうもお答えしていくというふうな形をとつております。

先ほどのお話でございますけれども、当然企画財政課のほうとの協議も必要になりますけれども、補正予算を要求をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） ありがとうございます。

この制度、実は香美市の材を使うということによります需要拡大も図られることにもなりますし、香美市内の製材工場の経営にも寄与することにもなると思います。何よりも大きな効果が期待できるのは、つまり新築をするということはそこに長く住むということになるわけですから、すなわち定住化につながると。独身の方が家を建てるということは余りないんですが、若いご夫婦が建てた場合、やっぱり子どもさんも生まれますので人口減にも歯どめがかかるという、非常に即効性の強い効果の上がりやすい制度だと思っておりますので、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問に移りますけれども、鳥獣被害への対応についてです。

鳥獣による被害は全国的な大きな問題になっており、本市においても特にシカによる食害が非常に多く発生し、樹木及び果樹への剥皮によって枯死するケースもあり、また下層植生への食害で林地が裸地化して表土が流出し、山腹崩壊が多発する原因ともなっているということで、以下お伺いをいたします。

まず①、平成24年度と25年度の狩猟期間と有害鳥獣駆除と分けて捕獲頭数というものをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 甲藤議員の2つ目の質問、鳥獣被害への対応についての①についてお答えいたします。鹿によるということでございますので、鹿に限定いたしましてお答えをさせていただきます。

平成24年度狩猟期668頭、狩猟期外1,319頭、これとは別個に三嶺での個体数調整事業というやつがございます、そちらで67頭、合計で2,054頭になっております。

平成25年度、昨年度でございますけれども、狩猟期850頭、狩猟期外、これは先ほどと同じように有害鳥獣駆除の部分ですが1,215頭、三嶺の個体数調整で94頭、合計2,159頭となっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 結構多い頭数だとは思いますが、実際計画頭数というのがあると思うんですが、それに対して多いのか少ないのか、どうなんでしょう。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 一応うちの産業振興課といたしまして、鹿の捕獲頭数2,000頭というやつを1つの目標としておりますので、平成24年度、25年度は猟友会の皆様方のご協力によりましてこの目標はクリアをしているというふうな状況でございます。

○議長（石川彰宏君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 順調にしているというふうなことだと思います。

それから、②ですけれども、同様に両年度の有害鳥獣駆除の許可件数についてですが、この中で鉄砲による許可件数とわなによる許可件数があると思うんですが、その両方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

予察を含む有害鳥獣駆除につきましてでございますけれども、平成24年度につきまして、銃の許可が18件、わなが24件、また銃とわな両方の許可をとっていただいている方が39件、合計81件でございます。

平成25年度、同じく銃の許可が12件、わなが30件、銃とわな両方の許可をとっていただいている方が17件、合計59件となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 事務的にはちょっとわなのほうがふえてきているのかなという印象があったんですが、わな単独であればふえていると、両方というのはちょっと減っているわけですね、どういう原因があるかわかりませんが。いずれにしても、わなと鉄砲と両方しか駆除する方法はないわけですから、トラブルのないようにひとつやっていただきたいというふうに思っております。

次、③ですけれども、実は高知県では過去に人口比で見ますと、全国でナンバーワンの鉄砲の所持率を誇っておった時期があったんです。ただ、警察のほうはやっぱり鉄砲は危険だということで減しにかかっております、今もそうだと思うんですが。これからどんどん鉄砲の数がふえるということは余りないだろうと思っております。昔は鉄砲、猟銃を持つというのは、若い人が一つのステイタスに感じる部分がありまして、結構若い人が銃を持つという機会も多かったんですが、今の人は遊ぶことがいっぱいありますし、山をはい回ってしんどい思いをするのはいややということで、鉄砲による狩猟っていうのはだんだんだんだん減ってくるんだろうと思います。それと、もう一つは猟銃を使う場合にはどうしても犬が必要になるわけで、最近自衛隊も参加していましたが三嶺の駆除の件、4頭という結果が出ておりましたけれども、人間がやっぱり勢子をして、犬のかわりはできませんのでなかなか無理があるとは思っております。それと、猟犬というのはやっぱり町なかで飼うことも難しいですし、イノシシは特に頭数が多く要りますので、なかなか田舎でないと飼えないという実態もあります。

そこでお聞きをいたします。③ですが、今後狩猟者の高齢化によりまして鉄砲による駆除については困難性が増大することが懸念される。わなによる駆除にシフトする必要があるのではないかと考えておりますが、この点どういうふうに考えておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

わな猟につきましては、集落周辺や農業地域の周辺で有効でございます。また、これとは別に犬を用いた銃猟につきましては、先ほどご質問の中にもありましたように山岳地帯、三嶺とか白髪山とか、そういう山岳地帯で非常に有効であるということから、おのおの地域ですみ分けによる捕獲対応をしていただいております。今後ともこのような手法で、わなと銃とを共存をしていくというふうな形で対応をお願いしていきたいと考えておるところでございます。

香美市は特に山岳地域が非常に急峻でございますので、山岳地域の急峻なところにわなというのは非常に危険も伴いますし、登山者等との対応等もありますので、その辺も含めまして、やはりわな猟につきましては常時見回りのできる集落の周辺、その辺を主とした狩猟場としていただきたいと考えておるところでございます。

また、集落単位でわな猟によります駆除を行っておる集落がございまして、実は環境省のモデル事業をいただきまして、これ100%国の補助の事業でございますけれども、清爪地区と吉野地区におきまして、このわな猟を地域で取り組んでいただいております。当然、両地区とも鹿、イノシシ等の被害防除の防護柵を設置しながら、またその防護柵の外側、山側のほうにわなを設置をいたしまして、集落で見回り等を順番に行っていただきまして、わなの補助員というようなことで免許もそういうふうな形でとっていただきまして、集落で対応していただくと。当然わな猟の狩猟免許を持っている方がメインでございますけれども、ほかの集落の方がお手伝いができるという体制を集落単位でとっていただいているというふうなモデルの事業を現在入れております。こういう形の事業といいますか、そういうふうな捕獲の仕方が、今後の一つの指標になっていくのではないかなと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） よくわかりました。

実は昔から鉄砲とわなの組というのは結構仲が悪くていろいろトラブルがあるんですが、そのトラブルも市のほうに持ち込むケースも多いと思っております。もともとは、これは猟師のマナーの問題なんですけれども、やっぱり昔から変わらないところがありますし、今後とも何とかトラブルの処理については、猟友会と連携して取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、3番目の木材の増産体制についてですけれども、高知おおとよ製材の稼働による原木の供給、また来年4月から稼働予定の県中央部及び西部の2カ所のバイオマス発電施設へのB級材を中心とした原木の大量供給というのが必要になりますけれども、今後の増産体制についてお聞きをしたいと思っております。

ちょっと補足ですけれども、西部地区のこれは宿毛市になるんですが、新聞にも載っ

ておりましたように先週実は火入れ式を行っております。1月からこれは本格操業じゃなくて試験操業という形で当分の間やっていくということで、中央部も含めて恐らく4月ごろからの稼働だろうということです。

それともう一点、B級材というふうに申し上げましたけど、B級材というのは何なのかと言いますと、実は普通に製材をします製材用の原木というのはA材と言います、A級材ですね。それ以外の低質材、曲がったものとか小さいものとか、こういったものをB級材と言っております。実際、A B C Dと実は4種類あります。ちょっと長くなりますけれども、B級材と言いますのは、今実際、徳島県のほうに大量に出ているんですが、合板の材料とかボードの材料、そういったもので出ております。それからC材と言いますのは、木はやっぱり根元のほうが曲がってますので、その根元の曲がった材、タンコロと言いますが、それと先っぽの小さいものですね、そういったものをC材と大体言っております。D材と言いますのは実は枝葉の分です。それをそういうふうと呼んでおります。

この①の質問に移りますけれども、既に稼働中の高知おおとよ製材は来年度10万立方メートルの原木消費の計画であるが、この供給体制について香美市として具体的な数値目標があるのかお聞きしたい。数字目標と言いますよりも要望でしょうか、そういったものをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 甲藤議員の3つ目の木材の増産体制についての中で①、高知おおとよ製材への供給体制についてお答えいたします。

平成25年度高知おおとよ製材が稼働いたしまして、そのときの木材供給量は、物部川流域におきまして当時1万8,000立方メートルでございました。県の森連のほうから数値目標が出されたものにつきまして、4万4,000立方メートルというふうな数値目標が出されております。

現在の中期経営計画によります香美、物部両森林組合での合計での木材生産につきましては、平成25年度の実績で3万5,939立方メートルとなっております。平成26年度は、計画でございまして4万4,070立方メートル、また、平成27年度の計画は4万4,034立方メートルとなっております、いずれも数値目標の4万4,000立方メートルを達成する目標を上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） ちょっとびっくりするほどやっぱり多いですね。

これもちょっと昔興味があって調べたことがあったんですが、実は高知県の製材というのは零細な規模が非常に多いものですから、10年ほど前に全国トップ50の製材を調べてみますと、高知県の業者というのは1社もなかったんです。断トツにもう差がありました。過去には2万とか2万5,000立方メートルとか年間原木消費をするよう

な製材工場が2社ありましたけれども、1社は廃業してますし、もう1社は1万立方メートルを割り込んでいるんじゃないかというふうに思っております。そこに高知おおよそ製材という10万立方メートルの原木を消費するような大きな工場ができたわけですから、地元の雇用でありますとか山からの出材がふえるということは、地元もお金が落ちるといふことになりますので、このチャンスを逃さないように、市としても事業体のほうに強力で働きかけもしていただきたいと思いますというふうに思います。

それで②ですが、ちょっとお聞きしましたところ西部のバイオマス発電施設の原木の必要量というのが、原木といいますかチップですが、もうチップにして燃やすわけですから、これが年間9万3,000トンほどあるそうです。中部地区のものが約8万トンぐらい必要になるということをお聞きしています。というのは、わざわざ低質材を切り出して供給するわけじゃなくて、製材品として使えるような原木を採寸して出して、その残ったものをこのバイオマス発電に使うということで、知事も言うておりましたけれども、木を丸々使うということはこのことを指しているわけですが、なかなかこれもハードルが高いと思っております。

今、森林組合連合会もちょっと材料調達に走り回っているというふうに聞いておりますけれども、この②のバイオマス発電に関して、県及び森林組合連合会から香美市に対して具体的な供給量の要望、依頼というのは実際あるんでしょうか。これを聞きたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 現時点におきまして、このバイオマスについての木材供給の依頼はございません。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） ということは、事業者とか森林組合が独自に動いているというふうなことではないでしょうか。また依頼がある可能性もありますので、そういった点では、またご努力をお願いしたいというふうに思います。

それから、次に4番目の再生林についてですけれども、大量の木材を供給することになれば、間伐だけでは間に合わないことが予想される。当然皆伐に移行することになるが、資源循環を考えれば再生林の必要がある。ただ、再生林には多大の経費が必要であり、健全な森林に育てるためには、その後の下刈り、除伐、間伐の施業を実施しなければいけないこととなります。そこでお尋ねをいたします。

①ですけれども、林業につきましてはいろいろな補助制度がありますけれども、県単でありますとか国庫補助事業、そして国庫補助事業に対する県の上積み、そして市町村の上積み等いろいろなものがありまして非常に複雑になっておりますけれども、ちょっと確認の意味でお伺いするんですが、再生林のための植栽、それから下刈り、除伐、間伐について概略の補助率で結構です。特に間伐についてはいろいろな種類がありますので、代

表的なものだけで結構ですので、簡単にお答えいただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 甲藤議員の4つ目の質問、再造林についての中で、再造林のための概略の補助率についてお答えいたします。

まず人工造林、これは皆伐した後の再造林でございますけれども、高知県造林事業に採択をされた箇所ということで、国の補助68%に、県が鹿の被害防護施設と一体的に再造林をした場合に22%を加えまして、90%の補助事業がございます。これに再造林後5年から7年間程度の下草刈り等の維持管理費を条件といたしまして、市のほうが10%の補助をいたしまして、実質100%の補助事業としておるところでございます。先ほど甲藤議員も申されましたように、当然循環ということには再造林というのが必要になってきますので、100%の補助事業としまして立ち上げておるところでございます。

次に、下刈りでございますけれども、まず下刈りA、これは毎年下刈りをする場合でございますけれども、1ヘクタール当たり8万9,000円から11万7,000円の補助を行っておるところでございます。次に、同じ下刈りでB、これは隔年刈りでございますけれども、これは10万8,000円から14万2,000円、1ヘクタール当たりの補助を行っておるところでございます。

次に、除伐につきましては、1ヘクタール21万7,000円から26万5,000円の補助事業がございます。

また、保育間伐につきましては、まずA、これは11年生から35年生のものでございますけれども、こちらにつきましては14万4,000円から17万5,000円の1ヘクタール当たりの補助。また、保育間伐のB、これ年生の制限がございませんけれども、12万3,000円から15万1,000円の1ヘクタール当たりの補助。また、保育間伐C、これは11年生から60年生までを対象といたしまして、11万2,000円から13万7,000円の1ヘクタール当たりの補助をしておるところでございます。

また、搬出間伐につきましては、国が標準経費の68%の補助という事業がございます。これに県のほうが1ヘクタール当たり70立方メートル以下ですと1,000円を1立方メートルに加えて、プラス市のほうも1,000円、これを1立方メートルのほうに加えているというふうな事業を立ち上げておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） 大変詳しい説明をいただきました。なかなかこれ、実際担当している者でなかったら理解がしにくいような、特に間伐については本当に難しい制度になっていると思います。こういった制度についても同じように簡素化に向けて働きかけもしていただきたいと思いますというふうに思っております。

次に最後ですが、植栽する場合には大量の苗木が必要になるが、供給体制はできているか。平成25年度の香美市内の生産本数と次年度以降の取り組みについてお聞きをい

たします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

高知県種苗緑化協同組合からいただきました資料によりますけれども、香美市での生産者はお二人おいでます。県内では12人ということなんですが、香美市での生産につきまして、平成25年度、杉が4万6,900本、ヒノキが12万2,500本、クヌギが6,000本、合計17万5,400本でございます。平成26年度につきまして、これは計画でございますけれども杉が5万6,500本、ヒノキが11万5,300本、クヌギが1万5,000本、合計18万6,800本の予定で進めておるところでございます。両森林組合におけます平成25年度の実績におきましては、再造林面積3.83ヘクタールに対しまして、樹種は杉、ヒノキ、カヤの木等でございます。植栽本数は合計で1万1,600本となっております。

先ほどの緑化協同組合からの資料と比較いたしますと十分な数字での供給体制はあるということですが、ただ全国的な傾向といたしまして、来春にはこれが不足してくるというふうな傾向でございます。香美市におきましては、新規に参入される方が1名おいでまして、生産量につきましては若干増加をしていくと思われましても、これは甲藤議員もご存じのように、種子からまきまして出荷までに3年を要するというところがございますので、急激な需要増には対応はできないということと、やはり残存苗についてはもう廃棄するしかないというふうな形でございます。現在国の支援策を用いまして、コンテナによる苗の生産基盤の整備等を進めておるところでございますけれども、なかなか需給のバランスが安定しない現況でございます。可能であれば残存苗に対する昔ありましたような補償の補助がいただければと、復活していただければという声をいただいておりますので、県のほうにも働きかけをしておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 1番、甲藤邦廣君。

○1番（甲藤邦廣君） この苗木の問題、香美市だけで解決できる問題でもないんですが、実は大量に原木を供給することになると、やっぱり皆伐に移行せざるを得ないというわけで、そうしますと再造林がふえてくると。再造林がふえてくれば苗木が足らなくなるという心配があるわけです。香美市は2名の方が生産されておりますけれども、1名は議長ですから、議長に聞いたら一番早いんですがそれもいきませんので、今後とも残苗補償も含めて、ぜひとも県のほうにも、今もあるとは聞いてますけれども、やっぱりお金も少ないですし、お聞きしますとやっぱり制度が複雑というところもありますので、そういった点でも何とか市のほうから、実際現場のほうから声が上がっていくのが一番解決する道になりますので、またよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ずっと質問をさせていただいて丁寧な回答もいただきましたけれども、現在の林業を取り巻く現状というのを考えますと、実際いろんな補助金がなかったらなかなか産業と

しては成り立ちにくい、そういう厳しい状況にはあるわけです。昔から補助金を使うということについては批判が強いというものはあるんですけども、実はご存じのとおり、森林には大きな公益的な機能というものがあります。国土の保全という防災機能、そして命の水を育む水源の涵養と、それから大きくはCO₂の吸収固定による温暖化の防止等、今ではほとんどの方がご理解をいただいていると思います。林業の再生なくして山村の活性化はできないということは知事も申しておりましたけれども、産業振興計画に非常に力を入れている分野でもありますので、香美市におかれましてもなお一層の林業振興に官民挙げて取り組んでいただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 甲藤邦廣君の質問が終わりました。

次に、12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 12番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、高齢者生活福祉センターこづみに関して、障害福祉サービスの利用計画作成に関して、ポイント制度について、農地の売買に関して、交通空白地域への対策に関しての5項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、高齢者生活福祉センターこづみに関してお伺いいたします。

高齢者生活福祉センターこづみは本年度1年間の指定管理契約となっておりますが、契約期間満了まであと3カ月余りとなりました。このことが今後どうなっていくのか、物部の方々にとっては大変重要な問題であり、在宅介護をされておられる方にとって大きな心配事になっています。先日も介護されておられる方から、物部にこづみがあるので何とか自宅で生活ができる。こづみがなかったらどうしようかと思う。迎えに来てもらえるので、もう少し自宅で介護を続けようと思っているとの話をお聞きしました。

こづみは在宅介護を支える物部町唯一の介護事業所であり、なくてはならない事業所です。6月議会での課長答弁では、物部地区の在宅介護の方向性をどのようにしていくのか、また、こづみを事業所として経営改善を図っていく方向を考えて、物部地区のサービスの状況の現状について調査をしている。今後それをもとにして関係者と協議し、市長との調整を踏まえて具体的な話し合いの方向に入っていくとのことで、直営も視野に安定的な運営ができるような形を模索して決めていくとのことでした。また市長からは、市として施設を見たとき活用の方法によっては収益に結びつく。あるいは介護の前進につながるような内容もあるので、事業者と話し合うべきだということを伺いました。

来年度の予算編成の時期には方向性を決定するとのことでしたが、この間どのように協議をされてきたのでしょうか。その協議内容と進捗状況、あわせて今後の見通しをお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） おはようございます。山崎議員のこづみの指定管理につきまして答弁申し上げます。

現在、本年度1年間の指定管理期間となっております。大変皆様にはご心配をおかけしていると思っております。おっしゃられますように物部地区の唯一の介護サービス事業所でもあります。地域にとってなくてはならない施設だと考えておりますので、来年度からの確保のために現在指定管理をしています事業者さんと協議を進めております。

これまでの協議の中で、10月議会で条例改正を行いました支援ハウスの利用緩和、これにつきましては、継続性のある入居といたしまして、介護サービスを必要とする方にはサービスを提供し、また、施設の対応で生活できるうちは生活をしていただくということによりまして、サービス提供の効率化を図ることにしております。

また、デイサービスの利用者の状況につきましても、現在はほぼ毎日、デイサービスこづみの登録者数が15名の最大の登録者数で推移していることもあります。今後物部地区の高齢者の人数、特に80歳以上の方の利用が主となりますので物部地区の高齢者数などを示して、今後もある程度の高齢者デイサービス等の利用が見込めることなどをお話ししながら、また指定管理料の継続等もお話をしながら、現在協議を続けております。

1年間という指定で大変ご心配をおかけしておりますが、来年度からは複数年の指定管理に向けて努力しているということでご理解をいただけたらというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 現在契約している事業者と協議中ということでしたけれども、そしたら、いつまでにこれは協議を終えるのか。というのは、もう本当に大変心配しているわけです。それで、もうあと3カ月しか期間がないわけですがけれども、来年4月からもうサービスが利用できないということになっては、利用者の方、それから物部地域の方にとっては大変な問題なんです。ですから、これを本当に、もっと早くにどうするかということを決めていかなければならないと思うんです。もちろん相手の事業者もあるわけですがけれども、もう残すところあと3カ月という状況になってまだ協議をしているという状況では、非常にこの先不安が残ります。複数年で考えているということでは言われましたけれども、そのあたりもっとスピードを持って、皆さんが安心して利用ができる方向性というのをやはり探っていかなければならないんじゃないかと思いますが、その点いつまで協議をされていくのか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 今年度1年間猶予があったわけですが、協議がおくれておまして大変申しわけないとは思っておりますが、予算等の関係もありますので、早急に協議の詰めを行いまして早くに決めていきたいというふうに思っております。

すので、よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 早急に協議するということですがけれども、私は、このこづみに関しては民間の事業者が今入っているわけですがけれども、なかなか採算が取れない、こづみだけではなくて山間地でサービスを提供している事業所は採算がなかなか難しいということで、県のほうも中山間のサービス確保対策事業というのを出して、もちろん市も補助しながらということをやっているわけですがけれども。今後いろいろ要支援の方が介護の給付のほうから外れるとか、そういったことも打ち出されている中で、直営をしていくという考えも、私はもう本当に真剣に考えていくべきではないかと思うんです。そうじゃないと、また複数年といってもまたそういった状況が出てきますので、その点についてはどのようにお考えでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） こづみの運営に関してお答えをいたしたいと思います。

議員は今直営でやったらどうかという話ですがけれども、直営ほど大変なものはないわけでありまして、直営が大変なので指定管理でお願いをしておるんだということを経験はご理解をいただかなければ、そんなに簡単な問題ではないんだということを経験はご理解をいただかなきゃいけないというふうに思います。

今、本当に相手方と真剣にお話をしておりますので、具体的な答えを今申し上げることはできませんけれども、指定管理ということであれば一般的に考えて3年ないし5年ということで契約を今やってきておるわけですがございますので、今向こう側に5年ぐらいでどうだというお話をしておるわけですがございますので、全く前進をしていないわけではございません。そういうところをご信用いただきたいというふうに思います。

まずは私どもの福祉の介護保険計画が今進められておるわけですがございますので、この介護計画と離れてこういうことを決定していくわけにはいきませんので、同時に進行しておるということをご理解をいただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 市長から答弁をいただきましたけれども、私は先のことが本当に心配だったものですから、直営ということをお話をさせていただきました。というのは、なかなか厳しい運営状況ということもお聞きをしますし、やっぱり今、国のほうも在宅介護を進めておるわけですので、その中でやはり毎年こういうことが繰り返されるのであれば、そういった方法も考えたかどうかという思いで質問をさせていただきましたので、その点をご理解をいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2番目の障害福祉サービスの利用計画作成に関してお伺いいたします。

障害のある方への福祉サービスの利用内容は、これまで本人や家族の希望に基づき市町村が認定してきました。しかし、障害者総合支援法と児童福祉法の改正で、来年4月

から福祉サービスを利用する際には相談支援専門員に支援計画を作成してもらうことが必須となりました。この制度は2012年から開始されましたが、3年間の猶予期間を経て、来年4月からは完全に義務化されることになっています。

サービスの利用計画は介護保険のケアプランに相当するもので、介護支援専門員が本人の状況に応じ、ヘルパーによる介助や施設入所、就労支援などの必要な全ての支援内容を決定していくこととなります。計画作成は来年4月から新規利用者と1年から3年ごとのサービス更新時に行われるようになっていきます。

このことについて10月1日と7日の高知新聞に気になる記事が掲載されていました。それは、障害福祉サービスの利用計画作成率が今年6月末現在、県全体で31.9%にとどまっているという内容でした。作成が進まない大きな原因として、計画作成を担う相談支援専門員の不足が指摘されています。相談支援専門員は福祉事業所で5年から10年の勤務実績を持つ人が対象で、31.5時間以上の研修後に県が認定することになっていますが、こうした人材確保が難しいということがあるようです。

また、計画作成に係る報酬は計画作成1回につき1万6,000円で、主に年一、二回という経過確認は1万3,000円となっており、報酬の低さも原因となっているようです。

相談支援専門員の不足は全国的なことのようにですが、私もこのことについて心配する声を聞いています。福祉サービスの利用計画作成ができないため、必要なサービスが利用できないということは絶対に避けなければなりません。

本市の現状について、相談支援専門員の状況や障害福祉サービスの利用計画作成の状況などについてお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 山崎議員の障害福祉サービスの利用計画作成に関する質問にお答えします。

本市の相談支援専門員の現在の状況は、指定事業所2カ所に計3人です。障害福祉サービスの利用計画作成率は、今年11月末現在で障害者総合支援法分、これは大人の方ですが52.6%、児童福祉法分、これは18歳未満の方ですが50%となっております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 今それぞれお聞きをしたんですけれども、今2カ所で3名の方ということで、そしたら4月のスタート時までには間に合う状況でしょうか。その点をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 間に合うというのはどういう意味なのかちょっとわからないのですが、現在の状況が指定事業所2カ所で3名という状況です。また、事業所の立ち上げを検討しているとの相談が1件あっておりますので、ふえる可能性もあり

ます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 間に合うというサービスが利用できないということなく、必要な方に4月の時点でその計画がきちっと立てられるという意味でお聞きをいたしました。

今約50%ということですが、立ち上げが1件ということでもふえる可能性もあるということでしたら、この計画の必要な方が全員計画ができるということでも理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 計画については支給決定のときに計画を立てるわけですので、4月の時点で全員に立てるわけではないですので、期限が来た方を順次4月から、いつ期限が切れるかはそれぞれによって異なってきますので、その支給決定のときに計画を立てていくということになっておりますので、順次ですので、十分な専門員の数ということではひよっとしたらないかもしれませんが、サービスを受けられないような状況にはならないようにしていかなければならないというようには思っております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 順次サービスの計画を立てることになります。それは承知をしておりますけれども。サービスが受けられないことになるということは絶対に避けなければいけませんので、ぜひそういうことのないように考えていただきたいというふうに思うわけです。

②の質問をいたします。

新聞では高知市の例を取り上げて、「経費面でも人員面でも、職員を兼務させる余裕はない。まして新たに雇うのは無理」との話や、経営上の問題から一度配置した専門員を取りやめたところがあることなどが報道されていきました。高知市では専門員不足の対応策として、計画作成報酬を2万円上乗せする独自支援を始めるとのことでした。本市の状況は先ほどお聞きしましたけれども、専門員不足は利用者に影響する大きな問題です。計画作成に係る報酬の上乗せも検討する必要があるのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 国が定めた報酬額への上乗せは認められておりませんので、できないと考えております。また違う形で、例えば補助や委託、調査費などとして、計画作成に関連して市独自の施策として事業所に支払うことなども現在のところ実施する予定はありません。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 実施する予定はないということですのでけれども、そしたら上乘せというか、そういった別の形での補助金というか、そういうことはしなくても、もう専門員は足りて十分やっていけるという考えなのか、その点をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 1問目のところでお答えもさせていただきましたが、十分な専門員の数というようには思っておりませんが、サービスができないような状況にはならないようにしたいとは考えております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） できないような状況にはならないようにということでしたので、もしかしてそういう状況も検討しなければならないというようなことも出てくるかもしれませんが、今は考えていないということですが。もし専門員が不足して、そういう状況でなかなか運営的に難しいということであれば、こうしたことも検討をしていく必要があると思いますので、また次回お聞きをしたいと思います。

次、3番目のポイント制度に関してお伺いいたします。

ポイント制度の①のほうです。私は介護ポイント制度について平成22年に質問をした際には、事業運営に多くの時間や費用がかかることや、ボランティア活動を対価に換算して報酬等を支払うことに対していかななものか。県下で実施している自治体はなく魅力のある制度とは考えていない。他の事業に取り組んでいるので実施することは考えていないとの答弁をいただいております。あれから5年近くを経過し、介護や医療を取り巻く状況も少しずつ変わってきており、県内でもこの制度に取り組んでいる自治体がありますので、再度取り上げさせていただきます。

ポイント制度といえば、私たちが日ごろ買い物をするとき使用するカード類で、ある程度ポイントがたまったら何かに還元してもらえるとという楽しみがあります。一方、介護ポイント制度は、介護ボランティアなどに参加してポイントをもらい、そのポイントで介護保険料の負担を軽減できる仕組みになっています。これは厚生労働省が介護支援ボランティア活動と銘打ち、平成19年度に各自治体に実施を呼びかけたものです。

高知市では、生涯現役をポイントで応援するとして、元気なお年寄りの社会参加や介護予防を促し、介護保険料の負担軽減につなげようと本年度から導入しています。対象者は要支援、要介護認定を受けていない65歳以上の市民となっています。ポイントがつくボランティア活動は、介護保険施設などで行事の手伝い、入所者の話し相手、お茶出しや配膳補助などで、1時間につき4ポイントが付与されるそうです。また、いきいき百歳体操やかみかみ百歳体操への参加も健康づくり活動として1ポイントが付与されます。ポイントは1ポイント25円に換算され、ボランティア活動は年間の上限が200ポイントで、金額にして5,000円です。健康づくり活動の年間上限は40ポイントで、金額にして1,000ポイントです。合計で年間6,000円分をためることができます。たまったポイントは地域経済に広がるようにと商品券に交換したり、社会福祉

協議会に寄附できるようになっています。

また南国市では、なんこくありがとうポイント制度を実施しています。この事業は主に65歳以上の方が市内の施設などで行ったボランティア活動に対してポイントを付与し、該当ポイントに応じてポイント交換品または市内の施設や団体等に寄附できる制度です。ボランティア活動への積極的な参加を促すことにより、社会参加や地域貢献を進めるとともに、ボランティア自身の健康づくり、介護予防を図り、生き生きとした地域づくりを行っていくことを目的に取り組まれていると聞いています。

今後、要介護者の増加や介護保険料の負担増が見込まれますので、介護予防への取り組みが非常に重要になってきます。本市は介護予防の取り組みとして各地域で集いなどを積極的に行っていることは承知をしておりますが、また違った視点からの取り組みとして介護ポイント制度にも取り組まれてはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 山崎議員の介護支援ポイント制度についてお答えいたします。

香美市のほうでは、ボランティア活動にポイント付与を行い金券に交換にできる制度を、社会福祉協議会のほうであったかふれあいセンター事業におけますあったか地域サロンボランティア活動に取り組んでおります。これにつきましては、研修会に参加をしていただき地域サロンボランティアに登録をしてくださいましたボランティアさんに、地域サロンが依頼を受けましたボランティア活動をお願いをしておるところです。その活動を実施してもらったものにつきまして、ポイント付与をしております。

仕組みとしましては、今おっしゃられました介護支援ボランティアポイント制度と同じような形かと思えます。あったか地域サロンボランティア活動では、あったかふれあいセンター事業の中での取り組みであることから、この活動におけますコーディネーターの方がかわりまして、調整等を行っていることで継続が可能となっているところで

す。

ただいま高知市においての百歳体操に参加する高齢者にも適用するというので、予防活動を進めるということを知りましたが、香美市にも実施グループがたくさんありまして、そのような使い方もあるのかなということも考えましたが、今まで取り組んできましたグループに対しまして、自主的に集うまた助成なしで行っていただいている経緯や、予想される事務の煩雑さも考え合わせますと、今のところポイント制度でこれに対して対応するという事は考えておりません。

今後あったか地域サロンボランティア活動には引き続いて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） あったか地域サロンボランティアのポイント制度が行われているということは私も承知をしております。あったかのほうは地域支援ということで、

ちよっところ趣旨が違うというふうに考えています。というのは、ここで取り上げたのは先ほども言いましたように、介護予防ということでのポイント制度ということで、65歳以上の方がそうした活動に参加することで社会参加ということにもなってきますし、介護予防にもつながるということで取り組まれているところがふえてきているというふうに私は思っています。

今のところ考えていないということをおっしゃいましたが、このポイントというのは、本当に自分自身も楽しみながら、意識づけもできながら、また自分の活動が見えるということで、大変いい取り組みなんじゃないかなというふうに思いましたのでこれを取り上げさせてもらったんですけども、今のところは考えていないということでしたが、やはりこれも一つの方法、これから介護予防は大事になってきますので、今後こうしたことを研究するそうした考えもないのか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 趣旨が若干違うのではないかとのお話もありましたが、やはりこのボランティア活動につきましても、元気な高齢者の方々が社会参加で地域のボランティア活動に努めてくださっております。やはりこれも一つの介護予防につながっておるというふうに思っております。

また今後の方向性ということだとは思いますが、今後、介護保険制度が変わりまして、来年度以降また包括的支援事業のほうに生活支援介護予防サービス体制整備事業という形が出てくるわけですが、そちらのほうが進めば、その中でコーディネーター等の人的な余裕といいますか人的な資源があって、そういう事務的なこともできるようになってくれば可能になってくるかもしれませんが、現段階のところでは難しいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 来年度以降考えるかもしれないというか、ちょっと明確にわからないんですけども。

そしたら、こういうポイント制度、この介護予防のこれ、このこと自体に対して課長はどういうふうに認識をしておりますか。その点お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 先ほども申しましたが、現在香美市で行われています、あつたかふれあいセンター事業で行ってますボランティア活動につきましても、やはり介護予防につながっておると思っておりますので、決して無駄ではないというふうに思っております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 無駄ではないということですので、あつたかが行っているのはまだ知られていないというか、たしかあれは傾聴ボランティア研修とか、それから認

知症サポーターの研修かな、それを受けられた方が登録をしてボランティアをするという形になっていたかと思うんですけれども。高知市なんかの場合には65歳以上を対象に大々的に取り組まれていっているということですので、そういった点で言うのであれば、無駄ではないということであれば、もうちょっとこれをPRして広げていくということも、これを拡大していくということも考えられるのではないかと思いますので、その点も含めて再度お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 現在地域包括支援センターのほう、来年度以降の認知症対策、また介護保険法の改正におけますさまざまな事業が出てきております。なかなか人的な体制というものもありませんので、やはり先ほど申しましたように、今後における生活支援サービス等におけます人的な余裕と言いますか、手だてが可能であれば今後考えていくような方向になろうかというところでございます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、可能であれば考えるということでお聞きをいたしましたので、またこれはお聞きをしたいと思っております。

次、②のほうです。10月6日の高知新聞に、中土佐町の健康マイレージ事業の取り組みが掲載されておりましたので紹介させていただきます。

この健康マイレージ事業は、健康づくりと地域のにぎわい創出を目指し、2011年5月から開始されました。対象者は20歳以上で、国や町、町社協などが実施する健診や健康に関する講演、百歳体操、ウォーキングイベントのほか、清掃ボランティアや防災訓練などに参加すれば、1回につき10から500ポイントもらえるもので、専用のポイントカードが計500ポイントに達すると、500円分の商品券として、住民グループが運営する喫茶店、パークゴルフ場、黒潮本陣など町内の10施設で使用できるそうです。また、学校や地域行事などへも寄附できるそうです。ポイント集めを楽しみながら健康づくりができるとして住民からも好評とのこと、利用者は順調にふえているそうです。「これまでに15枚くらいためて使った。地域の活動にも参加しやすくなっていいですね」という住民の方のコメントも掲載されておりました。また、10月21日の高知新聞には、「健診受けて賞金当たる」と題して4カ所の取り組みが掲載されておりました。この中で6月から健康マイポイント事業を開始している岡山県総社市では、健診を受けたりスポーツ大会に参加したりすると、カードにスタンプが押され3ポイントで商品の抽せんに応募できるというもので、現金10万円が1人、旅行券や健康器具、地元の特産品などが99人に当たるということでした。

医療予防や健康づくりは、今後特に力を入れて取り組んでいかなければならない重要課題となっています。一人一人が自分の健康に関心を持ち、健康づくりに対する意識づけをしていかなければなりません。中土佐町や総社市の取り組みなどを参考に、香美市民の健康づくりと地域のにぎわい創出のために、仮称ですけれども健康づくりポイント

制度を検討されてはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 続いて、健康づくりの活動に対するポイント制度についてでございますが、おっしゃられますように中土佐町では平成23年度から始めて活用が図られておるようでございますが、香美市におきましては、本年度から香美市健康づくり地域ネットワーク推進事業としまして、健康づくりの応援をする制度を始めております。現在8団体が補助金を活用しまして、各地域で体操教室、健康ウォーキング、またレクリエーションダンスなどを実施しておりまして、市民が楽しみながら健康づくりの和を広げていっていただいているところです。

また、本年度は第2期香美市健康増進計画の1年目でありまして、生活習慣病予防の中の高血圧対策は重点施策の1つとして実施しております。血圧に関する講演会や血圧に関しますアンケート調査、そして健診の場で血圧の特に高い方への血圧計の貸し出しなどを行っておりまして、健康づくりを進める機会づくりにも努めております。

そして、各種の健診におきましても、休日健診や「ママ's デイ」と称しまして託児つきの健診も行っておりまして、勤務の都合等で平日受診できない方やお子様連れのお母さん方も受診しやすいように健康づくり事業に参加しやすい体制をとってきておるところです。

このようにさまざまな取り組みも行っております。自分の健康は自分で守るということの基本といたしまして、健康意識を高めていただくよう、参加しやすい体制づくりや健康づくりネットワーク推進事業によります機会の拡大に努めていますので、ポイント制度に取り組むことは考えてはおりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 取り組む考えはないということでお聞きをしたわけですが、この健康づくりというのは、やっぱり本人の意識が大事だと思うんです。その意識づけをするために、このポイント制度というのは楽しみ、そして、ポイントに押されることによって自分の活動が見えるということで、またそれを励みにまたやろうというふうな気持ちになるのではないかと私は思います。ですので、この取り組みも私はすごくいい取り組みだと思うんですけれども。また、新聞のほうでちょっと出てましたけれども、国のほうがこうした取り組みを法律で後押しするというふうなこと、ちょっと詳しくは載ってませんでしたけれども、こうした取り組みを応援する方針だということもちろっと書かれておりましたが、これも先ほど課長がいろいろ言われましたけれども、それも一つの方法だし、この制度もまた一つの方法だと思うんです。だから、いろんな方法があっていいわけですので、これは本当にちょっとした、自分に意識づけができるということで取り組んだらどうかなというふうに思いましたけれども、これをぜひ私は研究をしていただきたいというふうに考えますが、それでもなお考えは変わらないのか、

ぜひ研究をしていただきたいというふうに考えますが、その点についてお聞きをいたします。また違った視点で、幾つかの取り組みの方法があるということで、その方法の中にこれを加えていただくことはできないのかということでお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君） 健康づくりにはさまざまな方法があるかと思っています。そのための一つの方法としまして、今年度からネットワーク事業のほうも始めております。また来年度につきましても継続してやっていきたいというふうに思っておりますので、やはりこちらのほうで香美市としては進めていきたいというふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） もう全然考えていただけないというふうにとれたわけですが、一つの方法としてこういったものもあるということで、また国もこうした取り組みを法律で後押しする方針だということも出ておりますので、また考えていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（石川彰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） それでは、4番目の質問に移ります。農地の売買に関してお伺いいたします。

農地の売買に関しては農地法の定めにより行われています。本市の農地取得面積の下限は、現在土佐山田町で40アール、香北町で40アール、物部町で30アールと認識しています。来年4月からは香北町で下限面積が30アールに変更されるということもお聞きしています。

この農地の売買に関して市民の方から、空き家を処分したいと考えている。家の横には小さな畑がある。その畑も家と一緒に売りたいが農地法の関係で売れないと聞いた。畑をそのままにして荒らしておくよりも、耕作してくれる人がいたら家と一緒に売りたいが、何とか方法はないものかという内容のお話でした。

全国的に見ても、営農者の高齢化や後継者不足により、田畑の耕作が困難になった耕作放棄地は年々増加傾向にあると聞いています。本市も同じような状況だと思います。このような耕作放棄地や遊休農地が広がっている現状を考えたとき、少しでも田畑を耕作してくれる方がふえれば、地域の衰退を防ぐことにもつながるのではないかと思います。また、移住を希望する方の中には、多くの方が営農に関心を持っているとも聞きました。これらの方々に空き家と隣接する畑などをセットで売買することができれば、定

住を促すことにつながりますし、また、少しでも耕作放棄地を減らすことができるのではないかと考えるところです。

しかし、それには農地取得面積の下限基準を引き下げることなどが必要になってきます。定住促進のため、また耕作放棄地や遊休農地を減少させる取り組みとして、農地取得面積の下限基準を引き下げることが考えられないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 農業委員会事務局長、久保和昭君。

○農業委員会事務局長（久保和昭君） 空き家に附帯しました農地売買に係る農地の下限面積の引き下げにつきまして、質問にお答えいたします。

農地の貸借、売買、贈与等には、耕作者の農業経営面積が下限面積以上であることが必要とされます。この設定基準につきましては、農地法施行規則第17条1項で規定され、現在土佐山田町地域は40アール、4反、香北町地域は40アールですが、今回、平成27年4月1日より30アール、3反に引き下げをしました。また、物部町地域につきましては30アール、3反となっております。

農業委員会としましては、農地法に準拠した下限面積ですので、移住、空き家対策に特化した引き下げはできません。今後定住、移住政策の当局が政策遂行上必要と判断されるのであれば、農地法の特区、特別区域の諮問を受ける形になろうかと思われま

す。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 農地法のほうからは引き下げはできないということでお聞きをいたしました。

このことについて、先日の定住人口増加促進特別委員会でも島根県雲南市の取り組みをお聞きしたところですが、ここは独自に基準を設定できる特例措置を活用して、空き家と周辺の遊休農地をセットで売買する場合に、農地法に基づく取得面積の下限基準を1アールに引き下げたということでした。

この空き家と遊休農地の活用ということで、U・Iターンの方々の定住と農業参入を目指して導入されたということでお聞きをしたんですけれども、こうした取り組みも参考にして、先ほど政策遂行ということでお話がありましたけれども、政策的な検討をされるお考えはないのか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

下限面積について政策的な考えはないかということでございますが、さまざまな制度、施策が定住対策とも結びついてくるわけでございますが、下限面積の特例的な扱いや可能性等につきましては、農政また農業委員会等とも連携しながら研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 研究をしていただけるということでお聞きをいたしましたので、ぜひ研究を進めていただきたいと思います。こうした方法があるということがわかりましたので、ぜひ前へ進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。最後の質問です。交通空白地域への対策に関してお伺いいたします。

①です。物部地域は本年4月からエリア型デマンドバスものべゆず号が運行を開始し、多くの市民の方から喜びの声を聞いています。車の運転をする人が1人もいない地域ではタクシーしか交通手段がなく、年金生活ではそのタクシー代金が負担となっていました。このような山間地域で生活されておられる高齢の方々にとっては、本当に待ちに待った生活の足です。交通対策の充実を望んできた者の1人として大変うれしく思っています。

しかし、物部地域にはまだ交通空白地域があり、バスが入ってくれることを待ち望んでおられる方がおられます。また、香北町や土佐山田町にも交通空白地域が存在し、物部地域の方々と同じように交通対策を望む声をお聞きしています。

さきの議会では同僚議員の質問に対して、現在のエリア型デマンドバスの課題を解消し、十分検討してから他の地域の空白地対策を進めていきたい旨の答弁がありましたが、これまで実施してきたの課題や対応策についてお聞かせください。また、地域からの要望や市民から寄せられた声などについてもお聞かせ願います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） それでは、これまで実施してきたの課題と対応策、地域からの要望や市民から寄せられた声の内容等につきましてお答えいたします。

エリア型デマンドバス物部の運行区域はおおむね物部町内の全域に及んでおり、それぞれの地域の主要な道路で運行されております。主要な道路から離れた場所など、その全てをバスでカバーすることは困難であると思われまますので、地域によっては福祉タクシーの活用など、バス以外の手段をもって対応することも必要になるのではないかと考えております。

エリア型デマンドバスの運行方法や他制度との関係などについて十分な検討を行った上で、交通空白地への対応策にフィードバックさせていきたいと考えておりますが、このことについては、ご質問にありましたとおり10月議会で答弁をさせていただいたばかりで、現時点では課題の明確化と検証がされるまでに至っておりません。次年度以降に向け、運行事業者や地域住民への聞き取りなどを行いながら、少なくとも1年程度は様子を見た上で今後に生かしていきたいと考えております。

次に、開始後における地域からの要望等についてですが、具体的には頓定地区、それから根木屋影藪地区から、それぞれ新たな乗降場所の追加要望がありましたことから、香美市地域公共交通会議に諮った上で、運輸支局の許可を得て本年4月1日からの運行

に供しております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 課題はこれからということでしたけれども。あと地域からの要望、頓定と根木屋、これは10月1日からでしたよね。4月ではなかったと思うんですけれども。

（まちづくり推進課長、横山和彦君、自席にてうなずく）

○12番（山崎晃子君） 10月1日からそういうふうに改善をされたということをお聞きいたしました。これ以外に地域からの要望はなかったのでしょうか。幾つかいろいろ、私のほうにもこんなにしたらいとかというお話をお聞きしましたし、ひょっとほかにも要望が出てたのではないかと思います。お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 幾つかあったようには聞いておりますが、特に運行上必要であったこの対策としましては、この乗降場所の増設、歩くのにちょっと遠いとかいったことで、これが特に重要な要望であったように思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） ほかにはなかったということでお聞きをしましたが、これから課題は検証するということですが、そしたら、②の質問に移りますが、先ほど言いましたように頓定は停留場をふやしたということ、それから、根木屋のほうは入ってなかったところを運行を始めたということでお聞きをしたわけですが、そうした停留所や路線の変更に関して変更、延長等の改正の手続は、先ほどちょっとお話もありましたけれども、もう少し具体的にお聞かせ願います。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 停留所や路線の変更、延長等、改正の手続でございますが、停留所や路線の変更、延長等につきましては、見直しによって利用の促進が見込まれ、地域全体の利便性が向上すると判断される場合には、香美市地域公共交通会議を開催し、委員の承認を得て見直しを行っております。そのため、一部の方、個人からということではなく、地域からの要望として要望書等のご提出をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） この変更に関してですけれども、私が聞いたところによりますと、先ほどの手続、四国運輸局へも申請をしてということでお聞きをしたわけですが、運行までに根木屋の場合は約6カ月かかったわけですが、これはバスが入ってくることをすごく待ち望んでいる方にとっては、この期間というのは大変長く感じたと思うん

ですけれども、この期間というのをもう少しスピードアップできないものなのか。期間がかかり過ぎると私は思うんですけれども、この点について日数的にどうなのか、手続としてはわかりましたけれども、もう少し早く対応はできないものか、その点でお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） その点につきましては、先ほども申しましたように、香美市地域公共交通会議に諮った上で運輸支局の許可を得るという手続は必要でございますが、前もって変更箇所、変更方法などを運輸支局に相談しておくなどによって、なるべく早い対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） そしたら、6カ月もかからずに改正というかできる可能性はあるということですよ。やはり不便な思いで待たれている方がおいでますので、可能な限り早く対応をしていただきたいというふうに考えますが、先ほど要望はほかにはなかったということではお聞きをしたんですけれども、1点、別役まではバスが行ってまずけど、その奥へまだ入ってないんですね。これに関してはお聞きをしたところ、県が工事している林道が今年度完了予定ということですので、それから考えるということでしたが、またそれから考えたら6カ月かかるというふうに私は思ったので、それでは非常に遅いというふうに感じたわけですが、これは恐らく要望が出てると思うんです。こうしたもう6カ月もかかるようなことのないように、すぐの対応ができないものか、その点についてお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

林道の開通等を見込んだ上で、なるべく早い対応をしていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 見込んだ上で対応を考えていただけるということでしたので、開通と同時に利用ができるということを期待をいたしております。大変ご不便な思いをされているんです。大変遠い地域ですので、バスが来るのを本当に一日も早く待ち望んでおりますので、この点をぜひ、住民の思いをわかっていただいて早い対応をお願いをしたいと思います。お願いはできませんが、早く対応を考えていただきたいと思っております。

そしたら、③の質問に移ります。

地域交通対策検討委員会の最終答弁では、香北町の猪野々地区、永瀬地区を物部町のエリア型デマンド交通システムの一部として試験運行する案が提案されておりました。また、土佐山田町の曾我部川地区、東川地区、平山地区の一部、大法寺北・南地区へのデマンド式乗り合いタクシー制度の導入が提案されておりました。こうした交通空白地に居

住されておられる交通弱者の生活の足の確保対策に向けて、今後の見通しについてお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

香北町、土佐山田町の交通空白地への対策につきましては、本年6月議会で答弁させていただいたとおり、さきに運行しておりますエリア型デマンドバス物部を参考とし、デマンドバスの導入を視野に入れております。

土佐山田町につきましては、曾我部川地区、東川地区、平山地区の一部、大法寺北・南地区に加えて大後入地区、西後入地区、中後入地区の一部、有谷地区、佐竹地区などへの導入を検討することとしております。

現時点で導入時期を明言できる段階ではありませんが、導入に当たっては候補となる運行事業者や地域住民からの意見聴取を行い、現行のエリア型デマンドバス物部の実績や課題を参考に県補助金などの財源確保も勘案しながら、早期の運行開始ができるように準備を進めたいと考えております。

香北町につきましても、その後順次検討を行っていく予定でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 実施時期が明言できないということでしたけれども、もちろん実施してどういった課題があるのか、それに対して十分対応できるように考えて運行実施をしていくということになるかと思っておりますけれども、こういう空白地にお住まいの方というのは大変不便を感じている方が多いですよ、高齢者であったり車の運転ができなかったりということがありますので、もうちょっとスピード感を持って取り組んでいただきたいと考えるわけですが。物部町が今エリア型デマンドバスが走っていますけれども、香北町の猪野々地区とか永瀬地区、物部町にすぐ近いわけですがけれども、その地域の方の中には大柘診療所とか物部歯科診療所に通院をされておられる方もおいでます。また、ふれあいプラザまで来ている医療機関の送迎バスを利用されておられる方もおいでます。

私はこのような方々からの切実なお声をお聞きしていますけれども、早急な対策が必要ではないかと思いますが、この提案されております物部町のエリア型デマンド交通システムの一部として試験運行するということは、早目にですよ、来年4月からということに、早いというてもそういうことになるかと思っておりますけれども、物部が実際にそれをやっているわけですから、これは早く検討できるんじゃないかと考えますけれども、その点についてお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 香北町猪野々地区、具体的には猪野々地区、

永瀬地区とのことですが、この件につきましても同時に検討は早急に進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） 早急に進めていくということでお聞きをしたわけですが、早急というのがいつなのかというのがちょっとわからんのですけれども、取り組めるところからやっぱり早く、1年後とかということではなくて、猪野々地区、永瀬地区に関しては、来年4月からでも取り組んでいく方向というかそういうことではいたしたいのですが、再度のご答弁、早急と言われましてもちょっといつまでということがわかりませんので、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

最初に申し上げましたとおり、全てがデマンドバスで対応できるとも考えておりません。地域によっては福祉タクシー等々の利用も、医療機関の送迎等もあると思っております、それらも含めて全体の交通体系を考えながら対策していきたいと思っております。

いつまでという時期までは今明確に答弁できる段階ではございません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） いつまでというのは明言できんということですが、何かこうやって不便を感じておられる方が、待っている方がおいでいるという中で早急にというお話を聞いたのですが、いつまでということは明言できないということで、じゃあいつごろになりますかということにはなるんですけれども。

福祉タクシーという方法もちろんあります。でも、福祉タクシーは補助率からいっても負担額も多くなりますよね。デマンドバスは200円で利用できますし、75歳以上は無料ということになります。せっかくこうやって地域交通検討委員会の答申も出ているわけですから、可能なところからやっぱり、ここは物部が入っていますので、すぐ近くですので対応できるのではないかと考えますが、再度お聞きしたとしても多分答えは同じになろうかと思っておりますが何か方法を考えていただきたいと。多分これ、先ほど聞いたら、運輸局にも申請してということを考えてたらもう1年はかかってしまうんじゃないかというふうに思うわけですね。そしたら来年1年かかって、実際するのはまた再来年かというふうなこともちょっと心配するわけですが。その点、明言できないということは言われましたが、ちょっと今後の予定としてはどういうふうに段取りを考えておられるのか、再度お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 先ほど交通空白地帯への対策の見通しということでお答えいたしました。まず現在、土佐山田、先ほど申しましたエリアへの導入を検討していきたいと考えております。さまざまな移動手段のない方がおられるのは承

知しておりますが、すぐに対応がなかなかとれない部分もございます。予算的な部分も
ございます。早急に進めていきたいと考えておりますので、その点をご理解いただき
たいと思います。

○議長（石川彰宏君） 12番、山崎晃子君。

○12番（山崎晃子君） このお話はもう何度質問してもその答えは同じだと思います
ので、とにかく先ほど課長が言われましたように、早急に検討すると言われましたの
で早急に検討していただいて、交通空白地域の解消に当たっていただきたいというこ
とを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 7番、自由クラブの村田珠美でございます。議長の許可をい
ただきましたので、通告に沿いまして一問一答方式で質問させていただきます。日ごろ
は執行部の皆様方には香美市の市民のためにご尽力いただきまして、まことにありがた
く心より感謝を申し上げます。

昨今の社会情勢を見てもと、子どもたちを取り巻く環境はとても恵まれている面
と、まだまだこれからの手だてが必要だと感じられる面があります。

放課後や休日にソフトボール・サッカー・陸上・野球などに精を出している青少年が
たくさんおります。今の子どもたちはインターネットなどによるさまざまな誘惑や身近
な問題などにより、自分の居場所を持ってないで悩んでいる人がいるという話を聞きます。
放課後、休日のあり方はとても重要な役割を果たしていると思います。その中で少年サ
ッカーを見てもと、本市内にはサッカーをしている少年が約90名ぐらいいます。
香北町には約30名、土佐山田町内には約60名です。山田では、山田小学校の運動場
において、夕方から夜にかけてですが月・火・水曜日の週3回、3つのチームに分かれ
て練習をしているそうです。

近隣の自治体には大会を開催できるグラウンドがあります。しかし、本市では、年間
数回ある大会には全てほかの市町村の会場への遠征となっております。地元での大会開
催は子どもたちに自信をつけさせ、健全育成に大きな力となると考えます。また、大会
を開催することにより、たくさんの方々が本市に集まることで地域活性化に大きくつな
がります。

そこで、屋外スポーツの大会開催ができる規模のグラウンドについて、今後の見解を
お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 村田議員のご質問にお答えします。

屋外スポーツの大会ができる規模のグラウンドについての見解をということでご質問
をいただきました。

香美市におきましては、現時点で総合的な屋外スポーツの整備をする計画は今のとこ

ろはございません。ただ、現在、香美市のスポーツ施設は、旧の土佐山田町、香北町、物部村のそれぞれありました施設を今使用して管理運営しているところでございます。やがてこれらの施設は老朽化してまいりますので、長期にわたる計画の中で今後検討していく必要があると、今の時点ではそういうふうと考えております。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 今後検討をしてくださるということでございますが、青少年だけではなく、市民のソフトボール大会や大会開催ということでもかなり広い土地ということになりますので、ほかの大きなイベントの計画実施など、多目的に使用できる総合的なグラウンドとして子どもたちや市民の方々に環境の整ったグラウンドをやはり提供していただきたいということで、先ほど今後検討してくださるということでしたが、具体的にお考え等がございましたら教えてください。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 今のところは、具体的に大きなそういった総合的な設備というものは考えておりません。ですから、市民グラウンドにプールがありますが、そこが今度中学校のほうの上のほうへ移転するというふうな計画もございまして、そこを改めてまた検討したいと。あと宝町のグラウンドにつきまして、現在その改修を進めるように計画しております。そういった現在ある施設を有効に使うということで検討しております。

現在、社会体育施設というものが香美市に約20ぐらいございます。そして学校施設関係が20から30ぐらい、そして県立の施設が5つほどございますので、全体で現在私どもが管理している施設が50近くございます。物部町から土佐山田町までの広域的な中にそういった50施設を管理しておりますので、そういったものをこれから総合的にどういうふうを活用して、大きなグラウンドが要るか、あるいは大きな施設が要るかということを長期的に考えていく必要はあるかと思っております。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 市民グラウンドの上の中学校のところに大きなグラウンドの計画があるとお話ししていただきましたが、体育館のほうにつきましては来年の3月ぐらいから使用できるというふうに聞いておりますが、野外スポーツというのは、やはりある面環境が整っているということがふだんの練習なんかにもすごく効果が出てきますし、今現在ある運動場、グラウンドにつきましても、それぞれのチームが使っているというふうなこともありまして、山田小学校の生徒さんなんか、先ほど申しましたように60人が一度にはなかなか練習ができないというふうなこともございますので、子どもたちは体を使うことにより、知識の向上とともに健康にもつながるだけではなく何かを通じて周囲から認めていただき、そして、スポーツを通じた中で自信、または自分に誇りを持って責任を持てるような人間づくりができていくと考えます。それは将来働く意欲、協調性などにもつながっていくというふうなことで、学業と同様にすごく大切な

ものだと思っております。

こういった運動を含めまして、市民の健康予防のためにも、ぜひとも近い将来、早い目にそういった広い大きな大会ができるような施設をつくっていただけたらと思います。確かに50近くある施設の管理等で大変だとは思いますが、ぜひともそういった大会ができる、未来のスポーツ選手の育成ができるような場所づくりにまたひとつ目を向けていただきまして、大体計画があるようでしたら、もし何年先ぐらいとかというふうなことがわかりましたら教えていただけないでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えします。

現時点では、何年先ということまでにはまだ至っておりません。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 近い将来ということでは何年先に計画ができるというふうなお答えを、今後また質問させていただく中で答えられるようにしていただけたらありがたいなというふうに思いますので、前向きにご検討のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問をいたします。

香美市内では何が一番有名ですかと聞かれましたら、皆様方はどこ、何とお答えになるでしょうか。県内外に研修などに行きますとよく聞かれることの1つであります。

龍河洞は1934年に国の天然記念物、国の史跡に指名されました。岩手県の龍泉洞、山口県の秋芳洞と龍河洞は日本三大鍾乳洞の1つに数えられます。

○議長（石川彰宏君） 村田さん、②の市民のはいいですか、②。終わりました？全部。

○7番（村田珠美君） はい。終わりました。

済みません。次回から気をつけますのでよろしくお願いいたします。

それでは、続きを質問させていただきます。

2007年には日本の地質百選に選定された高知県香美市にある宝でございます。この龍河洞はピーク時には年間100万人の観光客があり、20年ぐらい前には約45万人あったと聞きます。その後どんどん減少し、現在は年間約13万人と聞きました。龍河洞を訪れる観光客が減少しています。

①の質問をさせていただきます。

香美市の財産、宝である龍河洞を生かし発展させることにより、本市を訪れる観光客を増加させていくための市としての対策をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 村田議員の龍河洞の観光客の増加について、①の市の対策ということでお答えいたします。

龍河洞は公益財団法人龍河洞保存会の財産でございます。管理運営は全て法人により行われておることをご承知のとおりでございます。

この史跡に対する近年の市の事業といたしましては、周辺地域を含めました環境整備といたしまして、集落排水事業による汚水の排水整備、また香美市観光協会を通じましてクリスマスキャンドルナイトへの支援、また、洞内照明をLED化するための事業への補助等でございます。

直接的な観光客の誘致の対策につきましては、財団法人の主たる営業行為でございますので、市がその対策を実施する予定はございません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 財団法人ということで市のほうが対策を考えることは今のところないというふうなことでしたが、前段にも申しましたように、龍河洞というのは香美市の宝というふうなこともあると思います。龍河洞を財団法人ということではそれなんです、県外の方なんかはやはり香美市の有名な場所という、やっぱり龍河洞というふうなことをよく言われます。

それに対して施策としてですけれども、龍河洞に新たな観光の目玉としてメロディーロードの新設ということで協力というふうなことは。

○議長（石川彰宏君） ちょっと待って、②に移るのがですか。

○7番（村田珠美君） はい。済みません。②に。

○議長（石川彰宏君） ①が済んだら①が済んだと言うてください。

○7番（村田珠美君） わかりました。申しわけございません。

では、②でございます。

龍河洞に新たな観光の目玉が必要だと考えます。そこでメロディーロードの新設はいかがでしょうか。

ご存じだとは思いますが、メロディーロードはアスファルトの舗装の表面を加工して、車両が通過する際のタイヤと舗装の間に発生する走行音がメロディーとなり、音楽のように聞こえる道路のことです。

五、六年前になります。母の会の新年会でもお話し、その後、関係者の方々にもご相談をした経緯がございます。和歌山県の紀美野町は、星がきれいなまちで「見上げてごらん夜の星を」、このメロディーロードの話を見て、その後、実際にその場所に行き車を走らせてみますと、はっきりと「見上げてごらん夜の星を」の音楽が流れてまいりました。四国内では、愛媛県の佐田岬に「みかんの花咲く丘」などがございます。

高知県内にはなく、地域の活性化、観光客の誘致などに効果があると考えます。龍河洞に必ず寄りたくなるようになるために、龍河洞の入り口あたりにですが、新たな観光客の目玉としてメロディーロードの新設を計画してはどうでしょうか。市のほうも協力ということでいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

各地でメロディーロード、メロディーライン等をつくられておりますけれども、一定の速度で走ることによりましてメロディーに聞こえるということでございます。ビーナスラインなどの観光道路におきまして、眠気の防止や速度の抑制等も目的に入れまして設置されておりますが、周囲から夜間・早朝の騒音苦情によりまして、わずか1年で撤去した例もございます。設置場所につきましては、恒常的に人の少ない場所で周辺の同意が得られる場所とされておるところでございます。

逆川地区を走ります県道龍河洞公園線におきましては、集落の真ん中を走る幹線道路であることから、周辺への影響を考えると好ましくないと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） その騒音の件ですが、300メートル程度離すことにより、住宅から300メートルでございますが、騒音の改善・軽減がされるということですが、なかなか300メートルという距離内にはないのかもわかりません。

その後、企業のほうもいろいろ開発計画もされていると思いますが、この騒音というところでまいりますと、龍河洞のほうにはなかなか厳しいというふうなことで残念というところはございますが、またそれ以外にも、香南市の市長さんもシャトー三宝のほうにまた思いを向けていくというふうなお話も聞いたりしたこともございます。昔のようにあの道が、また香南市と香美市がつながるような形ができれば、両方にとってもすごくいいことではないかなと考えております。龍河洞に向けてはメロディーロードのほうがかつてなかなか厳しいようでありましたら、またそういった方向も考えていただけたらと思います。

それに伴いましてちょっと質問をさせていただきますが、10年、20年後を考えると、少子・高齢化ということに伴い、現在の収入ではなかなか大変になると思います。塩の道とあわせて、③の質問をさせていただきます。

道をアピールして、やなせたかしさんの生誕の地、アンパンマンの歌が聞こえる道があるまちとして香美市の発展につなげ、将来的には市内に数カ所のメロディーロードをつくり、観光客の誘致の施策としてはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

先ほどの②でも答弁させていただきましたが、メロディーロードにつきましては、発生する音によりまして、先ほどご質問の中にもありましたが周辺部、おおむね人家から300メートル程度以上を離す必要が求められております。また、1曲を構成しますのに20秒から30秒程度必要になりますので、一定の速度により走行可能な道路を考えますと、距離にしまして350メートル程度が必要となってきます。また、この中にはヘアピンカーブや急カーブがないことも条件でございます。

次に、道路を切削いたしまして、そこの音によりましてメロディーを奏でることから、

当然その切削する部分に、降雨時には滞水をするということでございます。路側側に排水設備が整った道路でなくては非常に危険でございます、例えば降雨時に滞水によりますハイドロプレーニング現象も確認をされておるところでございます。

次に、1秒間のメロディーを奏でますのに、単価といたしまして1秒間当たり25万円から36万円程度が必要だということによりますと、1曲をつくります20秒程度を考えますと、500万円から700万円程度が必要であると。

費用対効果、また道路の状況、また高知県のように降雨が多いような状況を考えますと、設置する場所は非常に限られてくるのではないかと考えております。私の調査の中で、香美市内でこのような道路というのが残念ながらないというような形で、今回の部分につきましては、非常にすばらしい提案とは考えますけれども、残念ながら地形的な理由等も含めまして、気候的な理由も含めまして難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。

○7番（村田珠美君） 先ほど課長さんがおっしゃったことも重々わかっております。場所がなかなかないというふうなところがございますが、べふ峡温泉までの途中にはそういったところもあるのではないかとはい思います。まず1カ所どこかにつくる、つくるところが絶対ないとは思えませんので、また、なお、べふ峡温泉の活性にもなると思いますので、そちらまで範囲を広げていただいて検討していただけたらと思います。

今後は香美市の発展のために検討することがもしございましたら、ぜひとも子どもたちの夢と希望のために、やなせたかしさんの夢を、思いを何かに託したいと考えますし、また、市民の方々の声を聞いて取り組んでいただくことが1つの発展にもつながると思いますので、今回はこれをお願いのほうと、またいつか何かのときにこのことを思い出していただきたいというふうなことで、これくらいにしておきたいと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。

中央公民館の1階のトイレは、障害者用トイレを除くと全てが和式であり、2階と3階には1カ所ずつの洋式トイレが設置されております。高齢者の方々が利用するに当たり、大変苦勞されていると聞きます。その後、公民館の方とお話をしたところ、「洋式トイレは2階と3階にあります」の張り紙はすぐにはしていただきました。

そこで、質問です。

①、1階には大きなホールもあり利用者も多いので、高齢者のためにも各フロアに洋式トイレを増設するべきと考えます。この件についてお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 中央公民館に洋式トイレをというご質問にお答えいたします。

中央公民館といたしましても、1階への洋式トイレを設置すべきだと思いますので、来年度以降、改修するよう予算要求をいたしたいと、このように考えております。

- 議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。
- 7番（村田珠美君） 来年度以降と申されましたが、来年度以降となりますと来年度中にできるということではないということですよね。
- 議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。
- 生涯学習振興課長（田島基宏君） 来年度に予算要求いたします。財政との協議も必要ですので、改修がそこでできるかどうかはまだ判断が、来年度のヒアリングの結果になりますので、予算要求は来年度にいたしたいと思います。
- 議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。
- 生涯学習振興課長（田島基宏君） 済みません。来年度以降というのは、平成27年度の予算に要求したいと、こういうことでございますので、よろしく願いいたします。
- 議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。
- 7番（村田珠美君） 平成27年度に計上するということで、それで数のほうですが、今現在ある数に対して洋式トイレは増設を、できるだけたくさんの方がいいと思いますが、和式のほうも1つ2つは残していただけるような計画でお願いをしたいと思いますが、その点についても、そういった方向づけでお願いができますでしょうか。
- 議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。
- 生涯学習振興課長（田島基宏君） 具体的にはまだヒアリングで詰めていくことになるとは思いますけれど、現在1階には男性用トイレが2台ありますので、1台を洋式に、そして従来のは残しておく。それから、女性用につきましては、5台のうちの2台をというように中央公民館が計画しているようでございます。あと多目的トイレのほうもちょっと便器のぐあいが悪いようですので、それもあわせて検討しているということでございます。
- 議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。
- 7番（村田珠美君） ぜひとも早急をお願いしたいと思います。
- それでは、②の質問に移ります。
- 議長（石川彰宏君） ②、ないですが。
- 7番（村田珠美君） ごめんなさい。失礼しました。
- 早期に設置が難しいようでしたら、それまでの間、高齢者のためにトイレ内に思いやりのある手すりバーといいますか、持ち手があるものを設置していただきたいと思いますが、いかがでしょう。
- 議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。
- 生涯学習振興課長（田島基宏君） 現在の平成26年度の予算の中を見まして、それに見合うものがあれば早期にそれにも対応していきたいと、このように思います。
- 議長（石川彰宏君） 7番、村田珠美君。
- 7番（村田珠美君） 大変誠意のあるご答弁ありがとうございます。早期改善をお

願いたします。

今回の質問におきまして大変不手際な点がございました。心よりおわび申し上げます。また次回頑張って質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いたします。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 村田珠美君の質問が終わりました。

昼食のため午後１時まで休憩いたします。

（午前 11時41分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 16番、比与森です。通告に従い一般質問を行います。

教育関係について3項目、1点目として、道徳の教科化についての見解をお聞きいたします。

文部科学省では、諮問機関であります中央教育審議会からの道徳の教科化の答申を受け、2018年、平成30年にも教科書を使った授業として実施する予定です。中央教育審議会の答申では、現在、教科外活動として実施されている道徳教育の評価として、道徳教育の特質を生かした授業がされていない、学校や教員によって指導の格差が大きいなどの指摘がされているようです。今回、教科化議論へとつながった背景には、3年前の滋賀県大津市の中学生自殺事件など学校の深刻ないじめ問題が注目され、道徳教育の不十分さが論じられたようです。

私は、これまで本市の人権教育や道徳教育の取り組みを見てくるとともに、少しですがかわりもしてきました。教育ですのでどのレベルが十分であるとは決めがたいところですが、決して不十分だとの認識はございません。他市町村の取り組み内容は理解していませんが、本市の道徳教育の現状に対しどのような認識でおられるのか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 比与森議員の本市の道徳教育の現状に対する認識を問うというご質問にお答えをいたします。

本市では、平成23、24年度の2カ年間、楠目小学校が高知県道徳教育重点推進校の指定を受け、高知県東部地域の道徳教育充実に向けた研究を進めてきました。この取り組みは本市の道徳教育推進を目指したもので、市の道徳教育推進協議会で充実策を検討し取り組んできましたので、各校の道徳教育は大きく前進をしました。道徳教育全体計画のもとに1時間、1時間の授業が大変充実していますし、各校が道徳参観日を行い、家庭や地域にも道徳の重要性を広めています。

本年度は、楠目小学校が文部科学省から道徳用教材活用推進事業の指定を受け、さら

に研究を積み上げており、去る12月5日には県内東部地区の各学校が集まって、授業参観を通して研修を深めました。

市の道徳教育は充実していますが、さらに1時間、1時間の授業の充実を目指して取り組んでまいります。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 楠目小学校の授業参観も以前させていただきました。本当に自分たちが習っていないような、子どもたちに考えさすとかそういう授業だったというふうに認識しています。香美市内ではああいう授業が、教科外であっても道徳として香美市内全体の小学校でされているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。そのとおりでございます。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 次に、道徳教育②ですが、道徳教育教科化の学習内容では、現行の学習指導要領が示す1、自分自身に関する事、2、他の人とのかかわり、3、自然や崇高なものとのかかわり、4、集団や社会とのかかわりの4つの視点を踏まえつつ、新たにインターネットの正しい使い方などを教える情報モラルや生命倫理といった社会問題も扱うように求めています。道徳教育の主眼は、学校教育全体の責任において、教員が子どもの視点に立ちながら他の人たちとともに生きる大切さや社会的規範意識など、生きていく上で基盤となる価値観を自分自身から養える力がつくよう教え育むことだと思えます。

しかし、検定教科書や教育養成課程の認定などを導入することには、国が特定の価値観を押しつけることにつながるのではないかと懸念する声が強いです。また、答申に盛り込まれた、小学校低学年では人としてしてはならないことを具体的に指導し、しっかり自覚させることに重点を置く。道徳的習慣や道徳的行為に関する指導を取り入れるなど規制を押しつけるように思われます。規制を押しつけるのではなく、規則を守ることの大切さを子ども自身が自覚することの大切さが損なわれはしないか。子ども自身の自覚を引き出すプロセスが失われはしないか危惧するところでもあります。

道徳教育を教科と位置づけるに当たっては、危惧される種々の意見に十分耳を傾け、教育現場の実情も踏まえて慎重に検討することを望むわけですが、まだ先のことではあります。今回の道徳教育教科化に対する見解をお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 道徳教育の教科化に対する見解を問うというご質問にお答えいたします。

比与森議員が述べられましたように、国は平成30年度から順次、小・中・高等学校の学習指導要領を改訂し、改訂内容の1つとして道徳の時間を「特別の教科 道徳」として位置づける予定です。

道徳を教科にすることで、全国どの学校においても発達段階を踏まえた体系的な授業、教科書を使った均質な授業が行われるというメリットがあります。一方、危惧する声が上がっておりますのは、先ほど比与森議員が述べられました狙いととも、主に評価の部分になってきます。このことにつきましては、本年10月に出された中央教育審議会答申におきまして3つのことが述べられています。1つ目は、指導の狙いや内容に照らして、一人一人のよさを伸ばし、道徳性に係る成長を促すための適切な評価を行うこと。2つ目は、多面的、継続的に把握し、総合的に評価していく必要がある。数値などによる評価を行うことは不適切であること。3つ目は、目標に照らして学習状況や成長の様子などを文章で記述するための専用の記録欄を設けるなどの改善を図る必要があることなどです。

現在、「特別の教科 道徳」として、文部科学省で具体的な検討が進められている途中ですので、動向を見守りながら円滑な実施ができるようにしていきたいと思っています。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） どうもありがとうございます。

次の土曜日の教育活動についてお尋ねいたします。

文部科学省では、子どもたちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして、2013年、平成25年11月に学校教育法施行規則の改正を行い、地方公共団体であります教育委員会の判断により、土曜日教育を実施することが可能であることをより明確化しました。

文部科学省の調査では、2012年、平成24年度、2年前ですが、土曜日授業を実施した公立小・中・高校は全国で2,909校、8.6%でしたが、本年度は5,573校、16.3%とほぼ倍増しています。以上のことから、初めに本市の小中学校の現状をお聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 本市の小中学校の現状をお話しいたします。

まず、本年度につきましては、平成26年11月1日の土曜日に、香美市全小中学校において教育課程の中にある土曜日授業を一日の日程で実施させていただきました。この日はキャリアチャレンジデイの日で、中学校は工科大で、そして小学校は各小学校で行ったものです。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 土曜日授業の②です。

本県では、土曜日授業に関し、県教委は、地域の実態もあるのであくまでも各市町村が判断すべきものとしています。土曜日授業は導入しないとする自治体もあるようですが、実施頻度は1年に1回から1カ月に1回までばらつきはありますが、県内の10市町村30校ほどが土曜日授業を実施しているようです。

県が8月に実施しました県民世論調査では、土曜日に授業を行ったほうがよいとする回答が58.3%との新聞報道がございました。ちなみに反対は6.8%だったようです。この世論調査を受け尾崎知事は、正直58%には驚いた。こんなに多くが賛成なのか。今後は多面的な検討が必要でしょう。授業時間が足りないという議論もあると思う。他方、既に週休2日制を前提にいろんなことが成り立っている。両面から検討する必要がある。そうした感じで県教委の方で検討されるのではないかと述べられています。

以上のことから、香美市教育委員会の今後の土曜授業に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 土曜授業に関する見解ということですので、お答えします。

香美市は平成24年度より2学期を8月27日から開始をしており、年度によりますが、本年度は既に従来の9月1日2学期開始と比較すると、3日増の授業日を確保しています。また、11月に1日土曜日授業を行いました。このように児童生徒の授業日確保には努めているところです。

今後、土曜授業を本格的に行うためには、土曜日に行っている中学校の部活動の大会等広域的に整理をしていかなければならない課題もありますので、関係機関で継続して検討をしていきます。

子どもたちの活動や学習の保障からいうと、土曜日授業はもう少しふやしてもいいのではないかと基本的には思っているところです。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 今後の課題だと思いますので、次の質問に移ります。

次に、財務省が方針を固めました公立小学校1年生で導入されています35人学級を見直し、1学級40人体制に戻すよう文部科学省に求める件についての見解をお尋ねいたします。今後、この件も議論されるであろう案件ですが、本市の考え方をお聞きしておきたいと思えます。

高知県では県費を一部充てて、小学1・2年生は既に30人学級体制できめ細かな指導を目指し取り組んでいると思えます。今回の財務省の方針にはいささか疑問を持つところがございます。県の方針では小学1・2年生が30人、3・4年生は35人、5・6年生は40人学級が指定されているのではないかとと思えますが、初めに本市の学年別、学級別人数はどのように編制されているのかお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 本市の学年別、学級別人数の定め方をお話しをいたします。

基本的には、国の制度は小学校1年生で35人学級、2年生以上は40人学級となっています。しかし、高知県は小学校1・2年生で30人学級、3・4年生で35人学級編制を行うことを希望する学校に教員を加配してくれています。

そこで、平成26年度、香美市では高知県の制度を活用し、山田小学校では2年生が

本来2学級のところを3学級、3・4年生が2学級のところを3学級としているところ
です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 小学校の先生とも、土曜日授業も含めてですが話をす
る中で、やはり非常に子どもたちと向き合う時間には組んであると言え
ばあれですけど、それ以外の作業が非常に多いということもお聞きしま
した。現在の教員の体制では、土曜日授業も含めてになるかもしれませ
んが、30人学級がベストというお考えでよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

私自身は、現在の多様な子どもたちの状況や学習や活動の実現というか充
実からいきますと、1学級30人程度が望ましいと考えています。国の言
う35人学級の見直しは非常に残念だと思っているところです。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ②の質問に移ります。

文科省のほうではやっぱり現行のままということで、財務省に対しか
なり反発はされているようですが、今回の財務省の方針は35人学級の
導入前と導入後のいじめや暴力行為、不登校の件数割合を比較して、
減少するなどの教育効果が出ていないので40人学級に戻す。そのこ
とにより教職員が減少し、人件費の国負担が年間約90億円近く削減
可能と試算しているようです。財務省はさらに予算の効率化に向け、
35人学級の見直しに加え離島など個別の配慮が必要とする地域もあ
るようですが、1校当たり12学級という標準的な学級数を維持できな
い公立小学校の統廃合も促しています。財務省では教育効果について、
いじめや暴力行為が減少していないとの点から見直しを推進してい
るようですが、少人数化により教職員の目配りなど注意点が行き届き
やすくなったとも考えられます。

尾崎知事はこの件に関し、過去の傾向から効果を判定することも重要
だが、学習指導要領で子どもの思考力をより一層重視するのなら、き
め細かい教育の展開は当然必要との趣旨の発言をされています。

以上のことから、35人学級見直し案に対する教育委員会の見解をお尋
ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

今言われております35人学級見直しは、国は小学校1年生だけしか
まだしていませんので、小学校1年生の35人学級もやめようというこ
とですので、非常に残念なところ
です。

実は、平成26年11月4日の下村文部科学大臣の記者会見では、記
者から、財務省が公立小学校35人制を見直して40人学級に戻した
ほうがよいと言っていますが、改

めて大臣の見解をと求められましたことに対して、大臣の言葉で、到底容認するわけにはいきません。財政上の問題だけで教育論をするということは、将来を誤る政策になってくるのではないかと思っています。かつてに比べると非常に世の中が高度化・複雑化してきて、一方で社会、家庭における教育力低下をしている中で、学校現場が果たす役割が大変大きくなってきています。学校現場においても、発達障害の問題等、多様な教育をいろいろ導入しなければならない問題がありますし、また、日本の教員は世界で最も忙しいということの中で、一人一人の子どもたちと向き合う時間ということを考えれば、より少人数のほうが教育的な成果、効果が上がるというのはこれまでも実証されていることでもありますし、教育力そのものが国力につながってくると思いますし、ぜひこれから、財務省とはその面について理解を求めるように先頭に立って努力していきたいと思っておりますと答えられています。

私も同感で、公立小学校、今は1年生の部分ですけれども、35人制の維持につきましては、1つは子どもへのきめ細やかな指導ができること、2つは少人数指導による学力向上が図られること、3つ目は課題がさまざまありますので、課題対応への支援ができることなどから、ぜひ継続していただきたいと考えています。

高知県の場合は、先ほどの1・2年生30人学級、3・4年生35人学級ということが続けてくれていますので、高知県としてはきめ細やかな指導ができるようにぜひ継続してほしいと考えているところです。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 教育関係の質問を終わります。次の質問事項、ふるさと納税の推進について質問します。

ふるさと納税につきましては、本年3月の定例会一般質問におきまして、ふるさと納税増加のための対策をお聞きした際に、当時の今田まちづくり推進課長から、平成26年度より一定額以上納付いただいた方に本市の特産品をお贈りすることとします。特産品等の内容や種類につきましてはまだ検討中の段階でございますが、数種類の中から納税者が選択できるようにしたいと考えております。また、PRの方法につきましても今後検討をしていきたいと考えていますとの答弁をいただきました。また10月、第7回定例会では、同僚議員からふるさと納税の状況と活用、そして特典についての質問もあり、今回私の質問が重なる部分もあろうかとは思いますが、よろしく申し上げます。

10月20日付高知新聞に、県内ふるさと納税の昨年度の県内市町村のランキングが掲載されました。寄附額最高の奈半利町は、6年前、2008年、平成20年と比較すると約150倍増の5,377万円が、2位のいの町は約40倍の2,788万円が寄附されています。奈半利町は、本年度10月末現在1億2,873万円になっているとの新聞記事もございました。四国の自治体で初めての1億円超えだったようです。全国の自治体のサービス合戦を呈するふるさと納税ですが、返礼でつるのは順序が逆とか、寄附者だけが税控除を受けられるのは不公平といった声もあるようですが、高知大学の非

常勤講師であります税理士の松岡氏は、「ふるさと納税はあくまで寄附で、寄附に対する税控除は以前からあった。控除額にも上限があり公平性を損なっているとは言えないのではないか。用途を明記している市町村が多く、寄附者が納得しやすいほか地域振興にもつながる」と述べられています。

以上のことから、①として、ふるさと納税制度に対する見解と、本年度の9月までは前回の議会で聞きましたので、10月、11月の納税状況をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 比与森議員のふるさと納税の推進についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度に対する見解ということでございますが、ふるさと納税制度につきましては、そもそも過疎化・高齢化などによって税収の減少に悩む自治体に対して格差是正を推進するために創設された制度で、ふるさと寄附金とも呼ばれ、地元を離れた人が地元へ恩返しとして納税をできるようにする制度として誕生しております。

ただ、ふるさと納税を行うと、税金が居住している自治体から寄附したい自治体へ移転することになりますので、得する側があれば損する側があるということになります。その結果、税金の控除で受け取れなくなった額が寄附で受け取った額を上回り、収入を減らす地方団体も多数出てきており、多額のふるさと納税をした方が居住するある町では、数千万円の還付をすることになったという事例もございます。

地方税は、課税根拠として地方団体が提供する行政サービスに着目し、その対価として負担するという性格を持っていますが、ふるさと納税は行政サービスを受けていない地方団体に寄附する一方で、行政サービスを受けている居住地の地方団体に対しては、負担すべき税の一部しか納めないということにもなっておりますので、このことは先ほどもご指摘ありましたように、地方税の原則に反するのではないかとということで問題点の1つとはされております。また、税収の多寡というものは地域経済力等によって左右されますので、財政調整能力を持つ地方交付税によって是正するのが本筋であるということも言われております。

次に、ふるさと納税の問題点の2つ目として、エスカレートする商品、謝礼品合戦というのがございます。ふるさと納税は東日本大震災の被災地への手段として利用が拡大したようですが、最近では寄附者に対して自治体が贈る特産品などの特典に注目が集まる傾向が強まっています。ふるさと納税をする人がお買い得と思う特産品を謝礼として贈れば、寄附がふえると期待する自治体がふえて謝礼品もどんどん豪華になり、目立った特産品がなかったある町では、カタログ販売を手がける大手旅行会社と組んで、特産品に限らず魚、肉、菓子など県内外の豊富な品目を用意して贈る制度を始めたところ、人気は急上昇したといったところもあるようでございます。

謝礼品の額は寄附額の3ないし5割というのが一般的とされていますが、最近では還元率7割といった謝礼品もあるということで、全国の謝礼品を紹介するガイド本、こう

いったガイド本がございます（本を示しながら説明）。やれば必ず得するとういうガイド本もございますし、ホームページも登場して人気を集めているようでございます。

謝礼品として地元の特産品を贈れば、地場産業の振興にもなりますし地元のPRにもつながるなど、さまざまな特徴やメリットがあるふるさと納税ですが、地方間格差の解消とか、自分が生まれ育った地域やお世話になった地域を応援したいという本来の趣旨からは逸脱し、お得に特産品を受け取れるという部分が注目され過ぎているようにも思われます。高価な返礼品を贈らない場合でも、PR活動や事務処理などに多くの経費がかかりますので、良識を持った適切な運用が行われなければならないと考えております。

次に、10月、11月の寄附状況についてですが、10月が13件で13万円、11月が同じく13件で48万円となっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 見解を種々お聞きしましたが、ずばり、これは企画財政課長、税収になるわけですけど、ありがたいのかありがたいのか、お答えいただければと思います。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

ありがたいかありがたいかと言われますとありがたいと一言で、そういうことになります。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ありがたいという答弁をいただきましたので、次の質問に移ります。

次に、納税される方にどれだけ充実した特典をつけるかについてお尋ねするわけですが、自然豊かな長野県飯山市は10万円以上の寄附で森林セラピー、人間ドック、宿泊がパックになったプランを提供しています。飯山市の担当者は、経費や送料を考えると実収入は寄附額の3割程度と明かす一方、寄附件数は前年度から約40倍に増加、寄附額も大幅に伸びているようです。また、北海道の上士幌町では、魅力ある地元特産品の特典をPRしたところ、昨年度、同町の町民税とほぼ同額の2億4,000万円が寄附され、今年度は8月末に3億円を突破し、年度末には7億円を見込んでいるようです。まさに大型量販店の薄利多売合戦のようにも映るわけですが、寄附していただければ貴重な税収増であることは間違いありませんので、ありがたいことだと思います。

どのように充実した特典をつけるか、各自治体の取り組みが大切です。本市では、特典の選考に当たり、どのようなメンバーが何人ぐらいで対応をされているのでしょうか。全て観光協会に一任されているのか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 特典はどのようなメンバーで何人ぐらいで選

考に当たっているのかということについてお答えいたします。

謝礼品については、10月議会でも答弁させていただきましたとおり、産業振興課と協議の上、香美市観光協会に謝礼品を発注しております。その際、産業振興課、まちづくり推進課、香美市観光協会の中から5名のメンバーで選考に当たりまして、今のところ香美市観光協会が取り扱う商品の中から、年間を通じて贈呈できる香美市の特産品を選定させていただいております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。

3番目の質問の発注に関して経費削減も求められますが、寄附を確認された後、特典品発送までどのような流れで作業が進められるのか、今の部分とダブる分もあろうかと思いますが、お願いします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

平成26年4月以降の寄附者を対象に8月から順次謝礼品を発送しておりますが、それ以降は月ごとに集計して翌月には観光協会に発注し、納品され次第発送という流れになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。

次に、税収増を達成しました先ほど述べました北海道の上士幌町の担当者は、自治体の収入になるだけでなく産業が活性化、観光客もふえていと述べています。香南市では、ふるさと納税の返礼に特産品カタログを活用していますし、いの町は新聞記事もあったように打ち刃物と記憶しています。ふるさと納税を活用した地域産業の育成と活性化を望むわけですが、見解をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） ふるさと納税を活用した地域産業の活性化ということでございますが、このことにつきましては10月にも同様のご質問をいただきました。8月からの送付が始まったばかりということで、現在は香美市のユズやシカ肉の加工品、刃物などを中心とした、年間を通じて贈呈できる商品を謝礼品として選定しておりますが、今後は期間限定の商品や宿泊券、その他特産品の追加や見直しを行いながら、香美市特産品の紹介と地場産業の活性化の一助につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 今後そう考えていくということですが、現在は5名とい

うふうにお聞きしたわけですが、これは観光協会のほうにお願いしていると。現在、観光協会の恐らく取引商品の中から選定されると思いますが、今後ますます地域産業の育成、活性化を思ったときに、これを公募に出すとか、また刃物もありますし、ほかの野菜も含めて、それに参加したい人を募るとかというお考えはないのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 現在のところ香美市観光協会が取り扱う商品としておりますが、香美市観光協会が独自で扱っている商品以外でも扱える商品がたくさんあると思います。その件につきましては、JAとか商工会であるとか、刃物団体等とも協議して、新たな商品、謝礼品等贈れるものがあれば、また追加していきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） その際に、初めの答弁にあったかもわかりませんが、やはりふるさと納税をされた方が幾つかの中から選ばれる、そういうのが絶対必要やと思うわけですが、その辺も含めて再度答弁をお願いします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 先ほども申しましたけれども、新たな商品、期間限定の商品であるとか宿泊券であるとか、選択肢の幅を広げながら、追加をしながら、魅力のある特産謝礼品を贈るような制度をつくっていききたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。

ふるさと納税増額のため今後のPRにも期待するわけですが、担当課では、年度予算まではいかなくても年度の目標額や目標件数ぐらい定めて税収増を望むわけですが、今後の取り組みをどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

納税額の増額については、他の自治体が謝礼品として、牛肉でありますとか、海鮮類などの豪華な商品を用意している現状を踏まえますと、現在の納税状況から大きく飛躍した目標額や目標件数を定めるのは困難ではあるとは考えておりますが、推移を見ながら一定の目標を立てていくことも可能になるのではないかと思います。

ただ、前述のとおり、魅力的な特産品を選定することなどにより、選択肢をふやしながらも少しでも多くの寄附をいただけるように努力をしていきたいと考えております。

また、謝礼品で額や件数をふやす方法以外に、具体的な用途を指定して寄附を募る方法なども検討する必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。

まず最初に、通告文の訂正をお願いいたします。

1番のチャレンジデイについての④、「懸念事項として、大がかりな取り組みで教職員も生徒も忙しかったと思うが、前後の授業や学校行事への影響などはなかったか。また、先生方の長期間勤務が」となっておりますが、ここを「長時間」で訂正をお願いいたします。

では、改めまして一問一答方式において質問をさせていただきます。

まず、1番目です。チャレンジデイについてということでお伺いいたします。

11月1日、鏡野中、香北中、大栃中の香美市内全3中学校の全校生徒約550人が高知工科大学に集まり、一斉に職業授業を受けるキャリアチャレンジデイが行われました。全国でも例のない取り組みにもかかわらず、事故もなく無事に実施されたと聞き、私は安堵と感動の気持ちに包まれております。交通整理などに際しては、関係者や警察の方々に加え地域の人たちも積極的に協力してくださったと伺いました。そのような支援の一つ一つが積み重なって今回の試みを支えてくれたのだろうと思います。

前日には、香美市中央公民館で、「ともに考えよう！未来を拓く子どもを育てるために！～よってたかって地域が育てる教育～」と題したトークセッションが行われました。よのなか科などで知られる藤原和博さんらを招いた講演と、周囲の教育関係者の方々の熱心さを肌で感じました。また、どんどん発言しながら考えを発展させていくおもしろさも体感させていただきました。

各学校内の事前の取り組みを経て、さまざまなステップを築きながら行われた成果であると思います。今回の取り組みに関して、今後への発展も願いながら、幾つかお聞きしたいと思います。

まず、①です。

チャレンジデイ実施以降に学校生活やその他での子どもたちの変化、また継続している取り組みなどがあればお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） チャレンジデイ実施以降に学校生活やその他での子どもたちの変化、また継続している取り組みということですので、それに対してお答えをいたします。

まず、キャリアチャレンジデイの後の生徒の感想を述べさせてください。まず、社会にはいろいろな職業があって、それぞれの仕事でいろいろな人が誰かのためにとという意志を持って、役割を果たすために努力や工夫をしていることを学びました。これは1年生の感想です。一人一人に自分の思っていることがあり、それぞれが正しく理解することが大切ということがわかりました。ほかの人の意見を取り入れることで、よりよい結

果を出すことができるようになりました。2年生の感想です。人生にはいっぱい答えがあり、その答えを選ぶのは自分だということがわかりました。3年生の感想です。

このキャリアチャレンジデイは、11月1日を中心授業として9月から取り組み始め、11月末ぐらいまで学ぶ授業です。各校ではチャレンジデイに向けて学習を積んできました。それで、冒頭に申し上げたような感想を持つ生徒が出てきたというふうに思っているところです。

また、去る11月28日に鏡野中学校で、鏡野中学校が研究をしております夢いっぱいプロジェクトの研究発表会を行いました。ここではこのキャリアチャレンジデイで学んだことを生かした授業を行っていましたが、全ての学級で生徒が自分の生き方について熱心に学ぶ姿が見られました。香北中、大栃中学校におきましても、このキャリアチャレンジデイ後も自分の生き方、あり方についての学習を継続しているところです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。本当に生き生きと学ばれているような姿が目につくような答弁をありがとうございます。

多分、②の質問にももう十分答えていただいたような気もしますが、改めて、私もキャリアチャレンジデイに参加した方のお子さんの感想文をちょっと1つご紹介させてもらえたらと思います。

一部ですがご紹介します。「私は、美容院の方々のお話を聞きました。そこでは実際に髪を切ったりパーマをかけたりさせてくれました。とてもいい経験ができたし、楽しかったです。カンコー学生服にも行ったけど、私は本当にその会社につきたいなと思うぐらい興味がわきました。」これは一部ですが、そのような感想もありました。

今回のチャレンジデイにおきましては、本当3カ所のところを学ぶというようなことで、本来思っていなかったところでも新たな発見があったというようなことも、この感想文のほうから知ることができたというところです。

②の質問です。

それらを含めまして、子どもに夢を持ってもらうためにという意図がどのように伝わったと受けとめられているかを、またお聞かせいただけたらうれしく思います。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） この意図がどのように伝わったと受けとめているかというご質問ですが、11月末にキャリア教育アンケートを全小中学校で実施したばかりで、児童生徒の意識の変化についてのデータは現在分析中です。しかし、生徒の感想からは、自分の将来について考えるよい機会となった93%、職業における必要な能力の理解ができた89%などというような速報値がありますので、講師の職業や生き方に関する考え方を参考にして、自分の将来について考えることができたのではないかと考えています。

また、このキャリアチャレンジデイの日には多くの企業、保護者、市民にご協力をいただきました。この人々が生徒に奉仕してくださる姿は何よりも子どもに夢を与え、子どものロールモデルになったのではないかと考えているところです。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。

私も本当にこのような取り組みがありましたら、授業で習うだけではなく実際にその現場、そこで働いている方の姿を通して学ぶということが、百聞は一見にしかずというようなことわざにも通じる学びの場ではなかったかと感じさせてもらいました。

それでは、③の質問に移らせてもらいたいと思います。

年中行事として取り組むとお聞きしております。今回実施してみてどのような課題が見えてきたのでしょうか。もしありましたら、課題への取り組みなどについてもあわせてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 課題への取り組みということですので、お答えいたします。

まず、全体的には非常に成果があったのではないかと考えているところです。実は、昨日文部科学省のほうでこういう地域の力を生かした研修会がございまして、そこへ代表の校長先生が発表にも行っているような次第でして、内容的には非常に手応えがあったと感じています。

それで、11月18日にキャリアチャレンジデイの実行委員会の振り返りを行いました。5点ぐらい申し上げようと思いますけれども、大枠は全体としてよかったのではないかとこの前提のもとに細かい課題が幾つか出ています。

まず1つ目は、さらにきめ細かに生徒の学年に応じた学習活動になるように内容を充実してはどうか。これは、中学校1年生から3年生までいますので、来年になると、今年キャリアチャレンジデイを受けた子どもと新たな1年生の間には随分な差があると思います。そのあたりにつきましては、本年度中に各中学校の担当者と次年度の計画を作成して、来年度に向かいたいと思っています。

2つ目は、保護者の参加につきましては、駐車場の都合もあり参加呼びかけを非常に消極的にしてしまいました。ぜひ保護者の参加も促してはどうかということで、来年度はそのあたりの呼びかけをしたいと思っています。

3つ目は、生徒の参加の安全確保について考慮が必要であるというご意見がありました。これ、ちょうど午後雨が降ってまいりましたので、鏡野中学校が自転車で参加であったために、これはどうしようかということになったことです。ただ、バスである大勢の人数を工科大までというのは、大変費用もかかりますし、ちょっとここは検討の材料の1つです。

4つ目は、小学校と中学校が同日にキャリアチャレンジデイと、それから、小学校はキッズチャレンジデイということで大変大きい学習を組みました。それで、平成27年

度につきましては、非常に行きたいのに行けないという課題が残りましたので、小学校と中学校は別日程で開催をしようということになっています。中学校のキャリアチャレンジデイは10月31日が土曜日ですので、10月31日に工科大学で開催をいたします。小学校はその前後の土曜日に振り分ける予定でございます。

5つ目は、この活動の市民の支援者の継続した確保が必要であろうということです。ここにつきましては、本当にお願ひしながら進めてまいりたいと思っているところです。今回は本当にたくさんの市民の皆様にお世話になりました。中には昼食をとれなかった方もおいでだと聞いています。学生の食事とちょうど私たちのスタッフの食事の時間が重なって、どうもふなれな方と、それからやっぱり時間的に少し切迫してましたものですから、昼食がとれなかった方がおいでというふうに聞いています。大変申しわけなく思っているところです。これについては、来年度はお弁当を用意するという工夫もしていきたいと思っております。

このキャリアチャレンジデイは、この議場においでます爲近議員様には講師も務めていただいたり、ほかの議員様にも随分ご協力をいただきました。それから、PTA、学校支援地域本部、民生委員、それから企業の方、香美警察署、市民有志の方等々、もう本当に山田高校、工科大学も含めて随分お世話になって行うことができました。本当にお礼を申し上げたいと思っております。

現在、香美市教育委員会は香美市のキャリア教育に、先ほどもおっしゃっていただきました「よってたかって地域が育てる教育」という、そういう名前をつけて取り組んでいます。これは香美市民が力を合わせて香美市の宝である子どもを育てていこうというものです。しかし、今回支援ボランティアの参加を募ることに少し苦労もありました。ぜひ多くの市民の皆様が香美市の子どもと一緒に育てることに関心を持っていただき、市民の皆様と一緒に、よってたかって子どもを育てていきたいと考えています。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） どうもありがとうございます。本当にたくさん課題も分析されて、また来年に向けての取り組みに向かっているんだということがよくわかりました。ボランティアの方を募るのに苦労されたということでございましたので、なお今回の取り組み、非常に注目された取り組みであったと思います。これが香美市の住民の皆様の間にも広く広がっていくことを願っております。

そのことも含めまして、④の質問に行かせてもらいます。

懸念事項としましてです。今回大がかりな取り組みで教職員や生徒の方も忙しかったと思いますが、前後の授業や学校行事への影響はどうだったのでしょうか。また、先生方の長時間勤務が問題となっておりますが、そこへの配慮はどうだったのかを最後にお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 森田議員さんの懸念事項のご質問についてお答えいたします。

このキャリアチャレンジデイ及びキッズチャレンジデイにつきましては、平成25年の12月から校長会を初めとしまして協議を続けてまいりました。平成25年度の終わりには各校のPTAに説明をさせていただき、平成26年度の4月には各校、そして、5月には香美市のPTA組織への事業説明を行うなど、香美市教育委員会では昨年度からロードマップを作成し、校長会、担当者会等で周知、確認をしながら粛々と取り組んできたところです。各校におきましては、これらのことを理解の上教育計画を立案し、取り組んでいただいたと承知しております。

ただ、今回の取り組みは、本市はもとより全国でも初めての取り組みであったことをございまして、綿密な計画、関係機関からのご助言をいただきながら実施をしましたが、課題もあったと考えています。今後は今回の課題につきまして改善し、子どもたちのために進めていきたいと考えています。この事業を市民の皆様で盛り上げていただき、学校の支援をしていただきながら、このキャリアチャレンジデイをよってたかつて地域が育てる教育に育てていただければ幸いと思っています。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。

実際に計画を立てても動かしてみないとわからない部分は本当多々あったと思います。今回行われた、実際にやってみた中で出てきた問題点、それらを含めまして毎年行うということですので、なおのこと負担への配慮もしていただければよろしいのではないかなということをおのほうからもお願いしまして、1番目の質問の終わりとさせていただきたいと思います。

それでは、大きな2番目の質問に移りたいと思います。

続きまして、若者の雇用に関してお伺いしたいと思います。

今、アベノミクスで景気はよくなっていると言われておりますが、実質賃金は上がっていないのが現実のようです。一部の人の収入はふえているかもしれませんが、多くの人の収入はふえていないと聞きます。これに対し、最低賃金の大幅引き上げなど直接的な収入増加の施策は見えてきません。私と同年代の30歳後半になろうかという世代の話聞いても、正規職員になれず派遣や有期雇用で働いている人が多く、継続雇用されても賃金は低いままだと聞きます。また、私の知人の30歳代の方は、20歳前半から臨時雇用で働き始めたそうです。給料は手取り12万円ぐらいで昇給もなかったそうです。5年目で正規雇用になりましたが、定期昇給は少額で10年間勤めてやっと16から17万円になったそうです。共働きをしておりますが、今でも生活はぎりぎり2人目の子どもを持つのかも迷うような状態だと聞きました。

このような若者の状況を踏まえまして、次の点を質問させていただきたいと思っております。まず、①です。

少子化対策に力を入れ定住人口をふやそうとしている本市にとって、若い人の働き方を改善し、若者の雇用をふやしていくことは非常に大事なことだと思いますが、本市の若者の雇用の実態をどのように把握されているのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 森田議員の若者の雇用の実態の①について答弁をさせていただきます。

雇用につきましては、ハローワークを出先といたしました労働省の管轄でございまして、産業振興課におきましては、雇用に間接的に関係いたします企業誘致、こちらのほうを業務の1つとしておるところでございまして。

市内での継続的な一定数の雇用といたしましては、テクノパークや川添工業団地内にあります企業や、また農機具製作工場、またショウガの加工工場、地元のスーパー等から刃物の企業等でございます。最近はこれに福祉関係の事業所が加わってきておるところでございます。

また、少数ではありますけれども、当課における事業といたしまして、国の緊急雇用創出事業で雇用しました方の中から、森林組合や観光協会等で継続して雇用をされている例もございます。そちらの方につきましては、順次正規雇用にというような形で移っているようでございますけれども、そのような状況でございまして、市といたしまして若者の雇用の実態につきましての詳しい調査等についての全体数等はつかめてないというふうな実態でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。

今、答弁いただきましたように、改善されている部分もあるにはあるんですが、全体としては状況を把握できていないというのを答弁としていただきました。それでありますので、②の質問をあわせて行いたいと思います。

そのような実態をアンケートなどの方法で調査されるお考えはないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 雇用の実態等の改善等につきましては、法ごとにそういう指導のできる行政機関によって、アンケート等は必要であると考えております。市のほうにつきましては、そういうふうな指導権限を有しておりませんので、アンケートを実施する計画はございません。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。

では、重ねてお聞きします。

法のもとにとるアンケート、具体的に厚生労働省の調査等があるとは思いますが、そ

れらをでは利用していくということでお考えか、そういうふうに行っているということによろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） もう一度、済みません。

○5番（森田雄介君） 済みません。私もちょっと聞き方がおかしかったです。

法のもとにアンケートをとっているというようなことでいうと、厚生労働省などの調査が5年置きに行われていたり、3年置きに行われていたりしておると思いますが、そういうアンケートを改善のために利用していくというようなお考えはありますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） アンケートをとるということは、それをもとにして施策に反映していくということが必要でございます。ただアンケートをとるだけなら何もならないので、それが有効な施策として反映ができていく、そういうふうな行政機関、そちらによりましてアンケートというのはとっていくべきものと考えますので、今現在、森田議員のご質問にもありましたように、労働省のほうでそちらのほうのアンケートを定期的にはとっているということですので、それを施策として生かしていただきたいと私どもは思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。

しかし、もう一度重ねてお聞きすることになるかもしれませんが、施策を待っているだけではなくて市として取り組むお考えはないかということ、あわせて最後にお聞きしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） さまざまな国との協議の場におきましても、やはり正規な雇用に対して、どうしても非正規のほうからやはりステップアップをしていただきたいというふうな要望につきましては、ほとんどの市からこれは出ておりますので、地方の自治体といたしましてはそういう声を少しでも重ねていく、上げていくということが必要かと存じます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。

実際声を上げていくことから始まるというようなこともありますので、それらを含めて③の質問に移らせてもらいたいと思います。

実際に答弁もいただきましたように、アンケートをとってそれを実際の施策に反映していく、このことが大切なのでありますが、済みません。先ほどちょっと先走って質問

してしまったような部分もありますけれども、そういった独自のアンケートはとっていない中で、国のアンケートなどに基づいて市としてどのような取り組みができるのか、また改善をどのようにしていくお考えがあるのかということ、③の質問としてさせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 労働施策につきましては、先ほどお話ししましたように労働省のほうに機会があるたびにお願いしていくと。市としてどのようなことができるかということでございますけれども、まず、市として業務の中でできるところは、企業誘致がまず先決であると考えております。ただ、テクノパークの立地等には、例えば業種を含めて一定の制限がかかっておりまして、どのような企業でも立地できるわけではございません。具体的に、例えばそれ以外に、立地の業種以外の方が声をかけてくださったこともございますけれども、やはり香美市は県内でも有数の農業地帯を有している地域でございます。なおかつ高知の広域都市計画区域内でございます。工場等の立地には非常に制限をかけている中で、テクノパークにつきましては地区計画によって工場の立地が可能な地域として開発をされたわけでございますけれども、やはりその中には排出の水質につきまして、浄化槽を通じたものにつきまして5ppm以下という非常に厳しい制限がかかっているなど、周辺また下流域に十分に配慮した企業であるということが条件でございます。これはテクノパークに限りませず香美市のほうに企業を誘致する際には、そういうふうな環境面も十分に考慮し、なおかつ、農業等との共存共栄が図っていただけるような企業について誘致を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） ありがとうございます。

企業誘致を一番にということございましたので、それはその方面で進めていただくことには反論があるわけではございませんが、最後に、私の今回の質問の趣旨としまして、これからの雇用が改善されるだけではない問題点が今あるということを重ねて申し上げたいと思います。

答弁の最中にも出てきましたが、厚生労働省などで種々のアンケートをとっておられることはご承知のことかと思っております。これは決して香美市に全て当てはまることではないかとは思いますが、しかし、日本全国の傾向として出てきているということで、ちょっとその結果の概要なんかを踏まえて、ご紹介させてもらいながら質問を進めさせてもらいたいと思いますが、私の手元に今持っているのは、厚生労働省の平成25年の若者雇用実態調査の概況ということ、これ一番最初のところをめくりますと、若年正社員がいる事業所割合を産業別に見ると、金融業・保険業が最も高く、次いで情報通信業というようなことになっております。たしか香美市が取り組もうとしている定住促進などの

施策の中に光ケーブルの施策などもあったと思いますが、若年労働者が多くいる事業所で情報通信業が2番目になっていることを考えますと、そういう光ケーブルなんかを持ってくるということは若年労働者の雇用にプラスになるというふうにも考えられると思います。

これをもう少し見ますと、電気・ガス・熱供給・水道事業、エネルギー産業にも結構多くの若年雇用があるというようなことも見られております。こういった事業をするのに当たっても、その根拠となるものがあれば、それだけ説得力を持って事業を進めていけるのではないかと改めて思うわけであります。これは全国の調査でありますので、香美市においてもどのような状況があるのか調査されてはいかがかなと思うのが質問の趣旨でもありました。

そして、こちらは、私ももっと調査・研究を進めればよかったんですが、香美市市勢要覧の統計資料のほうなども見ますと、運送業の町村内の総生産の額ですが、運輸通信業のほう平成8年度からこの平成20年度にかけてだんだんと下がってきている、このような数字が見てとれます。私、これを見たときに一番最初に思ったのは、今Amazonなどの通信販売の事業が非常に急成長をしてきておりますが、一方でこういう運輸業にかかわっている方の、これは売り上げの数字なんですけれども賃金なども下がってきているのではないだろうかというような懸念も持っております。私たちの生活が便利になる一方で、それを支えている方の労働環境が悪化している、このような懸念を持つわけであります。

それから、また高知市内の若者に対してまとめたアンケートが私のもう一つ手元にありまして、こちらを少しあけますと、若年労働者の方で不満やどのようなことに問題を感じているのかというような回答の中で、実は男女とも人手が足りないということが一番多い不満であるというふうな回答が出ております。次いで、長時間労働であったり、休みや有休取得が難しい、そういったものの後に給料が少ないというような意見も出ております。賃金のことは最初に申しましたけれども、それ以外のところにもたくさん、働くに当たってしんどい思いをされている方、これが現状にあるということを常に念頭に置きながら、それらを解決することによって初めて新しく企業を誘致して、そこで働く方も労働環境がよくなっていく、このように考えるわけであります。

長々と申し上げてしまいましたけれども、そのような今苦勞されている方、特に若年労働者で最初の正規雇用がなかなかなかった方、私と同年代、またそれ以降の方々に対して今の労働環境をよくしていく、また、そのためにはまず実態を知ることが中心になるのではないかと思います。先ほどの答弁のほうにもありましたけれども、そういった実態を捉えて国に対して声を上げていく、このような施策をとることによって初めて雇用環境というのが改善されていくのではないかと、このように考えての私の今回の質問でございました。それらを含めて何かありましたら、答弁いただけたらうれしく思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 非常に大きなご質問でございますので、私ごときが答弁を差し上げるのは考えるところでございますけれども、今回、国会の解散に当たりまして、その手前で成立したのもやはり非正規雇用、これもいわゆる職業の選択肢の1つであるというふうなことも言われてたように聞いております。

自分たちが若いときというのは正規に雇用されるというのが当然のことでございますけれども、それから早30年、40年がたってきますと、自分たちの子どもの年代、アルバイトであるとか非正規であるとかそれがまず普通、契約社員で入るのが普通であって、そこから中でやはりふるいといいますか試験があり、それによって正規雇用になっていく人はほんの一部であるというふうなのが現状でございます。

そこをどう捉えていくのかでございますので、まず自分たちはそういうふうな中で、もう正規の中でずっと暮らしてきておりますのでそれが普通だと考えておりますけれども、中にはただ正規雇用を望まない方もおられるという、おいでるけれどもそれはあくまで職業の選択の自由であって、非正規の方が正規になりたいのにそれができないというのは、それは選択の自由にはならないのではないかなと考えます。

基本的にはそういうふうなところでございますので、そういうふうな基本的なところに立ちまして、市としてまた県のほうの会のとき、また国との会議のときに、可能な限りそういうふうな正規の雇用をしていただくような方策をとっていただきたい、施策をとっていただきたい、企業を応援していただきたいというような形で声を上げ続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 前向きな方向には考えていただけるという最後の答弁をいただきましたので、私もこの問題は簡単には片づく問題ではないと思っております。特に市でできる対応というのは何があるのか私もこの間考えましたけれども、十分答えは出てない状況でございますので、継続してこのような場でまた質問できるような機会がありましたら、取り上げさせていただきたいと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 森田雄介君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時17分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。通告に従いまして一問一答方式で

質問を始めます。

まず最初は、現在の農業施策と、小規模・家族農業、兼業農家、自給的農業への支援について質問をいたします。

本題に入る前に、お手元の質問の要旨の中で括弧書きをしておりますけれども、かぎ括弧の中に田園回帰の時代を迎えてとありまして、その次に「編集」と書いておりますが、それを「報告」に訂正をお願いいたします。

それでは、質問を始めたいと思います。

本市の土地利用状況を見てみますと約87%が山林であり、農業用地が約3%、ほか河川や水路、道路約4%、宅地は約1%です。平成22年の国勢調査では、第一次産業就業人口は全体の19.1%になっており、農家人口は平成7年の8,550人から平成22年には3,936人と半減以下になっております。温暖な気候を利用し米作や野菜を主体とする栽培が盛んで、中山間地域では、特有の地形を生かしユズなどの果樹園が営まれてきております。しかし、近年、農業従事者や農家数ともに減少しており、耕作放棄地は年々増加している状況です。全国的に見ても、農村地域では過疎高齢化が進展しており、中山間地の人口減少は集落機能の低下をもたらし、相互扶助が根づいている山間地の生活を一層困難にしています。

全国町村会では、昨年8月、今後の農林漁業・農山漁村のあり方に関する研究会を設置し、重要な変革期を迎えている農業政策を中心に検討がされ、今年の9月、農業・農村政策のあり方についての提言を報告しました。

今年の6月の内閣府の農山漁村に関する世論調査では、都市部に暮らしている人の89.9%が農山漁村地域との交流の必要性があるとし、31.6%が農山漁村での定住願望を有しています。昨年8月の総務省の調査では、地域おこし協力隊への応募理由の中で、地域活性化の役に立ちたいからが63%と最も多い結果となっています。

本市にも、物部町の山間地に3人の若者が地域づくり支援員として活動しています。経済優先のこれまでの価値観とは異なり、農村の多様な価値を見出す人々がふえてきているということではないでしょうか。棚田の維持や古民家の再生、途絶えた祭りの復活など、移住者が地域の人々と一緒になって尽力されています。

このような農村志向の動きを田園回帰と捉え、農村の文化や環境、景観に共感する人々がふえてくる時代を迎えているのではないかと考えます。農地の新たな可能性に確信を持って、今後の政策を検討すべきと考えまして、この質問をいたします。

①です。国連総会は2014年、今年を国際家族農業年と制定しました。国際家族農業年は、特に農村地域における飢餓や貧困の撲滅、食料安全保障及び栄養の提供、生活改善、天然資源管理、環境保護、そして、持続可能な開発を達成する上で家族農業や小規模農業が担う重要な役割について、世界の注意を喚起することにより、その認知度を高めることを目的にしています。家族や集落を単位とする日本の農業は国連が提唱する、この家族農業の趣旨にもかなうものです。自給的農業を否定する政策では、食料保障は

達成できないのではないかと思います。食料保障のためにも小規模農家への支援が必要ではないでしょうか、市長の認識をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 議長、反問権。

○議長（石川彰宏君） 暫時休憩します。

（午後 2時36分 休憩）

（午後 2時36分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。反問権を許します。

産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 先ほどのご質問につきまして、ちょっと不明な点がございますので、反問をさせていただきます。

まず、国連で国際家族農業年、先ほどのご質問の中にありましたけれども、例えばアフリカ、アジア、中南米、中近東等の農村部で小規模農家に適切な政策環境が効果的に整うことを目的として、そうすれば直ちに生産性が向上するということによって飢餓とか貧困を緩和できると、食料を安定して供給することによって、人々の生活を改善することを目的として国際家族農業年ということに定められておりますけれども。それと日本の農業の家族や集落単位で現在の施策というのは、全く異なるものと認識しておりますけれども、その辺についてのご見解をよろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 今年、国連の総会のほうでは、もちろんアフリカのほうの干ばつ、大変な状況で飢餓に陥ってる地域があります。そういうことも含めて家族農業が重要だという絡みで、この国際家族農業年を国際的に、そういう今貧困を抱えて大変な地域もあるけれども、それを国際的に支援をしなければならない、地球規模でやっぱり食料保障をしていかなければならないという観点において、この国連総会が国際家族農業年を制定したと私は感じております。

そういう意味で考えますと、日本っていうのは昔から家族、そこの集落を単位として日本の農業はずっとやってきました。でも、昨今の状況ではなかなか跡継ぎもいないような状況の中で、集落営農とかも後で出てきますけども、そういう絡みの中で今、中山間の日本の農業は、前から家族、集落を単位とした農業を主体としてきた経緯があるので、そのことを踏まえたら、こういう国連が提唱している国際家族農業年と制定した中の趣旨にも、この日本が昔からやってこられた家族、集落単位とする日本の農業も趣旨的には合うものがあると私は思ってるもので、このように①のところは食料保障のための小規模農家への支援っていう部分で書いたわけでございますけれども、意図的にはなかなかそれには賛同できないということになりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 関連でございますけれども、賛同できるできないじゃなくて、ご質問の要旨が国連が求めているものと、現在日本の農業が直面しているものが全く異なるものでございますので、国連の国際家族農業年っていうことを持ち出されることによって非常にこの質問の趣旨が、骨格が非常にずれてくることによりましてどのようにお答えしたらえいのかちょっと理解に苦しみますので、再度その辺につきまして反問をさせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） その辺がなかなか理解できないというお答えですので、私はこの質問の趣旨といたしましては、やっぱり家族や集落を単位として日本の農業がやってきた経緯を考えると、今、兼業農家、そして家族農業で何とかそれを主たる生計に維持してなくても農地を守ってきている小規模家族の方が、兼業農家の方がたくさんいらっしゃる現状の中で、やはりそれでも農地を守っていってくださってるという意味においては、何らかの支援を今後していかなければならないのじゃないかという観点の中でこの質問を考えました。

そういうことで、もしその国際家族農業年とこの日本の農業とが今違う方向で行ってるということであれば、この①を取り下げなければならなくなるかなとも思いますけれども。私の趣旨としては、小さな農業、農家であっても、やっぱり家庭菜園で自分ところだけの自給的な農業であっても、それをやっぱり維持していくことが食料保障にもつながっているんじゃないかという、そういう観点でこの質問をしているわけですが。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） ちょっと答弁の手前に申しわけございませんでした。ご質問にお答えいたします。国連の部分はもう私のほうで考えないということで答弁を進めさせていただきます。

まず日本の農業、農業人口の減少に伴いまして、今までのそういう家族主体の農業では全くもう成り立たなくなってきたと。集落で農地を維持、管理していかなければ、農業自体が成り立っていない時代にもうなってきたおるところでございます。

国の施策といたしましては、人・農地プランを基盤といたしまして中山間直接支払いや多面的機能の交付金支払いをしまして、日本農業は個人、家族、農業から集落営農へと大きく変化をしてきておりまして、現在はさらにそこをまだ発展をさせまして、集落営農組織同士の協働取り組みや組織の法人化によってまた新たな取り組み、そういうふうな部分へ現在展開をしていっております。そこを国として支援をしていく方向であると、そういう農業施策に現在方向転換をしているという認識でございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 家族農業はもう成り立たないということで、集落単位での農業、集落営農ということに発展しているというようなお答えでしたけれども、市長の認識についてご答弁をいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 日本における小規模農家への支援、これによって食料保障がいくんではないかと、この小規模農家をしっかりと応援しなきゃいけないんじゃないかというお話でございますが。全体としては、今申し上げましたように大きな曲がり角に立っている日本農業でございます。戦後の中でも最も厳しい環境に置かれているのが農業だというふうに思っております。

今、農家の生産物は市場に回って、市場から消費者に回っていくということになっておりますけれども、市場も大きく変化をしてまいっております。かつては、市場は市場の中で価格を決定をする、そういうことが行われていましたけれども、今はそうした市場の姿はなくて相対取引といったことでございます。ですから、1カ月前、あるいは2週間前、1週間前に価格を設定する、数量を設定する、そしてユーザーにその品物を届けるということになってきております。したがって、たくさんの数量が安定的に、品質も安定的に市場に出ていかないと成り立たない。市場のほうもそうしたものを期待をしていますので、もし穴があいた場合は海外から入れるということで、海外から入れる場合も不足する分だけを入れるのではなくて、長いスパンで入れてまいりますので、当然そうなりますと農業は成り立たなくなるという状況でございます。

したがって、今、農業を取り巻く環境というのは、農家それ自体の問題だけではなくて、市場を含めて国際的な中で、今、家族農家という小規模零細農家が大きな岐路に立っているというふうに認識をしております。こうしたところに支援が不要かと言いましたらそのようには思いませんので、今精いっぱい、市におきましては農業施策の中には、小規模零細農家につきましてもさまざまな施策を打っておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 市長のご答弁を伺いましたら、小規模零細農家への支援も必要だと、不要とは思わないということをおっしゃっていただきましたので、次の質問に移りたいと思います。

②、③、④、⑤までは、今現在の農業施策のことを質問をしております。

②です。国の補助事業で、農業基盤整備促進事業が平成27年度から29年度に予定されております。これの申請の締め切りは平成25年の9月の末という状況でございます。これの本市での申請状況についてお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 平成27年度から3カ年事業の計画で、農業基盤

整備促進事業 24 件の申請が出されております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6 番、濱田百合子君。

○6 番（濱田百合子君） 24 件の申請が出てるということで、私この事業についてちょっと勉強不足で知らなかったんですけども、ある方に、農業を専門にしている方じゃなくて兼業の方なんですけどもご相談を受けまして、受益者の方がともう 1 世帯ありまして受益者が 2 世帯あると、農地が狭いので広げたいときに何か補助はないだろうかというご質問を受けました。そのときに、この国の補助事業に気がついたわけでございますけれども。

この制度は受益者が 10%負担するというので、国・県・市がそれぞれの補助率があるということで見ましたけれども、やはりこの制度が平成 27 年度から 29 年度に、来年度からやるということで、例えば平成 29 年度が終わった後平成 30 年にはまた同じような申請、募集があるような、継続されたこの国の補助事業にこれはなっているものなんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 過去にもこの農業基盤関係の事業はございましたが、3 年単位もしくは 5 年単位で一旦区切る。それによりましてまた集計をして、また希望があれば一、二年後にまた再度、事業が立ち直るといふようなことを順次繰り返してきております。

将来についての件につきましては、現在のところはわかりませんのでお答えすることはできません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6 番、濱田百合子君。

○6 番（濱田百合子君） 例えば、この事業に申請を見抜かってたといいますか申請しなかったという方については、次の募集があるかどうかはわからないということでございますけれども、ほかに対応できる制度としてはどのような制度がありますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） この基盤事業っていうやつは、農業の基盤施設、農道とか水路とか、それから狭地直し等、先ほど申されましたようにほ場整備、小さなほ場整備等におきましてこの事業をやっていくというふうなことでございますけれども、例えば小さな水路の補修であるとかそういうふうな分につきましては、中山間地域直接支払い制度の中の協働取り組みの中でもやっていきますし、また別途、先ほど日本型の直接支払い制度であるとか、いろんな施策が農業のほうは出ておりまして、その中で多面的機能のやつであるとか、いろんな分の中からまたご相談していただければ、このような施策でしたら可能ですというふうなことはご紹介できるかと思っております。

ただ、この基盤のこの事業につきましては、先ほどご質問にもありましたように平成25年の9月末ということで期限が切られておりましたので、それで皆さんにご承知いただいた上で手を挙げてきていただいておりますので、この事業につきましては現在のところもうここで、24件の申請分で一旦区切るという形になっております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そしたら、例えば中山間に入っていない方であっても、いろいろほかに活用できる小規模零細農家の方が、中山間のほうには加入をしてないけれどもほかに活用できる制度というのは、今あるということで理解していいんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） イレギュラーな形の分につきましては、特に想定は国のほうはされてないようでございます。まず、中山間等の集落協定、集落組織、そちらにまず皆さんが入っていただいて、それによりまして、集落を守っていただくということによりまして、そちらに交付金を支出をするというのが国の施策でございますので、入っていないからその方に特別にまた別個にということとは考えてないということでございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） わかりました。

そしたら、次の③に移ります。

高齢化に伴いまして、冒頭でも述べましたように耕作放棄地も発生をしております。集落で農地を維持できるようにするためにも集落営農のほうを進められているということもお聞きいたしました。その状況についてお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 集落営農組織につきましては、3つの農作業受託組織を含めまして市内に16組織ございます。これと別個に中山間地域等直接支払い制度によりまして集落協定、これが102組織ございまして、現在この集落営農組織へのステップアップを推進しているところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 集落営農をしていくに当たり、やはりその集落でも中心になってくる人材の確保がなかなか大変じゃないかなと思うんですけれども、その辺について何か工夫をされていることがありますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 集落営農組織はしっかりしたもう組織に16組織がなっておりますけれども、中山間地域等直接支払いによりまして集落協定の中には、やはり高齢化等によって離農される方とかそんな方もございまして、そういった場合隣の集落協定との共同作業であるとか、そういうふうな形で集落協定同士の協定、そういう

ふうな形によりまして集落協定、隣の協定と2つの集落をそれぞれ守っていくとかいうふうな形でのお話を差し上げてるところはございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） わかりました。

そしたら、④に移ります。

国の事業で耕作放棄地再利用緊急対策事業、それと県の事業だと思いますが農地活用推進事業があります。耕作放棄地を解消するための手だての事業だと思いますけれども、これの本市での効果と中山間の現状を、こういう耕作放棄地をなくすると解消するための事業をする上で、でもなかなか中山間地域の現状とを見たときに困難性とかいろいろあると思うんですが、その現状と比べてどのようにその辺を認識されているのかお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

耕作放棄地再利用緊急対策事業とか農地活用推進事業、これにつきましては、耕作放棄地が病虫害や鳥獣による被害を発生、拡大させる、また、そのほか、ごみの不法投棄でありますとか、さまざまなことによりまして周辺の農地に非常に悪影響を及ぼします。そういうことから、この解消につきましては、喫緊の課題といたしまして国の事業、県の事業が実施されているところでございます。

この事業を実施された場合には確実に耕作放棄地の解消が行われ、その効果も周辺に及び非常に好ましい結果が出ております。

ただ、先ほどご質問の中にありましたように、個人的な理由で集落営農や集落協定に加わっておられない方、その方が高齢等で離農をされましたら、そのままそれが耕作放棄地につながっていくというふうな形になる事案がございます。集落協定さえ入っておれば集落でその農地も守っていただけますので耕作放棄地にはならないのですが、個人的な理由によって協定へ入ってないということについては、そういうマイナス面が結果的にもう既に出始めているというふうなご認識を持っていただければと思います。

また、そのほか、不在地主との連絡がとれずに解消が困難となっている農地も見受けられます。今後につきましても、この耕作放棄地の解消につきましては、集落協定等を通じまして確実に解消ができるような支援を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 集落協定に入っていれば、協定を結んでいるので耕作放棄地はなくなっていくという方向だということをお聞きしましたけれども、その集落協定になかなか入れない、それと集落営農、集落協定する場合に、ある程度中山間の、平場でなくて急傾斜地も含めて、なかなか集落協定に入れられないような方もいらっしゃるの

ではないかと思うんですが、その辺の方についての集落協定に加入をすると、一緒にやらないかというようなことの呼びかけはずっとしてきてるのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） そういう地域や集落を守るための集落協定でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この事業の一昨年と今年の、何カ所かでしてあるかをちょっと見たんですけれども、平成24年度は300平方メートル1カ所でしょうか。それと平成25年度は2カ所で2,200平方メートルということで書かれてたと思うんですが、これは確実にそのところについては耕作放棄地でないように手だてをしてるということと理解をしましたがけれども、これは数的には少ないように思いますけれども、その辺、農業者への周知とかはどのようにしてるのでしょうか。少ないということではないのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 集落協定に入っておられるところについては、放棄地にはならないという前提でございます。

今回、先ほど言われた数字というのは、その数字に間違いございませんけれども、そちらにつきましては不在地主等でございます。協定に入らなかったということで連絡がとれずに耕作放棄地になっていりましたが、周辺の方でその集落協定の方なんか、やはりもう耕作放棄地をそのまま置くのは周辺地域に非常に影響があるということで、連絡も何とかとっていただきまして、この事業を入れましてこれを解消したというふうな事例でございますので、これが多いからどうのこうのじゃなくって、数字的なものにつきましては、集落協定がしっかりしているところにつきましてはこの数字は出てこないところでございますので、数字的に少ないからといって特に気にはしてないところでございます。それよりも、先ほどご質問の中でありましたように、集落協定に入っておられない方を可能な限り説得とかそういうような形でお話もさせていただいて、協定の中に入れていただき、このような形の施策を十分に活用していただくというふうなほうへ現在市のほうは力を入れておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） わかりました。

じゃあ、次の質問に移ります。⑤です。

新規就農研修支援事業、また青年就農給付金事業等がございます。これが制度化されて今日までの活用状況が出てると思うんですけれども、この状況を見てどのような見解をされますか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 平成20年度から開始をされましたこの新規の研修事業のほうでございますけども、この研修人員は現在までで合計6名となっております。また、平成24年度から開始をされました青年就農給付金、これ年齢制限がございまして45歳以下っていうことでございますけども、こちらでは合計10名の利用がございまして、現在8組の方が制度を利用されておるところでございます。経営の不安定な就農初期におきまして、個人の交付金が出ると言いますこの青年就農給付金の制度は農業にのみ特化されたものと、これによりまして離農の防止にも非常に効果があり、今後とも利用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） この青年就農給付金事業とこの新規就農研修支援事業ですけども、8組とそれぞれ継続して利用されている方がいるということでございますけども、これは国の事業と理解してよろしいですよ。国の事業で、市としてはこれに対して何らかの支援を上乗せしてるということではないと思うんですが、その辺確認を。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 国の事業でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） そしたら、⑥のほうに移ります。

中山間地域の農業を守っていくために集落協定を結んだり、そして集落営農をして、急傾斜地があるからこそ集落協定を結んで、みんなで中山間の農地を守っていこうと、そういうことで国を挙げてやっていると、そのためのいろんな補助金もあるということでお伺いをしてきました。

しかしながら、それは国の方向だと思いますけども、国土を守る、保水力を持ち、そして、少しの小さな田畑であってもそれを家族で何とか維持してきているような方もいらっしゃるわけですよ。主たる仕事はサラリーマンであるけれども、土日とか休みのときには耕して、毎年耕作してるといふようなところも、ほとんど今そういうふうな方向になってるんじゃないかなと思いますけども、そういった小規模・家族農業、兼業農家、自給的な農業の方、少し東ねて直販店に出しているような高齢の女性の方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、そういう方たちへの支援もやはり検討を今後していく必要もあるのではないかと思いますけども、その辺の支援の検討についてはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） まず、なぜ集落協定、集落によって守ることが必要なかということを考えていただければと思いますが、農業をするには、まず一つの例として水が要ります。中山間地域におきましてはずっと奥の谷、2キロ、3キロ奥の谷から、例えば農業用水路とかパイプ等によりまして農業用水を運んできて、やっと集

落にたどりついてると。その水を皆さんが順番に大事に使われまして、集落としてその機能を維持している。

また、当然おのこの農地につきましては、おのこの集落の中で個人の家族であったりとか、先ほど言われた兼業農家であったりとかの方が耕されて農業はされておるんですが、農業ができるための基盤、水とか道路とか、そういう分につきましては、やはりもう個人では対応ができなくなっているというところがございます。

昔でしたら、奥まで歩いて行ってしずえ刈りをやったりとか、水路を補修したりとかいうふうなこともやられておったんですが、もう高齢化とか、それから非常に人数が少なくなったということでみんなで協力してやらないと水が来なくなる、そういう状況なんです。だから集落協定であって、集落組織をやはりそういうふうな形で、皆さんでその地域全体を守っていくということですので、おのこの家族農業、兼業農家が耕されている農地についてどうのこうのじゃなくって、地域全体を守るためにそういう農業基盤の施設等を協働取り組みとして守っていく。また、離農された方の農地をかわりに耕していく。また、ちょっと難しくなったよという方については、集積をして元気な方がまとめて農地を耕すとか、そういうふうな部分について皆さんで協力してやっていきましようねっていうことが集落協定であり集落営農でございますので、そのような形の中にぜひ入っていただいて農業を続けていただきたいし、農地も守っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） ぜひ集落協定にも入って一緒にやっぱり農業をやっていくことが、一番これからの農地を継続していく、農地を守っていく、耕作放棄地をつくらないためにも、やっぱり一緒にするという姿勢を持ってもらいたいということだと理解をいたしました。集落協定を結んで、やはりみんなで取り組んでいくことは非常に大事なことだと私自身も思っております。

ただ、なかなかそういったことのアプローチが、マイナス面があるのかどうか、なかなか入らない、入れない方も何か聞くところによりますといらっしゃったりするので、どのような手だてをして農地を守っていけばいいのかなということも、私どももちょっと日々考えて、考えてもなかなか前に進みませんけれども、と思っております。

それで、⑤で言いましたけれども、この青年就農給付金事業なんかはやはり国の事業でございますが、これを年間150万円、7年間補助があるわけですけれども、これを市としてもちょっとバックアップするような形でできないものかなと思います。

例えば、ほかの市では、その青年就農給付金の年間150万円に就農研修資金というようなことで上乘せをしてるところ、そして、その人たちが農業をするのに、やはり家を持たなければならない。空き家を安く提供できる空き家バンクを今もつくっているんですけども、それを農業集落の空き家バンクもプラスして、安心して農業に就業

できるような住まいを保障していくと、そういうところに市独自で何らかの住宅支援ができないものかなと考えます。そうすることによって、この青年就農給付金事業…。

○議長（石川彰宏君） 濱田議員、ちょっと、それはもうさっき済んでますけど。

○6番（濱田百合子君） でも、先ほど…。

○議長（石川彰宏君） 関連はないですが、それは。

○6番（濱田百合子君） そうですか。そしたら構いません。

先ほどのところで述べようかなと思いましたが、やはりこれ家族農業、兼業農家、そういうところも支援するための1つとして、この青年就農給付金事業も有効に使ってプラスアルファの市としての支援ができないものかなと考えましたもので、このところで述べさせていただきます。それがあれでしたら、もうその次に移りたいと思います。

⑦です。

中山間地域の重要性をしっかり位置づけ、農村の新たな可能性を生み出す市独自の農村価値政策提案が必要と思いますが、見解をお聞きします。

国の方向、そして市の方向は、集落営農を進め、そして集落協定を結んで一緒に山を守っていこうというその姿勢であることはよくわかりました。それをもう少し発展させて、小規模・家族農業の人たちも一緒に、何か付加価値が生まれていくようなそういう農村地域にできれば、移住した人もともにやれるかなと思いましたが、ここに農村価値政策提案ということで書かせていただきましたけれども、そういった新たな産業おこしも含めて、農業だけではなくってプラス流通も含めて、販売先も含めて、そのような一体となることができる集落営農の発展型みたいなものがないものかなと思ひ、そういうところに市としても独自の提案をしていくべきではないかと思ひ、その辺の見解を伺いたいと思ひます。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 香美市におきましては、市の中で農政部会というものを設置をしております。これは、当然市はもちろんでございますけれども県の農業振興センター、またJA、また農業共済、そういった農業関係の皆様方に集まっていたいて農政部会というものを立ち上げておるわけなんです、その中で集落農業のやっぱり将来に向けた取り組みを研究、提案を差し上げておるところでございます。過去にも何度か答弁もさせていただいたと思ひますけれども、個々の集落協定から隣り合う集落協定同士の連携や、また集落営農組織へのステップアップ等の発展を図っていただく。さらに、これらの組織を法人化することによりまして、これは1つの方策、方向の1つでございますけれども、これらの組織を法人化することによりまして、地域農業の継続を柱とした多角経営により地域を守っていく。これによって、また法人ですので新たな雇用が生まれて、その地域に定住を生み、集落を存続させているというふうな先進事例がございまして、今月、集落協定の代表者の方約20名とともに、うちの職員が視察

を実施するようしております。そちらの方向で、1つのこれが先進地の事例ですよということで皆さんに紹介を差し上げて、現実に見ていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 集落協定の代表の方と12月に視察に行かれるということで、他県や他市の先進的なことを見に行くことは非常に今後に活かされることだと思います。

そういうふうなほかの農業者、農業団体と意見交換をして、いろいろ状況を共有して、それでこんな価値が、こんなところがここにはあるというような部分をたくさん見つけて、次への新たな意欲といいますか政策提案ができるようになったらいいと本当に思っております。担当課もいろんな部署があってなかなか農政のほうだけにといいわけにはいかないと思いますけど、コーディネーターのようなものですね、そういう集落協定を結びたい人とほかのをつなぐ役回りというのは、やはり農業のコーディネート役みたいな形の人が中核に要るのではないかと思いますけど、その辺は今後のやり方として、課長のほうで何か案みたいなものがございましたらお聞かせください。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 先ほど⑤の青年就農給付金のときにお答えいたしましたけど、この給付金の制度は農業に特化されたものであるということは、うちの管轄で農業・林業・水産業・商業・工業・観光まで多岐にわたっておりますが、その中で農業だけでございます。

ほかに事業を立ち上げるとしましても、やはり他とのバランスっていうことを当然考えていかなくてはいけない。農業につきましては、このような国のしっかりした制度がございましてここを活用していただく。また、同じ国土を守るということでしたら、例えばですが、林業も当然そういうふうな形での支援も必要であろう。また、先ほどの森田議員のお話の中でありましたが、雇用であるとか、それは工業であり、また商業であり、そういう分野でございまして。そういうふうな分野をさまざまな形でうちのほうもかかわり合いを持たさせていただいておるわけでございますが、農業だけに特化せずにさまざまな形で、これの販売であるとか、それを観光につなげていくとか、そういうふうな部分につきましては課内でも当然いろんな情報を共有をしながら現在進めておりますので、また何かいいお知恵がありましたら、ぜひご教示をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 視察にも行くということで、今後その中山間のさまざまな、農地を生かした、そして流通・販売、そして定住人口増、いろんなことを含めまして中山間地の可能性が最大限発揮できるような政策、今後ともできていくように願いたいものだと思います。

そしたら、この質問はこれで終わります。

次の質問に移ります。

介護予防特定高齢者施策について、質問をいたします。

地域支援事業は平成18年4月に新たに創設された介護保険の介護予防活動になっています。市町村が実施の責任主体となり、地域包括支援センターがその介護予防ケアマネジメントを行っています。

対象者別には2つの種類があります。今回の私の質問は特定高齢者への取り組みについてです。要支援や要介護状態の予防やその重症化の予防と改善を図ることで、介護保険の基本理念を徹底する事業としても位置づけられています。

本市は、特定高齢者把握事業として、基本健康診査などにより虚弱な高齢者を把握し、要介護状態になるおそれが高い状態にあると認められた65歳以上の高齢者に対して、土佐山田町ではプラザ八王子、香北町では保健福祉センター、物部町では奥物部ふれあいプラザで、週1回通所型の介護予防事業を行っています。この事業は香美市社会福祉協議会に委託をされております。そのプログラムは、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上などがあり、本市はそれらの複合型の事業をはつらつ教室ということで行っております。また、運動機能向上の目的のためにわかわか塾というのも行っております。

このようにプログラムを組み合わせて、活動的で生きがいのある人生を送れるようにすることの目的でこの事業が行われていると認識をしております。地域の実情に応じて独自の工夫を行うことが望ましい事業ではないかと思っております。

そこで質問をいたします。①です。

はつらつ教室は平成26年1月末現在では参加実人数が40人、延べ人数が689人ということですが、対象者は何人いたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 濱田議員の特定高齢者施策についてお答えいたします。

二次予防事業としまして、特定高齢者通所事業、はつらつ教室を実施しておりますが、この二次予防事業の対象者は、国の定めます基本チェックリストによって選定をされております。

直近に実施しました基本チェックリストは、平成25年度に実施をしました日常生活圏域ニーズ調査によるもので、運動機能のリスクで二次予防事業対象者に上がってきたのは1,724人となっております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 対象者として上がってきた人数が1,724人ということですが、実際、今年の1月末現在で参加されてるのが実人数40人ということですが、これは対象の方からいうと少ないのではないかと思いますけれども、この対象者の方の参加ですね、はつらつ教室があるということの参加のお誘いはどのよ

うにされているのか。参加されていない方で気にかかっている方、この40人以外の方ですが、その方たちにはどのような手だてをされているのか、お伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はつらつ教室の参加につきましては、職員が基本チェックリストの結果から優先順位をつけて訪問をしまして、高齢者のご様子を確認しながらお誘いしているのがほとんどでございます。

訪問してみますと、チェックリストでは事業対象となっていた方でも、大変お元気でお誘いするまでもない方や、また、既に近くの集いに行かれてる方、そしてサービス等を利用されている方も多いのが現状です。中には足腰の弱ってる方等もおいでますが、そういう対象の方につきましてはお誘いをしておりますが、来てくれる人が少ないのが現状というふうになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） チェックリストのほうで対象に上がったっていう方を実際に訪問しているということは、非常に大事なことだと思います。サービスを使っている方、または近くの集いに行かれている方はそこでフォローができるわけですがけれども、それ以外の方で先ほど課長もおっしゃいました、お誘いをしてるけれどもなかなか参加が難しいという方も当然いらっしゃると思います。その方たちには、地域の見守りっていいですか民生委員さんとか、ちょっと気をつけてほしいというようなことのお伝えなんかは、その地域の方にしてる状況なのでしょうか。それとも、また時々行って訪問をしてるという状況で見守っている状況なんでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） チェックリストでそのような状態が上がってきますと、やはり包括支援センターのほうの台帳のほうにも上がりますので、そこで電話、また機会がありましたら訪問という形もとっておるというふうに思ってます。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 引き続き呼びかけはしていったらということなので理解をいたしました。

続きまして、②です。

40人が実人数ということで、そのうち送迎を利用されている方は何人いらっしゃるでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はつらつ教室につきましては、対象者全員が送迎の対象となっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 全員が対象となっているということで大変喜ばれてると思います。

この送迎をしてもらっている方から、6カ月で送迎がなくなるということを知ったと、まだまだそういう場所に行きたいと、自分一人では不安だという声をお聞きします。体の調子がよくなっているからもっと続けていきたい、けれども6カ月で卒業ということで、それで当然送迎もしていただけないのではないかという不安を二、三人の方からお聞きをいたしました。これにつきまして、送迎期間の延長ができないものかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 濱田さん、③でえいですね。

○6番（濱田百合子君） はい。③に行きました。済みません。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） この事業につきましては、送迎の延長という考え方はありません。教室の実施期間は6カ月が基本となっております。ご本人の状態によって必要な方には半年間、教室へ継続参加をしていただいているということになっております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 6カ月で期間延長はできないということでございますけれども、それも個別対応は、なかなかその辺は難しいものではないでしょうか。例えば40人の方を6カ月間送迎をして、大分回復、自分でも運動もできる、自分なりに健康にも気をつけて今後行けると、ある程度自信がついた方は、もちろんもう送迎もなくあとは自主参加という形でできるかと思っておりますけれども、やはりまだまだ不安があるというような方にとっては、やっぱり週1回のはつらつ教室が非常に楽しみで来てる方もいるわけですね。車に乗れない方にとっては、やはり本当にそれが家から一歩出る1つのきっかけにもなっているわけがございます。

その辺については、個別対応というのはなかなかできにくい1つの制度としてはつらつ教室があるのかもしれませんが、そういう個別対応についてのケア会議ってありますか、個別のケア会議なんかでそういう話は出てきませんかでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） この事業自体が介護保険の地域支援事業ということで行っておりまして、国・県等のお金も入ってきております。

それで、はつらつ教室につきましては、送迎はこの6カ月ということで行っておりますが、その終了時にはお近くの集いの紹介とか、また、香北、物部地区なんかでは卒業生同士が集まって、近くで新しくサークルといいますか継続するのをつくったりとかいう形で継続しておりますので、その形をご紹介とかまた続けていただけるような形をとっていただけたらというふうに思っております。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） はつらつ教室、口腔機能向上とか運動機能とか、専門家の方にそういう指導も受けれるわけで、それが週1回行けるってことはすごくメリットがあると思うんですね。これが6カ月で切れて、じゃあ地域の支援事業のほうに移行って言われても、地域の中でそういう、今香美市で53カ所してると思いますけれども、その方の住む地域にそういう地域支援事業をされてないところもあります。そして、地域支援事業は皆さんボランティアでやっているところで市からの支援は全くないわけでございまして、送迎もお互いが乗り合わせてくるなり、近くの方は歩いて来てるという状況でございまして、はつらつ教室が6カ月終わったからといって地域の支援事業に移行するのは、なかなかスムーズにいかないのではないかと、特に交通の便のない方にとっては大変じゃないかと思えます。市バスを利用するといいますが、朝と晩と2回しか市バスが通ってない地域に住んでいる方もいらっしゃいますので、その辺また地域包括の中で、どのようなアプローチができるのかどうかいうのを検討をしてもらおうということにはならないでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はつらつ教室を卒業した後、継続してはつらつ教室へ継続して来てくださっている方もおります。それも近くでしたら可能だとは思いますが。

先ほど言われますように、遠い方につきましては、これといった手だてがないとこなんですが、以前にも集いの送迎等のお話もございまして、そのときには福祉タクシー等の活用もお願いしたいということでお話しさせていただいておりますが、そのような制度のほうも、市バスとあわせましてご利用していただけたらというふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 地域包括のほうでも希望者がいる以上、介護事業の支援事業も枠はここまでだということですが、なお、ケース検討会とかで議題に取り上げていただくようなことを期待をしたいと思います。

そしたら、次の質問に移ります。④です。

平成24年度の実施報告書では、47名の対象者のうち17名が終了、30名がプラン変更で、うち介護給付に変更が4名です。このような実態から、はつらつ教室やわかわか塾の効果はどのように認識をされていますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 教室の内容につきましては、香美はつらつ体操45分版ということで、椅子に座って行いますストレッチや筋力運動を行ってます。また、それに加えて、脳トレを兼ね合わせましたレクリエーションを加えて、前後の健康チェックと合わせて約2時間の教室となっております。

この教室につきましては、体力、筋力の向上によります活動への自信、そして人との

交流になれることでほかの集まりに参加できる、出かけることへの抵抗を減らすなどの目的で行っておるところです。

この教室終了時には、自宅で運動を続けられたり、近所の集いに参加されたり、また、介護保険サービス等のデイサービスに移られる方もあっておるのが現状です。

教室終了後には、3カ月、6カ月とご様子と伺わせていただいておりますが、お元気に過ごして下さっておる方がほとんどとなっております、教室の効果については十分な効果があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） このはつらつ教室は効果が十分あるということをお聞きいたしました。やはり効果がある、利用している方ももちろん効果があるから続けたいわけですね。やっぱりその辺を、送迎が切れるということですがけれども、またその辺も今後また議題にのせて、その方が続けて運動機能向上、また人との交流ってこともすごく大事なことです、悩トレを含めて人との交流、家にずっとおったら、やはり認知症にもなる可能性もあります。閉じこもりになったらいけませんので、やっぱりそういうことも含めて、人間関係を良好に保つためにそういったほうの指導も、専門的な知識を持った方がいらして適切に指導していただくことが要支援とか要介護に移行しない手だてになるんだと思いますので、その辺の指導を来年度また考慮していただけたらと考えます。

⑤に移ります。

平成26年度から28年度の第8次実施計画では、日常生活圏域ニーズ調査をしないことになっていますが、特定高齢者の把握はチェックリストで把握するということですがけれども、今後どのような方法で行いますでしょうか。また、一般高齢者事業は事業費としてふえております。これは介護予防普及啓発事業の使途だと思いますけれども、特定高齢者通所事業への増額がありません。高齢化に伴い対象者がふえることが予想されますが、増額の予定はないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 現在、第6期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定中であります。これに先立ちまして、昨年11月に日常生活圏域ニーズ調査を実施してきました。これまでは地域支援事業実施要綱によりまして、毎年基本チェックリストを含むアンケート調査をお願いしてきましたが、平成26年度に実施要綱の改正におきまして、2次予防事業対象者に関します情報収集は、さまざまな関係機関からの情報を活用することとし、全国一律に基本チェックリストの配布、回収を求めないこととされております。

この介護予防の把握事業につきましては、これまでも基本チェックリストの配布、回収以外にも、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じ

こもり等の何らかの支援を要する者を把握しまして、住民主体の予防活動へとつなげる
こととされておりまして、今後はこれを中心とした把握が求められてきておるところだ
というふうに思っております。

また、特定高齢者通所事業の増額がないということですが、これは振興計画
の第8次実施計画のことを言われておるといふふうに思っております。これにつきまし
ては、来年度から平成29年度までに移行すべき介護予防、日常生活支援総合事業にお
いて、二次予防事業につきましては、介護予防、生活支援サービス事業と一次介護予防
事業に再編されまして、一次予防事業、二次予防事業を区別せずに効果的、効率的に取
り組むこととされておりまして。

この事業の対象者は要支援レベルの方とされておりまして、認定を受けなくても基本
チェックリストによりまして、支援相当と認められる方については介護予防訪問及び通
所事業の利用ができるとなっております。

この介護予防、生活支援サービス事業にかかります費用が、今後、特定高齢者通所事
業から移ってきますので、現在の介護予防給付費の中から介護予防訪問介護、そして介
護予防通所介護に係ります部分に移るようになっております。そのため、実施計画のほ
うにおきましては、現在の特定高齢者の通所事業の金額を踏襲をしておりましたが、今
後移行することによりまして、平成29年におきましては予算見込み額は7,000万
円前後になるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 一次予防、二次予防、再編して一緒にやるということで、
新しく制度が変わるのに応じて、このチェックリストっていいですか日常生活圏域ニー
ズ調査は、もうやらないということになったということをお伺いをいたしました。

それで、制度が国の制度で変わりますけれども、やはり今までやってきたような訪問
活動ですよね、ちょっと気をつけなければならないような方については訪問をしたり、
また電話をしたりというようなことを地域包括のほうで、きめ細かな今までと同じよう
なフォローができていくような形で情報収集もし、家族とも情報をとりながらしていかな
ければならないと思いますが、その辺についての地域包括での新しい制度に向かうに
当たっての細かい会議ですね、それに当たっての今までと違う部分を周知した上で、今
後適切なやり方をしていかなければならないと思いますが、その辺今包括のほうで、ス
タッフ同士がそのような協議をするようなことが今後ありますでしょうか、来年度に向
けまして。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 今後の対応でございますが、今年度につきまし
ては、以前にも申しましたが地域ケア会議を物部地区のほうで試験的に行っておりまし
て、どのような生活支援サービス等が必要かというようなことも検討しております。そ

のような今年度行いましたそういう事業をもとにしまして、また来年度以降、香北地区、土佐山田地区におきましても、地域ケア会議等を開催しながら、今後の対応のほうを見きわめていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） 済みません。ちょっと⑥のほうに質問が移ったようで、申しわけございません。

⑥のほうで若干さつき課長がおっしゃったことの答えも入っているような気もいたしますけれども、このように制度が変わった上で地域ケア会議も進めていくということでございますが、やはり重度化しないように、⑥に移ります。重度化しないように介護予防に重点を置きまして、特に気にかかるような特定高齢者施策については、やはり重点を置いて市としてもやっていただきたいと思うわけでございます。

ケア会議のほうも各町村のほうに、地域包括センターは本庁のほうに拠点としてございますけれども、やはりおのおの物部でも香北でも地域ケア会議を開き、そしてそれなりのスタッフを配置しまして、予防活動がスムーズにいくような手だてをぜひしてほしいと思います。先ほどのお答えと少し重複するかもしれませんが、見解をお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 地域ケア会議につきましては、それぞれ状況も違う面もありまして物部地区を先行してやっておりますが、今後につきましては、やはりそれぞれの地域にスタッフということではなく、やはりスタッフを含めて、それぞれの地域の方々も加わっていただきながらという形になってくるのではないかとこのように思います。

それで、介護予防につきましては、現在、地域支援事業におけます介護予防事業に取り組んで、平成18年からですから9年目になってきております。この間、市民の皆様が歩いて行ける、また自主的に参加できるということでの集いの場づくりに取り組んできておりますし、またはつらつ体操等で介護予防を行い、また、認知症予防講座、これはサポーター養成講座等もありますが、そういうものや感染症や高血圧などの健康教育に参加をしてくださって学習もしていただいております。

今後におきましては、やはり集いの参加等も75歳以上の方が中心となっております。認定者が75歳以上の後期高齢に入りますとやはり認定者等もふえてきますので、前期高齢者に向けた介護予防講座等も始めてきております。これは昨年度から取り組んでいますポールウォーキング等もありますが、やはりこれまで行ってきました介護予防事業を中心としまして、予防につきましては大変重要と考えておりますので、今まで積み重ねてきたものを大事にしながら、今後も取り組みを継続していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 6番、濱田百合子君。

○6番（濱田百合子君） その介護予防が大変重要だということの課長の答弁でございましたので、その認識のもとで、やはり今までやってきた、課長も言われましたように積み重ねてきたことをよりプラスして、生かせるような政策を今後も拡充していってもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は12月10日、午前9時に開きます。

（午後 3時46分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日 水曜日

平成26年第8回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成26年12月1日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月10日水曜日（会期第10日） 午前 9時02分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	前 田 哲 雄
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	西 本 恭 久
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	岡 本 明 弘
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	几 内 一 秀	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	小 松 清 貴
税 務 課 長	野 島 惠 一		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	生 涯 学 習 振 興 課 長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	横 谷 勝 正

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆

農業委員会事務局長 久保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美 公

議会事務局書記 山本 絵 里

議会事務局書記 野口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成26年第8回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第3号)

平成26年12月10日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 11番 門 脇 二三夫

② 15番 織 田 秀 幸

③ 2番 小 松 孝

④ 13番 山 崎 龍太郎

⑤ 14番 大 岸 眞 弓

会議録署名議員

5番、森田雄介君、6番、濱田百合子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時02分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

11番、門脇二三夫君。

○11番（門脇二三夫君） 11番、門脇二三夫でございます。議長の許しを得ましたので質問をさせていただきます。その前に1点だけ、自分の調査不足で大変申しわけございません。橋の改修についてということで、「楮佐古小桧曾林道」からというふうになってますが、「市道楮佐古線」に修正をお願いを申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。まず、最初申しましたように橋の改修についてでございますけれども、市道楮佐古線から物部町神池ツヅロに渡るつり橋は老朽化が進んで大変危険な状況でございます。ツヅロには以前は人家があり、また水田等がなくて必要に応じてこの橋を利用して向こうに渡っておりましたけれども、現在、この橋が老朽化のために大変危険な状況でございます。この橋は、先ほど申しましたように水田、人家があったということから、旧物部村で管理をしていたのではないかというふうに思っておりますけれども、その管理状況、例えば旧物部村が管理をしていたのかどうかということについてのお伺いと、もう1つは、その老朽化が進んでこの改修についてどういうふうに考えておられるのか、まずお聞きを申し上げたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 総括ですが、門脇さん。

○11番（門脇二三夫君） はい。総括です。ごめんなさい。

○議長（石川彰宏君） まだ全部、中山間も全部。

○11番（門脇二三夫君） それから、もう1点は中山間地域の農林業振興についてお伺いをいたします。

中山間地域で農林業を営む方は、経営規模が小さくまた材価が安いということで非常に経営が苦しくなっておりますけれども、そこで土佐香美農協と森林総合センター、土佐香美の中にあります花木研究協議会、農業振興センター、それから、林業事務所等を含めてどういったものを導入していったらいいのかということで、これは1つは園芸連を通じまして京阪神の取引市場から要請がございました。というのは、1つは非常に最近花木類が少ないというようなことがあって、その供給を何とかならないかというようなお話がありました。そこで、先ほど言いました団体を含めて検討をした結果、自家で育苗ができて、しかもそのものが少ないことをどういうふうに進めていくのかということで、現在6品目、サカキ、これは花木、花ということではなしに特用林産になりますけれども、サカキ、アジサイ、それからナナカマド、それからナンキンナナカマドというのは、これは市場ではミヤマナンテンという呼び方もしておりますけれども、それ

からヤマニシキ。ヤマニシキの場合は、通常のコマユミということになりますが、ヤマニシキというのは何でヤマニシキっていうかという、ニシキギというのを一応品種改良をされた。2月、3月に花が咲く花木類が少ないということで「翼」、かみそりの部分を大きく品種改良したものを一応ニシキギ、それから、通常の野生のものをヤマニシキというふうに言うておりますけれども、それとトサミズキの6品目を生産拡大をしてはどうかということで、一応その6品目を設定し推進をしていこうと。

これは1つは今耕作放棄地の問題がございます。それから、もう1つは先ほど言いました中山間地域の経営規模の小さいところの農林業を営む方の、いかに収入の確保をしていくかということを目的に設定をしております。そして、このサカキ以外のアジサイ、ナナカマド、ナンキンナナカマド、ヤマニシキ、トサミズキについては展示圃を設定をしました。現在看板を立てて、1つは神池でございます大日寺のところに四差路がございますが、そこにトサミズキを設定をし、それから、ご存じの方があられるかもわかりませんが、神池にヘリポートがございますけれども、その上部というかヘリポートと市道の間の中のとこにあとの品目については展示をして、標示をするように看板も設置をし、標示をしております。これは誰が来てもすぐに目につく地域にしてはどうかということで設定をし、これは私の畑なんですけれども、1つは何でそういうことをしていくかっていうと、どうしても先ほども言いましたように今後の収入を確保していくっていうことと、何でこの土佐香美農協のほうでそういった品目を推進をしていくかっていう標示を、皆さんにご理解をいただきたいということでもあります。

その中で1つだけできていないのがサカキの展示圃でございます。このサカキについては、6品目を推進する中で森林総合センターのほうで系統選抜をされた品種があるということで、それを展示をしていってどうかということで、これは物部町の神池のヒジリってところに市有林があって、現在私がその市有林のほうはお借りをしております。これは旧物部村の時代にアジサイの展示圃をしていきたい、展示をしていくってというのは、アジサイをつくる時点で秋アジサイ、オータムカラーっていう名称で出荷をしておりますけれども、その生産ができるってということで花木の希望のある方が、どうかその畑をやってオータムカラーを生産をしていきたいというような要望がございました。そしてお借りをして、現在来年の3月末まで10年間の契約でお借りをしておりません。

そこで、市のほうにお伺いをしたいのは、来年の3月末までお借りをしておりますけれども、市のほうとしてもそういった展示圃の研究、検討ができないかということで、もし可能であれば未来永劫お借りをしたいっていうことではなくて、5年なり10年なりのスパンでサカキの展示圃としてお借りができないかな。これはすごく都合のいい話ですが、無料でお借りをできたらすごくえいがなと。

1つは、森林センターで系統選抜をしたその品種を売るんじゃなくて、1つは展示圃としてやるということと、穂木として提供していただければいいがなということ、お願い

をできたらえいがなということでご質問をさせていただきます。

1 回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、小松清貴君。

○物部支所長兼地域振興課長（小松清貴君） おはようございます。門脇議員の橋の改修についてのご質問にお答えをします。

楮佐古川ノ内地区、通称ホドノセから楮佐古川対岸の神池ツヅロに向け幅約1メートル、橋長36メートル程度のつり橋があります。柱は古い電柱を使用し小さいワイヤーを数本渡している簡易なつり橋で、柱や橋板、ワイヤー等を補修した形跡があります。対岸側にはもはや人家や水田はありませんが、香北町猪野々に抜ける往還道があったり、民有林のほか国有林、森林整備公社造林、香美市市有林などがあります。このように広範囲に及んでおります。この橋以外で楮佐古川を渡る車道橋は相当上流へ行くか、下流の下奈呂集落、林道楮佐古松床線の宮ノ瀬橋までないため、その中間点に位置する必要な橋であろうとは思われます。ただ、旧物部村が管理者として台帳を整備し維持管理をすると位置づけした橋ではなく、そのケースに応じて補修資材の材料支給やその他の対応をしていたようです。この橋を市において改修する計画はございませんので、地元や利用者等で補修をお願いいたします。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。門脇議員の中山間地域の農林業振興についての質問の中で、普通財産の山林の貸与、貸し付けについてのご質問にお答えいたします。

普通財産の貸し付けにつきましては、香美市財務規則第89条に定めるところにより、財産管理者は、普通財産を貸し付けしようとするときは、財産を借り受けしようとする者から普通財産貸付申請書を提出させ、貸し付けの目的、事業計画、貸し付け期間、他人への転貸しの有無、現状の変更の有無、維持修繕や財産の保全に関すること、返還の方法、その他必要な事項を調査の上、貸付料算定の根拠を添えて市長の決裁を受けた後貸し付けとなります。

ご質問の物部町神池の山林も調査の上、問題等がなければ展示圃として貸し付けは可能であると考えます。

普通財産の無償貸し付けの件についてあわせてお答えいたします。

普通財産の無償貸し付けにつきましては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条に定めるところにより、普通財産は次のいずれかに該当するときは、これを無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができます。まず1としまして、国、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき。2、貸し付けた普通財産が地震、火災、水害等の災害により使用の目的に供しがたいと認めるときでございます。提出された普通財産貸付申請書

を精査し、団体及び事業内容が条例に該当するのであれば、無償貸し付け、減額貸し付けが可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 11番、門脇二三夫君。

○11番（門脇二三夫君） 橋の改修についてお伺いをしたいのですが、あっさり言うと、あれ橋の改修ができんということになると、仮に向こうへ渡るときは石を飛んで行けということになるわけですので、できるだけ、これ今すぐ、きょうあすの間にどうせえということではないんですが、やっぱり向こうには白滝、東ツヅロ、西ツヅロ、市有林もありますよね、25ヘクタールぐらい。やっぱりこういったものの管理、きのうも同僚議員から質問が出ましたが、山の手入れ、林業振興、農林業の生産を振興するためには間伐が必要で、すし幼木林の手入れが必要やと。今、支所長から答弁がありましたように、あそこツヅロから基本的にはそれぞれの山へ行くような往還、昔の作業道が入ってましたよね。市長もご承知やと思います、楮佐古から先ほど申しましたツヅロまでの間っていうのは両方が絶壁なんです。渡ろうにも渡れんというか、30メートル、40メートルの絶壁が続いたところになってますので、唯一の向こう側へ渡る場所ではないかというふうに思ってますけれども、やっぱり今後のいろいろ香美市の木材を使って家を建ててというような発言も出てますし、今後山の振興をしていくためには、どうしてもあそこへ即橋をかけなさいという意味ではなくて、今後やっぱり検討していく必要があるんじゃないかというふうに私は思ってます。

というのは、先ほど言いましたように、あそこの楮佐古からツヅロまでは両方が絶壁やと、渡る場所がない。そこから、ツヅロから奥の谷又の林道の橋が渡るまでは、対岸が絶壁になってますよね、渡るような場所がない。例えば山林火災が起きたときに、どうやって消火をするのかとかいろんなことを考慮をしていただきたいな。これやっぱり一番大事なことは、言うたように今林業をどうするか。今材価が安くなって大変な時期になってきてますということをおっしゃっていただきましたが、これは今ようマスコミあたりで言われてるTTPと同じなんです。林業、木材の完全撤廃をしたってことが今この材価の低迷、安いつていうことになってますので。そういった部分も含めてトータルであそこに橋が必要ではないかな。地主の方には私が一応、かけたらどうですかっていう話がありましたのでいろいろ話をして、地権者には書面上はありませんが了解はいただいておりますので、ぜひそういったものも含めて検討をいただいたらありがたいなというふうに思ってます。

それから、あんなに下に行かずにもっと川面に近いほうよりかもっと上部から修正をしていく、橋梁を検討していくってことが必要ではないかと思いますが、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、小松清貴君。

○物部支所長兼地域振興課長（小松清貴君） 改修ということで新しく橋をとというこ

とでございますので、私ども現地も見ましたけども、修繕をすれば通行は可能だと思います。

そして、利用頻度についても現在は余り利用されていないような状態でございます。将来を見据えるということであれば、修繕等について地元との協議は図っていきたいというふうには思います。

○議長（石川彰宏君） 11番、門脇二三夫君。

○11番（門脇二三夫君） はい。この件についてはぜひ前向きに検討をしていただければ、ただ支所長はごらんになったかと思いますが、実はあのつり橋というのは3年ぐらい前から一昨年にかけて、楮佐古集落が山を売って水道の手当てをするということで、伐採する業者の方が補修をしています。今は見かけがえいですが、私が6年ほど前に農業委員会で現地確認で行きました。そのときはもう板が壊れて渡れるような状況にはなかったというのがありますので、ぜひとも前向きに検討をしていただきたいと思いません。

それから、中山間地域の農業振興について、柳本課長さんのほうからは何とかできるのではないかというようなお話をいただいたというような感じを受けてますけれども、これ1つは質問の要旨には書いてないですが、1つの大変な問題というのは耕作放棄地がふえてます。それに1つは入れるってということで品目選定をしました。私も20年前から国有林の払い下げで入ってます、国有林のほうへ入ってますけれども、そのときは非常に花木類の自生が少なくなっているってということと、もう1つは、ユズの農作業の比較的暇な5月、6月、7月に収穫ができるものはないかということで始めてましたので、たまたまその5品目については展示圃が設定をできました。そこで何でって言いますと、先ほど言いましたように市場からの要請があったということがありますが、1つだけちょっとだけ紹介をさせてもらいますと、これ今後どういうふうな進め方をするのかということもいろいろ検討をしていく必要があると思えます。

少しだけ紹介をしますと、これは関西も関東も全国の市場なんですけど、皆さんお聞きになった方もおられるかもわかりませんが、カブトムシとかクワガタムシとりが、これトリコという呼び方をされてます。それから、国有林とか民有林でもそうなんですけど、山に入って花材をとって来て、花の材料になる花材をとって来てってというのがキリコってことで総称して言われてますけれども、その中で非常にキリコをする人が少ないということと、技術的な移譲ができてないというのは、他人にその技術を教えるってことは自分のご飯の食い上げになってくるということで、教えてないというのが実態な感じです。そこで、少しだけ花木、枝物の動向と未来についてという…。

○議長（石川彰宏君） 門脇君。質問にないことはやめてください。

○11番（門脇二三夫君） いや、これね、ごめんなさい。これ大事なことは、今後これを振興するために何でそれをしてきたかという。

○議長（石川彰宏君） それは先ほどもう管財課長が言うた。

○11番（門脇二三夫君） はい。了解しました。わかりました。

大事なことは、その花木類を進めてきたというのは、いろんな人、ユズの農閑期にあるということと、今の耕作放棄地をどうやって防ぐかということとやっていますのでお伺いをしたいのですが、今後振興していきたいということが1つあります。ぜひとも今後この6品目も含めて、今私も2年間鳥獣対策で市内を回らせていただきました。自然で活用できるものがいっぱいありますので、そういうことも含めて今後ぜひとも検討いただきたい。これ、課長ごめんなさい。答弁によろびませんので、今後それを含めて振興をしていきたいというのは、まずウラジロがありますよね、シャガがありますよね。そういったものを含めて振興していきたいというのが1つ自分の願いとしてはあります。今後、もしそういったものを含めて生産振興していくということであれば、やっぱり現地を見ていかんといきませんので、ぜひともそういった機会があればお話をさせていただきたいということと、そういった現場を見せていただきたいというのがございますので、よろしくお伺いをしたいと思います。質問としては以上です。ごめんなさい。ちょっときょう血圧が高いのかわかりませんが、ちょっと何か十分な質問になりませんが、今後ともまたひとつ、いろんなものを含めてよろしくお伺いをしたいと思います。柳本課長、さっき言った無料貸し付けも可能ということで理解をさせていただいて結構でしょうか。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） はい。お答えします。

先ほど申しましたとおり、香美市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例で無償貸し付けが可能であると判断される場合に限り、それは可能と思います。申請書が出てきて見させていただいてからのことになります。

○11番（門脇二三夫君） ありがとうございます。質問を終わらせていただきます。

○議長（石川彰宏君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

次に、15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式で2点についてお伺いをします。先ほど門脇議員も体調がよくないう話がありました。私もきのうは風邪でちょっとちやがまっております、きのうやったらちょっと声が出なかったところがございますが、大分よくなりましたので登壇をさせていただきます。

1点目は、奥物部ふるさと物産館についてでございますが、資料もいろいろいただきまして、これ平成9年4月18日に落成式が盛大に行われたということで、神事、もち投げ等を行いまして約300人でにぎわった、そういった記事もございます。そして、この奥物部ふるさと物産館は事業費約1億4,800万円余りと、そしてまた、すぐ近くにありますバイクライダー交流宿泊施設、この事業費が9,500万円余り。当初平成9年ですから、これかなり物部としては鳴り物入り言うんですか、そういう形で力を

入れた、そういう建物であった。また、バイクライダー交流宿泊施設につきましても、物部村で高知県の中でも最初の建設だったということがございます。そういうことでかなり当初はにぎわいを見せていたわけなんです、広報香美を見ても皆さんもおわかりのように、この11月1日時点で物部町の人口が2,100人ちょっとでもう2,200人が切れているような状況であります。盛んな時期は1万2,000人以上の人口があった。その当時は山が元気で木材もどんどんどんどん出荷をされていたというそういう時期でもありますし、土佐山田町におきましても、物部村の皆さんが背中いっぱい買い物をして帰っておったというそういう時期もありましたが、先ほど申しましたように2,200人を切ったというそういう状況でございます。私も何とかまた、香美市の中でもこの物部町の元気づくり、まちづくりについて少しでもまた力添えができればと、そんな思いから今回質問をさせていただきます。

最近、地方において道の駅、直売所が、これはネット等によってだんだんだんだん紹介もされております。そういったことで話題も呼んでいるわけなんです、現在車社会において道路事情、そういったものがかなり改善をされてきて、この道の駅とか、直売所というものが利用者のための休憩機能、また地域の人々のための情報発信機能、そういったものは道路を介した道の駅、直売所を核として、それぞれの地域住民同士が連携する地域の連係機能、そういったものをあわせ持つ重要な役割を担っているのではないかと、そのように思っております。

また、消費者には地域の文化、名所、特産物などを活用したサービスも提供できるわけなんです。こうした取り組みは新たな雇用の拡大の引き金にもすることができるのではないかと。また、一般に市場への出荷が高齢化によってなかなか困難である、そういった高齢農家や、また新規就農者の販売先、なかなか遠くには持っていけないということで地元のそうしたところに販売先として持って行く、そのことによってまた新たな雇用確保、そういったものも念頭に置かれることが多いわけでありまして。

上記のような情報収集をうまく機能させていけば、商品開発、加工品生産の場を発展させることで、新たな地場産業の養育にもつながってくる可能性もあるわけでありまして。すなわち、こうした施設は地域の大変重要な役割も持っているわけでございます。

以上のことから質問をさせていただきますが、物部町の玄関口にあります奥物部ふるさと物産館にはレストランもあり、美術館もあり、ふるさと市があります。これはネット配信等によって集客が期待されているわけなんです、ふるさと市では特に夏場、夏季には出店した地場産品も高温による品質悪化が目立ち、生産者の出品が減っていると、高齢に加えて減ってる、そういう状況でございます。施設の改善が望まれている、そういうお声もお聞きいたしました。冒頭に言いました物部町の活性化につなげるためにも、来客の目線で環境改善、暑いときには空調も入れるとか、また寒いときには暖房も入れると、そういった改善に向けた整備はできないものか、そのことをまず1点目お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、小松清貴君。

○物部支所長兼地域振興課長（小松清貴君） 織田議員の奥物部ふるさと物産館についてのご質問にお答えします。

奥物部ふるさと物産館は物部町の玄関口にあり、観光や交流の拠点として平成8年度に整備されたものです。物産館の中でもふるさと市は地場産品の直販所と位置づけしており、これまでにふるさと市の看板の設置、軒の塗装工事、冷蔵庫の整備などを実施してきました。ふるさと市の夏季の出品品目の増加は集客力の上昇につながり、地域の活性化にも有効と思われまますので、今後も施設整備を図っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 今後改善に向けた整備、そういったものが支所長は必要であるという、そういう答弁をいただきました。

次の②に移らせていただきます。最後に市長のほうからもまた答弁をいただきたい思いますので。

以前にも取り上げさせていただいたわけなんです、この看板の設置でそのときの答弁者は、当初は催しができる広場として利活用していたため、そのふるさと市には車の乗り入れ、そういったものは考えてなかった、当初はそのような状況であったとございます。そして、車はふれあいプラザのほうに駐車をしておったということです。そして、これは私が看板の移設ということで建物を明示する看板である大きな看板ができておりますが、そして、そのできないという理由の中で、移設する場所、それが無いというて、見当たらないと。そして、3つ目には、頑丈な看板でございますので移設費用が多大であると、そういった答弁であったわけなんです。時代背景、大きく変わってきております。私も先週レストラン等で食事をしたりとか、その状況を見させていただいたわけなんです、本当に入り口に大きな看板があつて、なかなか出入りするのにも苦労されとるような車もありました。インターネット等では10台から15台ぐらいは車がとめれるようなそういうような記事がありますが、実際何台かの車が無造作に置いたらなかなか入りづらい、そういった経緯もあります。そして、また高齢者の方等は助手席の方がおりてバックでずっと誘導もしておつた、そういった状況下にもありました。ちなみに、これはまた奥物部ふるさと物産館、これはもう指定管理なんです、ちなみにかざぐるま市、近隣のJAの施設かざぐるま市は大体200台、道の駅の風良里、そういったところは大型が4台で116台置けますよと。ながおか温泉のなの市は200台置けますよとか。そういった100台、200台単位でそういった施設には駐車スペースがあります。実際、そのふるさと市の看板、物産館の看板を移設したからといって30台も40台も駐車スペースがふえるかいうたらそういうあれではないわけなんです、少しは緩和に結びついていくのではないかと、そのように思っております。

そういうことで出入りに不便を強いられているこの看板、そういったものは現時点で

振り返ってみて移設いうんは不可能なものであるかどうか、そこらをお聞きしたい思います。今ペンキも新たに塗ってきれいに看板はなっております。あれをまたさぼくとか移設するいうたかもったいないような気もするわけなんですけど、将来的に考えたら、とてもじゃないがあれ入り口にあって、妨げにはなってもプラスにはならんのではないかと、そういう思いからこの質問をさせていただきました。

○議長（石川彰宏君） 物部支所長兼地域振興課長、小松清貴君。

○物部支所長兼地域振興課長（小松清貴君） はい。お答えします。

奥物部ふるさと物産館の出入り口に奥物部美術館の看板があり、物産館前の広場、駐車場に来客者の車の乗り入れや駐車がしづらいとの声は聞いております。これまでの駐車場の利用形態は、議員のご質問のとおり物産館前の駐車場のほかに奥物部ふれあいプラザの駐車場の2つが利用されております。しかし、今後国道195号大栃橋のかけかえに伴い、国道の線形がふれあいプラザ側に移動するため、ふれあいプラザの駐車場は狭くなり、物産館からは若干遠くなります。また、取り合わせのため物産館前の国道部分も改良されること、旧国道部分が空きスペースになることも予想されます。このように周辺環境が一変しますので、大栃橋周辺のふれあいプラザを含めた駐車場等を検討していく中で、看板の移設についても検討したいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 大栃橋のかけかえいうんですか、それによってまた状況が変わってくるということで、今すぐ移設云々ということにはならないということも理解できました。

この件で市長にちょっとお伺ひします。支所長はそういったものが必要であると、整備が必要であるという答弁をいただきました。せんだって私も行ったときは寒い日でございまして、吹きさらしです。ピューピューピュー、もう足元は冷えるわ大変な状況で、そして、ある買い物のお客さん、地元の方やと思いますが、夏は暑い、冬は寒い言うてましたがどんなんですかねいうて聞いたら、ここにおる人はかわいそうですよとそういったような声もありました。8時半ぐらいから4時、5時ぐらいまでおるんじゃないかと思いますが、本当に公設民営、そういったことに関しては、何とかやはり従事されとる方の健康管理、そういったものも必要になってくるんじゃないか、そのように思いますが、市長の見解をちょっとお聞きしたい思います。

○議長（石川彰宏君） 織田君、この通告にないですが構いませんか。

○15番（織田秀幸君） 構いません。

○議長（石川彰宏君） 通告にないですが、市長、答えますか。

市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 奥物部ふるさと物産館の環境に関して改善を求められていることについてお答えをしたいと思います。

言われるように、今のこの季節、本当に前から風が入ってきて寒い思いをされておると思います。床もコンクリートでございますので、前から下から冷やい思いでやってきておるわけでありましてけれども。今、指定管理にしたという環境にありますので、やはり行政として即今お答えをして、こういうふうに直す、労働条件を改善するというふうなことはすぐお答えはできないわけでありましてけれども、その大変さは私もよくわかっておりますので、議員の質問は重く受けとめさせていただいて、私なりに考えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 市長の答弁を聞いて、前向きな改善ができるんかどうか私はちょっとはつきりわかりにくかったわけなんです。どんなんですか。前向きな対応はできるいう、そういう受けとめ方でよろしいでしょうかね。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 重ねてのお尋ねでありますけど、大変微妙な質問でございますので、慎重に検討させていただきます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） わかりました。今後もこの件については私も見守っていきたいと、そのように思っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。

これも以前取り上げさせていただいた質問でございます。総合案内の受付業務ということで、門脇市政当時から土佐山田町は庁舎分散、そういった形で市民の皆様にご不便をかけたらいけないということで総合案内があったということでございますし、また組織再編に伴う課等の名称が変更したための取り組みでもあり、待遇研修も含め継続していくとの答弁でありました。

私は課長を含めて皆さんが約半日間ぐらいいはあそこへ座っておるわけなんです、まず1点目は大変もったいないなと、きょうは12月10日で期末手当も出るんじゃないかと思いますが、課長の皆さんのボーナス、金額はどうこう言うわけではないですけど、やはりその報酬に見合ったそういう働き、そういったものが、そういう観点から見たら大変もったいないなと。そして、私が思うには、職員でないといけないのかと、昼間の業務をされていない、そういう課があそこに順番についておる、そういう話も以前お聞きいたしました。そして、やはり適材適所、そういったものも考えたら私はおかしいんじゃないか、そんなに思うわけですが。担当課長、私の言うことはおかしいでしょうか。その点をお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、総合案内につきまして織田秀幸議員のご質問にお答えをいたします。

総合案内業務につきましては、議員ご指摘のように庁舎案内等のサービスの一環であるとともに、接遇研修になるという位置づけでこれまで実施してきております。市民の方々にも定着してきていると思っております。そういうことから、現時点で総合案内はやめることは考えておりません。しかしながら、職員数が減少していく中で、正職員による対応も難しい状況も見受けられるようになってきましたので、実施方法につきましては、今後検討していく余地はあるのではないかとこのように考えております。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは私の個人的な見解なのですが、委託業務とか、そして課長はあそこへ座るのはやはり考えんといかんのやないかと。いろいろ業務内容のことを勉強するとか接遇関係の訓練、学習とか、そういうことから若い職員の皆さんがあそこへ従事するということについてはそれなりの理由、そういったものはわかるわけなんですけど、課長が半日もあそこへ座って最初に言うたようにもったいない、そんな気がするわけなんですけど、再度そのことについてどんなに課長思いますか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 織田議員の質問を受けまして周辺自治体の状況も調べてみました。南国市につきましては、これは職員対応をしております。しかしながら、管理職を除く庁舎内の正職員で半日交代で回しておるといふ実態でございます。香南市につきましては、昨年廃止をした。これにつきましては、職員数減による負担増の解消ということで、課の案内表示板をふやしたり、わかりやすくするようにして対応しておるといふところでございます。議員ご指摘の管理職がそこで座るといふことは、業務が半日停滞するということにもつながりますので、そのあたりにつきましては今後慎重に検討していかねばならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 他市の状況等も詳しく話もしていただきました。南国市や香南市がこういう形であるから、うちもそれに倣いなさいとかそういうあれではなしに、やはり私はもったいないぜよと、そのように思うわけございまして、また、そのところは改善を含めて検討もしていただきたいとそんなに思っております。

そしたら、次の質問に行きます。

庁舎の玄関ホール、これはだだっ広いう感じがしております。液晶の画面ディスプレイ等も含めてもうちょっと何かレイアウトとか利活用が図れないものか、そのことについて担当課にお伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 織田議員の庁舎玄関ホールのレイアウトを含め液晶画面の利活用が図れないかというご質問にお答えいたします。

まず、レイアウトについてですが、庁舎玄関ホールは市民ホールとして多目的に使用

しています。選挙時には一角をブース等で仕切り、期日前投票所として使用しております。2月から3月までは税の相談の業務を市民ホールで行っています。献血の際には受付としても利用しています。また、展示場として依頼があれば展示スペースとして利用しています。南側の窓には自動ドアも設置されており、出入り口になっています。業務が終了しますと東西の管理シャッターを閉めますので、その下には物品を置かないようにしています。それゆえにレイアウトは限られたものになるとは考えます。良案等がございましたら、ご指導いただき検討したいと考えております。

続きまして、液晶画面の利活用についてですが、このテレビはモニターのみの機能で一般テレビとしての機能はついておりません。また、プレーヤーも付随しておりません。ほとんど議会の中継に使用しております。以前は一部の課において情報等を流していた時期もありましたが、このごろは余り利用されていません。各課のみならず市民の皆様にもこのテレビを活用していただき、多種多様な情報を発信して、来庁者の皆様に香美市の情報を提供していただければと考えております。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 今現在、期日前投票ということでホールは使われております。そして、また夏場にもさまざまな展示、そういったものにも使われて、私もそれはよく存じ上げております、それ。でも、年間通してどればあのそういった出展いうんかそういったものがあるか、それを考えた場合には1本木が立ってますわね、あれ。木が1本立ってますが。それを3本にせえとか、4本にせえとか言いませんけど。そこらのことも含めて、そして、またディスプレイ、テレビについては議会中継のときは画面が生きているようなそういうことを聞いておりますが、何か香美市のホームページのPR版でもずっとスライド式で流したりとか、場所もどこかへ変えろとか、そういったこともまた可能じゃないかと思えます。どうですか。その観葉植物なんかの本数をふやすとか、そういったことも含めてその質問に対してどのように思うか、それをお聞きします。

○議長（石川彰宏君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 観葉植物をふやしてはどうかというご意見をいただきましたが、植物等を置きますといろいろまた世話もせないかんもんで、そういうことをいろいろ考慮させていただきまして今後考えたいと思えます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは1つの例として取り上げさせていただいたんですが、1本今ありますわ、それ。あんまり気がつかんかったわけです、柱の影のほうへこそつとあるような感じがしたわけなんです。こんな質問するいうんが私だけかもわからんですけど、本当に新しい庁舎ができて全国からいろんな形で視察等も来ておるいう、そういった話は聞いております。そういうことでもうちょっと正面玄関、何とかならんのかなど。また受付業務、もうちょっと何とかならんのかないう、そういった思いから

質問をさせていただきました。どうかこういった質問等をまた参考にさせていただいて、市長、手を挙げたいんですか。そういうことで、また私の拙い質問かもわからんですけどまた参考にさせていただければと、そんなに思っております。所定の時間が来ましたので、私も以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 2番、小松 孝でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答方式にて質問をいたします。

質問事項1点目、高齢農家への施策についてお伺いいたします。本市の基幹産業でございます農業を営んできた農家は、しっかり後継者を育成して施設園芸らを行っている農家がある一方で、高齢化により細々と農地を守っている農家がございます。高齢の農家におきましては収穫量も少なく、中には車の運転もできないためにJAに出荷したくてもできないままに作物を育て収穫している現状があります。農家というのは懸命に育てて収穫した作物を売って所得を上げるのが基本であり、生きがいがございます。このことは高齢農家にとっても同じことでもあります。収穫した作物を売ることができないのは、農家にとってまことに寂しいことと考えるところでございます。

そこでお伺いします。現在、本市は高齢農家に対してどのような所得向上策、生きがい対策を実施しておりますか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 小松議員の高齢農家への施策についてお答えいたします。

まず、国の施策をもとにしました現在の農業の施策、これ市の施策も全て同じでございますけれども、新規の就農者支援を除きまして特に年齢制限を設けているものはございません。また、高齢農家に特化した特別な施策もございません。国のほうといたしましては、生涯現役であるという考えに基づく施策であるということで理解をしておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） これは結局僕が一番言いたいのは、簡単な言葉で言うと受け皿です。結局はこういうものをするためには、要するに今も大栃にあるということをおっしゃってありますが、それをするためにはやっぱりみんなが一番出しやすいところにそういう施設をつくらないと、なかなか話は進んでいかないと思います。それから、そういう施策をつくる場所はまだなかなか考えられませんかでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。現在のところはそういうふうな直販市等につきましては、各地域で香北町とか物部町とかにございますけれども、市のほうとして

そういうふうな施設をつくるっていうのは今現在のところはまだ予定はございません。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） それでは、次の質問に移ります。

高齢農家の施策として、JAと連携し高齢農家へ直接出向いて作物を集め、それを販売することによって、少ないながら高齢農家の所得向上につながり生きがいをつくると考えるが、検討してはどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

ご質問のように、農業従事者の方の高齢化というのは今後も確実に進んでいくものと考えまして、ご質問のように集出荷ができなくなるというふうなことも十分想定できるものでございます。香美市におきましては、昨日も答弁させていただきましたが、中山間地域の直接支払い等で集落協定等を結んでいる集落がほとんどでございます。その中に集落の共同取り組みの実施という中に、将来に向けて農業生産活動を継続するための体制整備として取り組むべき活動に要する経費、これは交付金で計上してよろしいですよということがございます。このご質問もいただきました後、国、県に確認しましたところ、例えばその集落協定の中でこの集出荷業務について、例えばそのガソリン代であるとか、その方の日当であるとか、そういうふうな分をこの交付金の中から支出が可能であるということでございますので、共同取り組みの1つとして協定の中に取り入れていただきまして、これらの課題にも柔軟に対応ができるような体制をおのおの集落協定でとっていただくというふうなことを今後構築していただきたいというふうな形で考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） それじゃあ次の質問に移ります。

高齢農家に直接出向いて集荷した作物を販売するため、また、同時に香美市の特産品を販売するために開通したあけぼの街道沿いに直販店を開設すれば、沿線にあります秦山公園、土佐山田スタジアム、土佐山田ゴルフクラブ、龍河洞、アンパンマンミュージアムなどを訪れる年間10万人を超えると思われる市外、県外からの方々に香美市を直接アピールできる場となるとともに、高齢農家の所得向上や生きがいづくり、さらに雇用の場となると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） まず、私のほうからお答えをさせていただきます。

あけぼの街道の全線4車線化や195号の2次改築によりまして、佐野大橋との連結が図られれば、交通の流れは変わりまして名実ともにあけぼの街道は香美市の幹線道路となっていくものと考えております。

例えばここに直販店を設置することは、農業面のみならず観光も含めて非常に魅力が

あるものと考えております。多くの方に来ていただける施設とするには、例えば直販店にはとどまらずに、直販店を備えた最近あります道の駅というふうな形で認定が受けられることができるような施設にしていくということが、将来の施策としては必要ではないかと考えております。ただ、この部分につきましては、都市計画の中でJR土佐山田駅の北口というふうな開発も計画としてありますので、そちらの開発の部分も含めまして、立地先等も含め多方面から検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） それをなるべく早くしていただくような計画を立てていただきたいと思います。と言いますのは、移住問題も含めまして、やっぱり移住してきた人は定年近くで大体移住してくる人が多いと思います。そうした場合は、これとした産業も職業も何もないのに、生活するためにはやっぱり百姓を細々とするとか、そういう関係がつながって後へ来るから、それをつくる受け皿が一番先に必要やと思います。移住問題も簡単に、そしたらある程度は生まれてくるんじゃないかと思います。もうここへ来ても、他の市町村ではほとんど80%、90%が道の駅のようなものをこしらえて受け皿をつくっております。しつこいようですけど、その受け皿を一番先につくっていただきたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 全市、まちづくりも含めまして市の全てにかかわってくることでございますので、前向きに検討をしていきたいと考えておりますので、またご協力のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） それでは、質問事項の2点目に入ります。

工事中でございました県道宮ノ口深淵線が龍河洞公園線に接続し開通しました。また、龍河洞線におきましても拡張工事が進んでおります。これによりそれぞれ路線の便利性が向上し、利用車両の増加が考えられます。私は両路線の交差する場所における危険性に大いに危惧しております。その理由としましては、宮ノ口深淵線を野市方面から車で直進してきますと、一時停止の標識はございますが夜間には見えにくく、交差している龍河洞線も確認しづらく、思わず直進してしまうおそれがあります。また、一時停止線にとまっても見通しが悪く、龍河洞線の確認はできません。そこで、確認するためには交差点に進入する必要があり、極めて危険な状態でございます。聞いたところによりますと、既に2件の事故が発生しております。

そこで、この場所に信号機を設置する必要性を強く思いお伺いいたします。重大事故が発生してからでは遅過ぎます。信号機の設置基準はどのようになっているのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 小松 孝議員の信号機の設置についての設置基準についてはどうなっているかということに関しましてお答えいたします。

設置基準については、平成25年12月24日付、警察庁規発第86号、警察庁交通局交通課長から各都道府県警察本部長宛て通達による信号機設置の指針により、高知県公安委員会が道路交通法第4条に基づき、交通状況など地域性も含めまして総合的に判断して設置をしておるといことです。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） 先ほど少し言われましたが、予定はもう申請されて大体何月ごろになる。

○議長（石川彰宏君） ②ですか。②の質問ですか。

○2番（小松 孝君） いや、これちょっとつけ加えになりましたけど済みません。

○議長（石川彰宏君） ②の質問でいいですね。

○2番（小松 孝君） はい。そう。信号機をつけるための。香美市としましては、この場所に信号機を早急に強力に要請するべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） はい。お答えいたします。

当交差点につきましては、付近に保育園、小学校、大学とあるため、市においても一般県道宮ノ口深淵線供用開始前後より、信号機等の交通安全施設の設置要望を道路管理者の高知県中央東土木事務所及び香美警察署に行っています。なお、管理警察署のほうにおいて高知県公安委員会のほうに規制上申を行い、来年度予算の関係もあるそうですが、来年度には信号機設置の予定で今現在進んでおるといことです。また、道路管理者であります県中央東土木事務所においては、信号機の設置までの間、仮設的とはなりますが、カーブミラー等の安全施設を早急に設置をしてくれるということ聞いております。なお、市においても今後の状況を警察及び土木のほうと打ち合わせていきたいし、また要望もしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 2番、小松 孝君。

○2番（小松 孝君） なるだけ早い時期に信号機が設置されますよう申し上げまして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） 小松 孝君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、小規模企業振興基本法についてお尋ねしてまいります。まず、本法の概要を示させていただきます。

法律の趣旨は中小企業基本法を一步進め、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系の構築を目指すとしております。そして、基本原則として、従業員5人以下を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である成長発展のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む事業の持続的発展を位置づけております。加えて、小企業者が経営資源を有効に活用し、活力の向上が図られ、円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援することを想定しております。各主体の責務としては、国、地方公共団体、支援機関等が関係者相互の連携及び協力をすることになっております。基本計画は政策の継続性、一貫性を担保する仕組みをつくるため、小規模企業の振興に関する施策の体系を示す5年間の基本計画を策定し、国会に報告するという義務を課しております。基本的施策は4点、1点目に多様な需要に応じた商品、サービスの販路拡大、新事業展開の促進。2点目、小規模企業に必要な人材の育成、確保、技能の継承、事業活動に関する広報活動の充実。3点目、地域経済の活性化、住民生活の向上、交流の促進に資する事業の推進。4点目に適切な支援体制の整備であります。基本法のポイントは、成長発展のみならず事業の持続的な発展を位置づけた点。政府が施策推進のため基本計画を策定し、小規模企業の動向、振興策を国会への報告の義務を負う。そして、地方自治体が施策策定、実行の責務を負うなどであります。

そこで伺います。1点目に、小規模企業振興基本法について実施主体となるべき所管課の認識についてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎龍太郎議員の小規模企業振興基本法についてお答えいたします。

法に対する認識ということでございます。すばらしい認識をもう既に持たれているということで、当課としましてはそれ以上つけ加えることはほとんどございませんけれども、この基本法は中小企業基本法と並びまして経済産業省の施策策定の指針として重要な柱となるものと認識をしておるところでございます。小規模ならではの強みを生かしまして、ニッチできめ細かい商品やサービスを提供し、事業を継続している小規模の事業者が経済の中心として活躍できるように、長期にわたって環境整備を図っていくというふうな形での法律であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

2点目に、小規模事業者は全国で334万業者、中小企業の中でも9割を占めているところです。本市においてもほとんどが小規模事業所であり、何とか事業の継続を図っているのが現状でもあります。また、雇用の維持や技術の伝承も困難性を持っております。ゆえにそこに光を当てた本法は、的を射たものと評価するところであります。小企業を応援していくというメッセージが打ち出された今日、具体的施策の企画立案は自治体の役割でもあります。本市における今後の展開について伺うものであります。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

まず、小規模企業振興基本法につきましては6月に成立して、現在国会がこういう状況でございますので、現在のところ施策等はまだ具体的なものが示されておらないところでございます。

今後、この法に沿った個別の施策や補助金等が示されていくものと考えております。同時に成立いたしました商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律、小規模支援法、こちらのほうに基づきまして、半世紀以上にわたり小規模事業者の経営相談に応じてこられました商工会、商工会議所が市や金融機関と連携し、小規模事業者の意欲ある取り組みを支援をしていく体制というような形で整備がされていくものと現在示されているところでございます。

既に商工会のほうにおかれましては、事業計画の策定や支援のための体制整備が求められてきているというようございまして、今後国ほうから示されてきます施策、補助の要綱等に注目していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もちろん今選挙も行われてまして、具体的にはこれからということは課長のおっしゃるとおりであろうかと思えます。

大臣の答弁では、地方公共団体に対しては地域の特性に応じた企画立案をし実施することを責務とするとしております。自治体がメニューを持つのか、実際のところ先ほど言われた商工会の関係でさまざまその支援法の絡みでやっていくのか、どちらの方向なのか、市がバックアップするような方向なのか、そのところはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。その辺も含めまして現在まだその具体的な施策については示されておられませんので、今後注目していきたいと考えておるところでございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私自体もこの質問がちょっと早いかなという部分もあったんですが、実際のところ他市等では9月議会等で聞かれている部分もありまして、実

際のところはやっぱり今後のことを見据えながら少しお示しをさせてもらいたいのは、やはり参議院経済産業委員会のほうで附帯決議もなされたということで、小規模企業はその個性や可能性を存分に発揮することを通じて、活力ある地域社会ひいては我が国の産業競争力の向上を実現していくことが国家的課題であることに鑑み、政府は法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきであるということで、かなり突っ込んだ附帯決議がなされております。

1点、2点読まさせていただきますが、「小規模企業振興基本計画については、関係省庁の一層の連携のもと、小規模事業者の意見を十分反映した上で策定を行い、その実効性を中長期的に担保するために、政府一体となって必要な予算・税制等の措置の拡充に努めるとともに、適時適切に施策の評価及び見直しを行うなど、PDCAサイクルを確立すること。」2点目に、「全国の小規模企業に支援施策を確実にかつ効率的に届けられるよう、国、地方公共団体、中小企業に関する団体等が緊密な政策的連携及び適切な役割分担を図るとともに、事業者にとって分かりにくいものとなっている施策体系を整理・統合し、施策の積極的な周知に努めること。」というふうになってます。

実際、この方向が国会のほうで政府のほうにつき上げたという部分でもありますが、実際こういう方向でも予算措置を今後されてくるというふうに私は考えるところでもあります。これからのこととも言えますけど、こういうときにやはり私は現実的になったときにおくれることなくやっていただきたいということを求めますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） ご質問をいただいたときに、まだ具体的な施策が入ってない状況の中でこのようなご質問をいただくということは、さすが先見の明がある山崎龍太郎議員だと感服をいたしておるところでございます。今後このような形での具体的な施策等方針が示されましたときに、おくれることのないようにやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

結局この基本法も地方分権の流れを踏襲しており、地域において施策を講じることを求めて責務としております。責務になっているところが大変重要なところでありますが、具体的方策についても自治体判断であります。最初に実態調査があってこそと考えます。これについては経済産業大臣のほうで、答弁でそういう方向性もあり得るであろうということをお示ししておりました。これもどちらかと言ったらやっぱり商工会の業務等になっていくかもしれませんが、実際そういう予定についても現在は何ら示されていないのか。また、そういう方向性は財政措置がなされてからという認識でよろしいのか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。おっしゃるとおりでございます。現在のところ、まだ具体的な施策が示されていない以上、それに対する補助要綱等も示されておりませんので、またそういうふうな施策が示されまして、それに対してこのような調査が必要であるということで、具体的な目標地点がないと調査をする意味がございませんので、その時点でやっていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次の質問に移ります。続きまして、空き家対策について伺ってまいります。

空き家対策特別措置法が本年11月19日に成立いたしました。公布から半年以内に完全施行される所であり、全国で820万戸、7軒から8軒に1戸が空き家という状況で、今後も空き家がふえていく見通しであります。老朽化した空き家は倒壊の危険、防犯上の問題、ごみの投棄など環境衛生上の問題などもあり、深刻な事態となっております。その点からいけば本法律は有効に働くところと考える所であります。

措置法では、国の空き家対策の基本計画に基づき市は計画策定を行い、空き家跡地に関する情報提供、その活用のための対策を実施する所となっております。そのため立入調査の権限を持ち、固定資産税の納税情報の内部利用も可能となりました。そして、倒壊の危険のある特定空き家に対しては市が所有者に撤去、修繕などを指導、助言し、従わなければ勧告、命令できるとしております。命令に応じないときの過料や行政代執行での撤去の方向も明示されております。

そこでお尋ねしてまいります。

1点目として、本市の空き家の状況であります。高知県は全国的にも空き家の比率は高く、また本市においても同様の傾向があると思えますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） それでは、本市の空き家の状況についてお答えいたします。

まちづくり推進課では、利用可能な空き家を移住対策等に有効活用する目的で平成24年度から空き家調査を行っておりますが、空き家等対策の推進に関する特別措置法に規定してありますような防災面でありますとか、固定資産税関係など幅広い利用も考慮し、廃屋や廃屋に近い状態の家屋についても調査をしてまいりました。

調査は、常時お住まいでない家屋を状態により、「すぐ入居可能」、「軽微な改修が必要」、「大幅な改修が必要」、「廃屋」のA、B、C、D4ランクに分けて行っております。11月25日の定住人口増加促進特別委員会でも提示させていただいたところですが、香北町、物部町と土佐山田町の都市計画区域外の数につきましては、Aの「すぐ入居可能」1、Bの「軽微な改修が必要」が232、Cの「大幅な改修が必要」が3

93、Dの「廃屋」が211、合計837となっております。次に、10月から土佐山田町の都市計画区域内の調査も開始しております。その中で約半数の集落で現在調査が終了したところですが、12月2日時点の数字で、Aの「すぐ入居可能」が1、Bの「軽微な改修が必要」105、Cの「大幅な改修が必要」214、Dの「廃屋」44で合計が364となっております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この数値は、傾向としては高知県で比較した場合は多い数値ですかね。感覚的なものでもよろしいですが、調べてないなら調べてないでもいいですが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） はい。先ほどの数字が高知県内で見ているかどうかということですが、過疎化の進行状況からすると比較的多いほうではないかと想定はしております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に移ります。

2点目ですが、国土交通大臣及び総務大臣は、空き家等に関する施策の基本指針を策定。そのことから市においても国の指針に即した空き家等対策計画の策定が必要であり、協議会の設置等もうたわれております。来年6月施行のタイムリミットを踏まえ、市としてどのような事務の流れになっていくのでしょうか、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、私のほうから2点目の今後の事務の予定につきましてお答えを申し上げます。

本年11月27日に公布されました空家等対策の推進に関する特別措置法に伴い、本市でも適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしており、その対策を講じることが必要だと思っております。今後につきましては、先ほど議員が申されましたように、国において策定される基本指針を待つ、その趣旨に沿った本市としての取り組みを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 国の指針の策定のめどなんかはこちらのほうに情報は入ってきてますか。いつぐらいに指針が策定されるかという部分であります、お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 現在のところ、指針が示されるめどは私どものほうに情

報は入っておりません。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 結構期間的には6月ということで急がねばならないという側面もあります。市もたくさん事務を抱えてる中でやらねばならないということで、早くその指針が出てくればという思いもあるんですが、その前にやはり進めることは何点か私はやっぱりあるというふうに考えます。やっぱり法は決まったんですのでね。その概要等も示されておりますし、中身も出てるわけですけども。やっぱり指針を待つんじゃなくて何か事務を前もって進めていくというご予定はないのか、再度お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 後段の質問でお答えするようになっておりますのでそのときにお答えします。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、次に行きます。

3点目に、危険性が指摘された特定空き家に対して所有者等が命令に従わない、または居場所がわからないとき、行政代執行にて撤去が可能であります。行政代執行は特定空き家の指定が明確な指針に基づかないと大きなトラブルにもなり得ます。先ほどまちづくり振興課長のほうからかなりの数値が示されましたね。やっぱりDランクが211と44ですか。そういう数値が示されている中で、結構この中からやっぱり最終的に行政代執行の方向性もあるのかなというように考えたりもしますけれども、そこについてのトラブルにならないというふうな方向性を考えたときに、やはりいかがなものなのかということを見解を求めます。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 特別措置法では、第14条で行政代執行ができることを定めております。実施に向けては費用の問題など慎重に検討していく必要があるかと考えております。優先すべきは所有者に対しての催告、そういったことがまず優先されるべきではないかというふうには思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もちろん所有者に対してきれいに説明責任を果たして催告をしてと、ただ文章だけが行くんじゃないかとね、文章が行ったから始まるんじゃないかと。やはりそのところで、なかなか遠隔地におられる方なんか、やはり現状家があるということが固定資産税の関係からいっても有利であることはわかり切ってますので、更地にしてしまうと課税が最大6倍ぐらいまではね上がるという現状もあるので、やっぱりそれはそれで国のほうが法律的な部分では整備していくというふうに思う

んですけど、実際のところ、そこの部分で国から強制撤去に係る指針も出るでしょうけれども、周辺住民の意見を聞くとか、有識者からの客観的な意見を聞くとか、さまざまな部分も検討されると思うんですが。実際のところ極力行政代執行にならない、極端に言うたらそのお金回収できるかどうかわからん部分もありますわね。そういうふうな部分でいったときには、やっぱり説明責任を十二分に果たしていくという最初の取り組みが大事になってくるとは思います。再度の見解を求めます。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 先ほど述べましたとおり、催告等で十分な説明責任を果たしていくという考えに変わりはありません。ただ、意見を聞く場として協議会等の設置は必要であろうかというふうに考えております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

全国的には355の自治体が対策条例を設けております。本市では空き家、空き地対策について、同僚議員が以前必要性を質問したことがございましたが、国が措置法として明文化した今日、本市においても条例制定の必要性を感じるところであります。見解を求めます。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 実はこの法律が制定されたことに伴うということではなく、この法律が制定前から条例の必要性は私は感じております。幾つかの案と今はもう既に実際の検討段階に入っております。国のほうから基本指針が示された、それに適合した条例という形でまた提案させていただきたいというふうに思っております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 先見の明があられて、やはり検討に入っていたということですね。やっぱりさすがですねということを申しておきますが、実際香南市の場合は空き家等の適正管理に関する条例、最終的には勧告とか命令とか公表とかするという、そこではとどまってるけど、この部分も上位法ができた部分で言ったらもっと強制力の強まったものに、条例の一部改正する条例になっていくと思うんですが。うちの場合でも今検討段階に入って、国からの指針が示されたときに合う形にしていくということになっているということは、もう事務的には間に合うし、それはもう形になるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） はい。全くそのとおりでございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

空き家対策となれば本市の進める定住対策とも絡んでくると考えます。空き家等の定義は、建築物またはこれに附属する工作物であって、居住、その他の使用がなされてな

いことが常態であるもの、及びその敷地というとなっております。そうなれば、現在も空き家調査を行っておりますが、特定空き家なのか、定住の方向性を探れる空き家なのか、国による財政措置もされるわけで、一定スピード感を持って調査が進むのとも考えますが、先ほどの報告ではかなり調査も進んでいるという部分であります。であるなら、利用価値のある空き家を空き家のまま放置しない、そのためにはもう一步行政の主導権を発揮する取り組みを期待するところであります。

梶原町では、空き家を借り受けリフォームをして移住者らに貸し出す試みを始め、7月に最初の家族が入居したという情報がございます。町が家主と移住者の間に入り、空き家の活用を促す狙いであって、町が家主から10年契約で無償で借り受け、台所、トイレの改修や耐震補強などを実施して、月額、共益費を含んで1万8,500円で貸し出す仕組みとなっております。昨年、空き家を生かした移住促進の取り組みを計画して、家主は入居者との直接の契約だとトラブルへの心配から貸し出しをためらいがちで、町が間に入れば家主はトラブルを回避できるだけでなく空き家を管理する手間がなくなる利点もあると、町の幹部は述べております。

家主は固定資産税を免除されるという特典もあるそうでございますが、こういうこと自体を本市でも取り組めないのか、今後の展開も含めてお尋ねするものであります。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） はい。定住対策との兼ね合いということでお答えしたいと思います。

調査結果によりわかりますように、常時お住まいでない家屋はかなりあり、今後もふえると考えられます。空き家バンクはこれまで延べ23棟の登録があり、転入者も少しずつふえております。居住可能な空き家の所有者が特定できれば二次調査を行い、住む予定のない場合は空き家バンクへの登録を引き続きお願いしていきたいと考えております。

香美市では、県の職員住宅を借り上げお試し体験住宅として提供もしておりますが、先ほど山崎議員が申されましたように、梶原町では昨年より空き家活用促進事業を行っております。空き家を所有者から10年以上借り上げ、住宅として整備し運営管理を行っており、現在移住定住者支援住宅、お試し体験住宅として利用されておるようでございます。改修費用は国や県の補助もあり有効な空き家対策と考えられますので、所有者のご理解とか管理面での課題もございますが、今後適当な対象物件が見つければ検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 検討もなされていくということで、確かにかなりふえていくという状況が空き家についてはこれからも必ずあると思いますので、やはり的を射た取り組みというのが大事というふうに思います。

本市では空き家物件については、先ほど課長も言われたように空き家バンク登録は基本的に不動産業者任せで、売却なり賃貸借契約の運びとなってやってきたわけですが。固定資産税なんかもやっぱり免除してあげるといふ取り組みをしたときに、そういうことも発想の1つに置いていただけたらというふうに思いますが。ただ、本市の場合、今現実売却物件が多いというふうな状況ですが、売却、購入となれば多額の費用をやっぱり要します。居住の意思があってもなかなか手が出せないという方も漏れ聞いております。そのような要望に応えるためにも、その検討に入るといふことをもう少し早めるとか、もうちょっと広げていくとか、そこら辺の発想がないのか、再度お尋ねします。

○議長（石川彰宏君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） はい。香美市の空き家バンクの登録では、先ほど申されましたように貸借物件が少なく売買物件のほうが多いということもございます。また、10年以上長期にわたって無償に近い金額で貸していただける家屋があるかどうかという問題もございますが、そういった点も含めて前向きに進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この件についての質問を終わります。

続きまして、消防団の充実、強化についてお尋ねしてまいります。広報香美12月号に「求ム英雄」といふことで消防団員募集の記事がございました。職業を持ちながら地域のため日常の訓練も行いつつ、万一の火災のとき出動、大変頭の下がる思いであります。

昨年同期と比較して火災件数は13件ふえているとの報告も受けました。そのような中、団員定数442名を70名ほど下回る状況が続いている今日、待遇面も踏まえて考える時期との思いから質問をさせていただくことになりました。

2014年度より、消防団の装備基準の強化ということで、地方交付税措置を10万人の標準団体で1,000万円から1,600万円に増額されました。本市においても200万円程度の増額措置がなされていると考えるところでありますが、装備基準の強化では、具体的にトランシーバー、安全靴、ライフジャケット、防じんマスク等、またチェーンソーや油圧ジャッキなどを全ての分団に配備のことというふうになっております。

その点を踏まえ、1点目に配備状況と今後の配備の予定等についてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 山崎龍太郎議員の消防団の充実、強化についての1点目、装備基準の強化、配備状況、予定はとのご質問にお答えをいたします。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、いわゆる消防団等充実強化法が昨年12月に公布、施行されました。その中で消防団の装備については、同法第14条において、「国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団

の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。」と規定されました。この規定を受けまして、先ほど議員のおっしゃったとおり、平成26年2月消防団の装備の基準が改正をされました。主な改正内容としましては、安全靴やライフジャケット等の消防団員の安全確保のための装備の充実。2点目として、携帯用無線機やトランシーバー等の双方向の情報伝達が可能な装備の充実。3点目として、大規模災害に対応するためチェーンソーや油圧ジャッキ等の救助活動用資機材の充実の3点となっております。新たな装備が追加されるとともに、装備品名及び配備数等の基準が明確にされたところでございます。この改正に伴いまして、地方交付税措置において消防団の装備品に要する経費について拡充が図られたところでございます。

今回の改正に関連する装備の配備状況及び配備予定についてご説明いたします。

まず、新基準のとおり配備済みの装備としましては、安全靴、防じんマスク、耐切創性手袋、車載用無線機、夜間活動用器具。新基準は満たしておりませんが、一部配備済みの装備としまして、防火衣、携帯用無線機。新基準のとおり配備予定の装備としましてライフジャケット、防じん眼鏡。新基準は満たしておりませんが、一部配備予定の装備、トランシーバー。今後、配備について検討する装備としまして、救急救助活動用資機材、非常用備蓄物資等となっております。

また、本年度は総務省消防庁の無償貸付制度によりまして救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を山田分団に配備予定となっております。

なお、基準数を満たしていない装備につきましては、今後の活用状況等を見ながら、また今後配備を検討する装備につきましても、本市の実情に最も適した装備及び配備数となるよう検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 徐々に進めていくということではありますが、実際その活用状況を見ながらということをおっしゃったんですが、さまざまな部分で。今新基準に基づいてできてる部分、できてない部分種々説明を受けたんですが、実際各分団に必ずこれを配備しなさいというレベルじゃなくて、それは個数とかそういう部分のレベルの発想でいいのか。それとも、必ずやっぱり配備せんといかんという私は認識がありましたけれども、そのところはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

配備数につきましては、必ず全消防団員または分団に配備すべき、しなければならないものと、一部の階級以上の団員数を配備しなければならないもの、それから、地域の実情に応じて配備するものといったふうに分かれております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 　　ちょっと私調査が行き届いてなくて、全て同じように配備せんといかんのかなと思ってました。違うということで了解しました。

それともう1点、総務省の無償貸し付けということを先ほど言われてたんですけども、そういう制度は多岐にわたっているんでしょうか。ちょっと通告にないけど答弁にあったのでちょっと聞きたいなと思って。そういう利用ができるんやったら利用したらなという部分もありますが、消防署としてそこら辺は上手に利用してると思うんですが、実際のところはその無償貸し付けの制度はどこ分野まで行くのかなあと。実際、消防団にそういう部分が行く制度がどこまであるのかなということを少し関連してお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 　　消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 　　お答えをいたします。

総務省の無償貸付制度につきましては、正確にはちょっと覚えてないんですけども、ここ数年この救助資機材搭載型消防ポンプ自動車であるとか、放射能対応の資機材であるとかいったものが制度としてはあります。今後継続していくかどうかということにつきましては少しわかりませんが、また国以外にも高知県の補助制度で消防団の装備品整備に係る補助制度といたしまして、高知県消防防災対策総合補助金であるとか、高知縣市町村総合事務組合の消防団員安全装備品整備等助成事業等もありますので、こういった事業を積極的に活用しながら整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 　　13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 　　市民の生命、財産を消防も消防団も守ってくれてるわけで、そういう装備の部分で欠落したものがないような、やはり今後の充実を望んで次の質問に移ります。

本市条例では、退職報償金については別に定めるとなっております。退職報償金は一律5万円の増額の方向性が示されておりますが、本市の状況はいかがでしょうか。また、消防団員に対する交付税単価は年間報酬3万6,500円ですが、本市では3万2,000円です。あわせて1回当たりの出動に対する費用弁償は7,000円となっておりますが、本市では6,200円といずれも低く抑えられております。早急な処遇改善を求めますが、見解を伺います。

○議長（石川彰宏君） 　　消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 　　消防団員の退職報償金、費用弁償等の処遇改善についてのご質問にお答えをいたします。

消防団員の処遇改善につきましても消防団等充実強化法第13条において、「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする

る。」と規定されました。この規定に基づき、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、平成26年4月1日から退職報償金が一律5万円、最低支給額20万円に増額されたところでございます。また、国、県におきましては、特に消防団員の報酬等を支給していない、または著しく低い市町村に対して改善するよう要請をしているところでございます。

本市では、消防団員の退職報償金に対する事務については、高知県市町村総合事務組合で共同処理をしておりますが、政令の改正に合わせまして高知県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例が改正され、平成26年4月1日以降に退職した消防団員につきましては、改正後の政令と同様に一律5万円の増額となっております。

また、費用弁償につきましては、交付税単価7,000円に対しまして本市の条例単価は6,200円、参考までに県内市町村の平均は4,461円となっております。各市町村の年間報酬額や各種手当の有無等一律でないことから単純に比較することはできませんが、県内市町村の中では比較的高い水準にあると考えております。

しかしながら、過疎、高齢化、就業構造の変化等に伴い、消防団を取り巻く環境は年々厳しくなっております。本市におきましても団員確保、特に若者の入団促進は喫緊の課題であり、費用弁償等の処遇改善につきましても団員確保対策の1つとしまして、今後検討も必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 県内の比較も出されて本市は高いほうというふうな部分がありましたが、実際強化法ができて、やっぱりさまざまな部分で国の指針も示されてきてるという中で、それに従ってやっぱり動いていると。県は先ほど低いところには改善とかいうことを、命令なのか指導なのかしているという方向の中であります。

私はやはり、先ほども言ったようにやっぱり消防団の役割が非常に大きいというふうに考えておりますので、本市の地理的要件から言っても、1回の出動に対しても長時間を要することが多いのではないのでしょうか。

万一、林野火災でも起きた場合は数日間拘束されるなどということも物部村時代にも経験してきたところであります。せめて国基準に持っていくべきと考えます。また、先ほど消防長が言われたように、待遇改善にて団員が増加すると、直結するものではないかもしれませんが、実際大切な業務に携わる皆様の日常の努力に応えるためにも、また団員が少ないということで過重負担も強いられている部分もあろうかとも思います。やはり積極的な検討をいただきたいし、そういう部分について条例改正も視野に入れて、規則でしたか改正も視野に入れて取り組んでいただきたいと、そのことについての再度の見解を求めます。

あわせて退職報償金についてはそういう事務組合のほうでやられて増額されていると

ということです、それは了解しました。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 費用弁償のことにつきましてお答えをいたします。

現在の香美市の費用弁償の額が高いのか安いのかといったところにつきましては、ちょっと自分のほうでは判断しかねる部分もございます。地方交付税も人口10万人の標準団体をもとに必要な消防力ということで積算をしたものでございます。単純に香美市の人口を当てはめて計算しますと、香美市の消防団員数160名程度というふうになります。また、交付税額の比率で計算しますと約250人程度というようなことにもなっておりますので、交付税の基準額どおりの費用弁償を支給するとすると相当の増額ということにもなりますので、予算の関係もございまして、今後そのあたりも十分検討をしながら考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 最初にいただいたこれ費用弁償に対してですが、最初にいただいた答弁よりちょっと後退したかなと思っております。160人、250人の消防団として香美市のこの広いところを構成できるかというたら、そうじゃないですわね、実際。やはり今の定数は442人で370人前後で推移しているという部分で言うときには、やはりこの人数は必要やということで定数も規定されてますし、それにも足りないという部分になったときには、やはりその部分で先ほど言ったように費用弁償が上がったからというて、それは団員がふえるわけでもないでしょうし、若い人をやっぱり必要としてるということやったら、そういう啓発もしなければならぬし、それが広報にも「求ム英雄」ということで出てますわね、3世代で載ってました。やはりそういうときには積極的に香美市が高知県内の先進役を果たすということで予算要望もされていくという、消防長の気概を見せていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

香美市の消防団員の定数につきましては、現在442名ということで議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、この定数は昭和53年度の定数がそのまま来ております。この間、人口につきましては当時3万5,000人余りであったものが現在2万8,000人程度かというふうになっておりまして、特に物部地区においては人口の減少が顕著となっております。こういった状況もありますので、今後定数につきましてもこの定数が適性であるかどうかといったところも検討する必要があるんじゃないかというふうに考えております。

また、費用弁償を現在は一律という形で支給をしておりますけれども、そのあたりにつきましても、例えば他市では時間単位で設定をしておるとか、消防団の内部の行事につきましても半額の支給であるとか、さまざまな支給の方法をしておるところがありま

すので、そういった面も含めまして、全体的に精査をしまして検討していきたいというふうを考えております。基本的には議員のおっしゃるように、消防団員さんの処遇の改善というのは必要と考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 改善していただくということで、改悪じゃなくて改善していただくという方向で、消防団の方々ともきれいに話をされて善処されることを望みますし、人口は確かに減っていても、先ほど言ったように空き家もふえてる中で、火災も先ほど私も言いましたけど13件、去年と同時期で言うたらふえてますよね。やはりこれというのは、そういう人が住まない状況であっても林野も含めて火災等はどこでどう起きるかもわからないという状況を物語っております。やはりそこに対して、先ほど消防長が言われたさまざまな考え方はあろうかとも思いますけど、やはり私は大事な側面ということで早急に検討を始めていただきたいと思います。最後の質問ですが、早急に検討をされるのかどうかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えいたします。

内部的にはいろいろと試算を行ったりも現在しておりますし、他市の情報も収集をして、いろいろと検討をしております。

先ほども申しましたように予算的な部分もありますので、一定政策的な判断ということにもなろうかと思っておりますので、今後検討、調整していきたいというふうには考えております。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時32分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で一般質問を一問一答方式で行います。

まず、安倍内閣の掲げる地方創生についてからです。地方創生関連2法が臨時議会で成立しました。日本創生会議は、2040年に20から39歳の若い女性の数が半減する自治体名を公表しました。新聞報道によれば、全国で最も高い人口減少率の群馬県の南牧村は、消滅の可能性がある自治体の筆頭に挙げられているとのこと。この自治体消滅論について、地方制度調査会の委員を歴任してきた大森 彌東大名誉教授は、全

国町村会報の中で市町村の最小人口規模が決まっていなくてもかかわらず、自治体消滅の可能性が高まるというが、人口が減少すればするほど市町村の存在価値が高まるから、消滅など起こらない。起こるとすれば自治体消滅という最悪の事態を想定したがゆえに人々の気持ちがなえてしまい、そのすきに乗じて撤退を不可避であると思わせ、人為的に市町村を消滅させようとする動きが出てくる場合があると看破しています。

自治体消滅論は地方に住む人々に諦めの気分を起こさせる効果があるのでしょうか。確かに地方において人口減少は加速しておりますが、そんなに簡単に自治体が消滅するとも思えませんし、地方の自治体が消滅すれば食料供給など都市部も危なくなってくると思います。自治体消滅論に対する市長の見解をまずお伺いいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 大岸議員の地方創生に関する質問についてお答えをしたいと思います。

このたびの自治体消滅論については全国に大きな衝撃をもたらしたことは事実でございますが、これが今議員が言われるように大森先生の例をとって、人為的に市町村を消滅させようとする動きが出てくる場合であるとういうご理解をされておるようでございますけれども、それは誰が何のためにそのようなことを意図として行うのか、私にはちょっと理解ができないところでありますけれども。消滅論とは言っておりますけれども、今議員も言われたように、この増田レポートには消滅の可能性があると言っているわけでありまして、衝撃やショックとして受けとめられることを期待した点はあったとしても、このまま何もしなかつたらそのような可能性があるということで、今女性の数の問題もありましたけれども、根拠を示して地方や関係者に対して警鐘を鳴らして、行動を促しているものというふうに理解をいたしておるところでございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 自治体消滅論につきまして市長から、人為的に市町村を消滅させようとする動きが出てくる場合、誰が何のためにというふうに理解ができないというご答弁であったわけですが。次の質問に移ります。

地方創生議論の中で、人口集中地区を拠点に移り住んでもらい、医療や教育、インフラを整え、それ以外の地域は開発しないコンパクト化が必要であるとか、財政窮乏化を論拠としまして、地方のですね。日本でもヨーロッパのようにコンパクトシティを実現して農山村集落から撤退を始めるべきだ、こういう主張があるわけですね。これは農山村集落がどうしてそんな状況に陥ったのかの原因にも留意をしない大変乱暴な議論であると思います。でも、一方で誰が何のためにと言うけれども、こういう農山村から撤退をしたらどうかという、そういう促すような動きがあるわけですね。そのことに私はちょっと危機感を覚えているわけです。

その全国町村会のほうも黙っておりませんで、農業・農村政策のあり方についての提言の中で、最近の農村志向の高まりを田園回帰と捉えた上で、農村の出生率の高さ、こ

これは東京は1.13ですが全国平均は1.43です。地方、農村に来るともう少し高いと思います。また、農村は再生エネルギーの宝庫であり、それを活用して農村の再生、復活を目指すべきであること、また、災害時のバックアップ機能も備えていることなどを挙げ、農村が果たしている役割を再評価し、都市と農村の共生社会を実現させることを提言をしております。現に都市部の大手企業の第一線で働いていた方たちが一家で田舎に移り住んだという例は多く聞かれます。本市にも東日本大震災の被災者の方々が何組か移住をして来られ、住まいをされております。これはバックアップ機能があるということではないかと思うのですが。

私は地方創生を言うのであれば、こういうコンパクト化して農村部から撤退とかいうのではなくて、まず一次産業の再生が地方にとって一番の要であること、また、ただ今の全国町村会の提唱のような農村が果たしている役割を再評価してというこの地方の生の声が政策として生かされてこそ、地方創生が真の意味でなし遂げられると思いますが、これについて市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 今、大岸議員のほうからは都市と農村は共生の方向であるべきではないかというお話でありましたが、それも私は1つ理だというふうに思いますし、コンパクトシティの構想に関しても、これは私はすぐれた提言だというふうに考えておるところでございます。

そもそもコンパクトシティに関しては、地方にダム機能を備えようということでありまして、東京一極集中をこれをどうしても阻止をしなきゃならない。そうなりますと、一定の規模の都市にコンパクトシティの機能を持たさせなければなりません。そして、それらのシティとあわせて周辺部ときちんと連携をとっていくということでございますので、何も地方を、中山間を切り捨てるというふうなことは言っていないわけでありまして。

このコンパクトシティの提案について、日本創生会議のお話でありますけれども、レポートの後そういうまとまった文章が8月に刊行されております。その中にはそういったことが明確に書かれておりますので、私はコンパクトシティもまた都市と農村の共生、これいづれもすぐれた提言だというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 市長のご見解をお伺いしましたけれども、コンパクトシティによって、私は地方の中でまた一極集中がそこに進むんじゃないかという危惧を持ちます。と言いますのは介護施設の議論、ある審議会の中で、中山間地の本当に介護業者が行けなくてなかなか介護を受けるのに大変だということからは、もう中心地にそういう機能を構えて、もう田舎に住んでおられる、山間地に住んでおられるお年寄りをここに呼び寄せたらどうかとかいうふうな議論もあったのですが、私はそこまで営々と不便な中を住まいされて、周りの田畑を耕してこられた方の気持ちはそんなに単純ではないと思いますので、このコンパクトシティ、それからあるいは農山村からの撤退という

議論にはとても抵抗を覚えました。

それともう1つ、この議論の中で、ヨーロッパのようにコンパクトシティを実現するという議論のようですが、ヨーロッパのほうのコンパクトシティというのは、むしろ都市部と農村がくっきり区別はされておりますけれども、このオイルショック以降、逆都市化と言われるように都市から農村への人口の還流が続いている、こういうふうな現象もあるということで、私はこれは日本でも同じようなことが起こっているのではないかと思います。これについて再度見解を伺います。

○議長（石川彰宏君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） コンパクトシティに関しては、さきに答弁をいたしましたようにもう少し詳しくその後お話もあっておりますので、全く切り離していく、中山間を切り離していくということではないというふうに私は理解をしています。

ただし、地方都市の県庁所在地だけの都市が残ればいいと、こういう発想に対して私は全く賛成はようしませんし、県知事もそのような立場であるというふうに確信をいたしております。

今、議員のほうから都市から農村のほうに人口が動いているヨーロッパのお話がありましたけれども、やはり人口が移動している根拠の中には、やはり所得の問題があるというふうに思います。2009年の国の調査によりますと、これは高知県と東京との比較でありますけれども、所得の格差におきまして、もう約2分の1の格差があるということであります。その格差が拡大をしていく中で人口が東京、都市部に集中をしていっております。これはもう決定的に数字がそのようになっておりますので、明らかに人口と所得との関係が切り離せないものだというふうに思っています。ですから、ヨーロッパにおけるそういった現象についても、やはり所得の問題から発生をしておる部分と、さらにやはり地方が見直される部分がありまして、そうした人生観も含めて変わっていくそういう文化的な問題もございますので、今後はこの人口減少化という社会の中で、私たちが今までかつて経験のしてなかったことをやっていかなきゃならないということで、かなり議論をしてやっていく必要があるかというふうに思います。

その中で、今後地方が生きていくためには、私はやはり人、人材、そして文化というところが非常にキーワードになっていくんではないかと思っています。1つ目には、帰ってこられる産業が地域になければならない。産業づくりをしなきゃいけない。2つ目には、帰ってくる人材をつくらなきゃならない。3つ目には、やはり住み続けたいと感じられる地域づくりをやっていく必要があるんだろうと思います。

1つ目のその産業につきましては、今、私どもも県もやっておりますように地産地消、外消、そういう外からの外貨を稼ぎ出すということ、そして地域でお金を循環させると、こういう形の経済を確立をしていかなければならないというふうに思っています。そのために、本市材を使つての住宅といったものも、そういった狙いの中でやっておるところでございます。

2つ目に帰ってくる人材づくり、これは香美市の価値と独自性に自信を持っていただく、誇りを持っていただくと、そういう人材を育むということが大事だというふうに思っています。今、教育委員会を中心に体験、地域のいろんな資源の体験をやっていただいております。まさにキャリア教育もその一環であります。家庭、学校、地域がやはり連携をして、こうして地域に誇りを持つ人材を育てていくということが大事だと思います。

そして、3つ目に、住み続けようと思えるような地域づくりをやっていくというところですね。やはり、子どもは香美市の憲章をつくりましたけれども、さらに地域づくり、まちづくりをやっていく上での基本的な考え方をまとめるということも大事だと。それは基本的な条例であるかもしれませんが、そういったコンセンサス、市民コンセンサスを得たものをつくっていくことが大事だというふうに思っております。そして、地域おこしや自治活動に頑張っておられる地域、人、これをやはりサポートしていくことが大事だと思います。行政のサポート、具体的には職員が大きく応援をしていくことが大事だと思います。補助金から補助人へ変わっていくという時代になってきたんじゃないかと。一人一人が本当に職員も地域を支えていくという立場に立ち切らなければ、これからのまちづくりはできていけない。人口減少化の時代にこうして生きれないというふうに確信をいたしております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 市長から大変ご丁寧なご答弁をいただきました。これからの地方は人と文化というのは、私もそのとおりであると思っております。市産材を使つての木造住宅につきましても、私は地域経済の活性化という点では非常に評価をされるものだと思います。以上申し述べましてこの質問は終わりにいたします。

次の質問に移ります。

2003年に地方自治法の一部改正があり、指定管理者制度が第244条の2の3にうたわれ、導入されてから10年が経過をしました。第244条の2の3では、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要であると認めるときは、条例に定めるところにより、指定管理者に管理を行わせることができるとなっております。これにより本市でも公の施設の指定管理が進んだわけですが、現状と課題はどうなっているのか、公の施設の原点を踏まえつつお聞きします。

公の施設は本来住民の福祉を増進することが目的です。当然ですが、施設本来の目的は、特定業者が収益を上げることではありません。2003年、地方自治法の一部改正によりまして、公の施設の管理者は自治体出資法人等への限定が外れ、営利法人にも可能となりました。指定管理者の指定は期間を定めて行い、指定しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経ることになっています。また、毎年度終了後の事業報告書の作成、提出を要し、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができます。また、地方自治体として管理者の報告を求め、管理者に調査や指示、指定取り消しや業務停止

もできるとなっています。この間、全国的には指定管理をした公の施設で、死亡事故があつたり、行政と事業者の間で不適切な接触があつたり、職員給与の滞納、解雇問題が発生をしたりしています。本市でのこの間の指定管理はどうだったでしょうか。見直しをかけなければいけない面もあるのではないかと。現状と課題について以下お聞きをいたします。

まず、①の質問ですが、本市の公の施設の数と指定管理者制度を導入している数、施設名、指定管理者の種別はどうなっているのでしょうか。資料をお願いをしておりましたので、その説明も含めご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、大岸議員の指定管理者制度の運用についてのご質問にお答えいたします。

まず①ですが、質問の通告を受けまして、私のほうでわかる範囲で調べた結果、別紙の資料のとおりとなっております。本市の公の施設の数には162カ所で、そのうち指定管理者制度を導入している数は39カ所でございます。施設名は、やなせたかし記念館や別府森林総合利用施設、情報発信交流施設などがあり、指定管理者の種別は社会福祉法人や株式会社、地元自治会などがあります。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ちょっと確認でございますけれども、指定管理者制度を導入している数が39で、今わかる範囲でとおっしゃって22カ所がここに列記を資料にされておりますが、この公会堂・集会所・コミュニティセンター、これは複数カ所をこのように1つにまとめたと考えてよろしいですか。これはもうこれで39カ所として網羅をされております、それでよろしいですか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） はい。ご指摘のとおりでございます。公会堂・集会所・コミュニティセンター、そのほかに児童クラブとか、それから公園キャンプ場等については、複数の施設が含まれておるといふふうに理解していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

こうした施設につきまして、指定管理をする際、どういう基準で行っておりますか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 指定管理をする際の基準につきましては、施設の平等が確保されること、施設の効用を最大限に発揮するものであり、施設の管理に要する経費の縮減が図られるものであること、事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資格その他の経営の規模及び状況を有をしていることなどがあります。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それは、本市が指定管理をする場合にこれが統一基準であると考えてよろしいでしょうか。議会に指定管理の条例が出てきますときに、指定管理者の住所と氏名、それから期間等は記入はされておりますけれども、例えばこの効用であるとか、経費の縮減であるとか、人員がどうであるとかいうふうなその細かな協定の内容につきましては載ってこないんですね。ですのでわかりにくいものですから、ちょっとお聞きをいたしました。

それで、今課長が担当課ということで所管課ということでお答えになってますけれども、各課それぞれに別々に指定管理を各課の独自の判断で行われておりますね。その各課のほうも今課長がおっしゃったような統一基準でもって指定管理をするということでよろしいでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 各施設については所管課が違いますが、その指定管理に出すときの基準については同一基準でやっているものと思っております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 少し別の観点からお聞きしたいのですが、公の施設でございますので、地方自治法にもありますように、あくまでも住民の福祉の向上に役立つこと、それから、施設の使用については差別的扱いをしてはならないこと、利用については拒否は正当な理由なくしてはいけないことというのがあると思うんですが、大前提として。それで、例えばあんまり利用料が高額になりますと市民のほうはとても利用しにくい、それで福祉の向上、増進からちょっと遠ざかる場合があるかと思うんですが、こういうコミュニティセンターなどの料金の設定の仕方は、これは丸々指定管理者の独自の判断で行ってますか。それとも、上限は公の施設であるからこれぐらいにとどめなさいというふうな指導は、担当課のほうからされることはないのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） はい。利用料についての認識なんですけれども、これはその指定管理者が経営努力をするという意味で、一定自由に設定できることは定められております。しかしながら、全部自由かといったらそうではありません。上限、下限についてはその規定の中で運用するということになっておりますので、そのあたりについては指導がいつているものというふうに思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。③です。

公の施設の維持管理で、直営の場合は人的経費と物的経費の2層になりますが、指定管理者制度にした場合、基本的な問題点として人的経費と物的経費の上に委託先の利益

が上乘せされ3層になります。経費のパイは指定管理されますとやや小さくなりますので、受託した団体等が利益を最優先にしますと住民サービスの質が落ちたり、施設の点検等が行き届かず事故が発生したり、人件費の圧迫につながったりします。経費のパイを大きくすると、指定管理の意味がなくなってしまう。

社会福祉の分野では、全国社会福祉協議会が経費削減が最優先されてサービス面の内容がおろそかにされていると指摘をしました。図書館につきましては、社団法人日本図書館協会が住民の視点で考えると、図書館の有効な達成にとって事業の継続性と発展性を確保することが重要で、公立図書館に指定管理者制度を適用することには制度的な矛盾があるとしています。また、日本学術会議は博物館において、文化芸術の面では平山郁夫氏ら38名の文化人が、効率性追求による文化芸術の衰退を危惧するという共同声明を出しております。

そこでお聞きしますが、こうした問題点や各界からの指摘も受けまして、総務省は通達より指定管理者制度の運用の改善を提言をしております。地方自治法の通知内容より、この指定管理者の運用の改善を提言するに至った背景なども詳しくその改訂版の地方自治法の本に載っておりますけれども、本市で指定管理をされております施設の次の点での現状認識をお伺いします。

まず、ア、公共サービスの水準の確保という要請が満たされているでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） はい。香美市の公の施設という前提でのお答えをさせていただきます。

公共サービスの水準の確保ということでは、それぞれの施設の設置目的を達成するために、運営していく上で最も適した提供者を指定していると考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 全ての指定管理施設で公共サービスの水準の確保はなされておるとい、こういう認識ですね。

それでは、次の質問に移ります。

イ、住民の安全確保への配慮、体制はとれているでしょうか。事故、問題等が発生したときのリスク分担、損害賠償保険の加入等についてはどのようになっておりますか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） はい。住民の安全確保に配慮するとともに、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担、損害賠償責任保険等の加入に関する事項につきましては、協定書に必要な応じて記載すべきだと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今協定を結んでおりますその指定管理の施設の中で、この損害賠償の加入、そしてまたリスクの分担等につきまして、協定上にうたわれている施設がございますか。

- 議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。
- 総務課長（山崎泰広君） はい。それぞれに記載をしていると思いますが、把握している段階では、損害賠償責任保険につきましてははやなせたかし記念館、それから、リスク分担を明確にしているのは、物部歯科診療所とか大栃診療所の協定の中に明確に記載されております。
- 以上です。
- 議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。
- 14番（大岸眞弓君） 関連でお伺いしたいのですが、児童クラブの施設につきましてはリスク分担、それから損害賠償責任保険等の加入についてはどのようなになってるんですか、協定書の中にうたわれておりますか。
- 議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。
- 教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 大岸議員の質問にお答えします。
- まず、協定書の中にはうたわれてはおりません（後日「協定書に記載されている」と訂正あり）。ただ、指定管理の際に確認をさせていただいております。
- 以上です。
- 議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。
- 14番（大岸眞弓君） その協定書に記入の必要はないのでしょうか。
- 議長（石川彰宏君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。
- 教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。今までの経過の中で今年につきまして1年の協定ですので、以前のそのままの協定をしてきておったという事実がありますので、今後の見直しということで改めて、それと、現在議員もご存じのように子ども子育ての見直し時期になっておりますので、その中で再検討をさせていただいて、新たな改善という形をとっていきたいと考えております。
- 議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。
- 14番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。ウです。
- 労働法令の遵守につきましては、指定管理者の選定や協定を結ぶ際に雇用、労働条件が提示をされておりますか。
- 議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。
- 総務課長（山崎泰広君） はい。本市の施設の特徴から労働法令の遵守や雇用・労働条件への配慮については、選定時に示さず、協定書等にも記載してない状況でございます。
- 議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。
- 14番（大岸眞弓君） これはやはり規定をされるべき、協定として記入されるべきではないでしょうか。
- 議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。
- 総務課長（山崎泰広君） 記入するというのとは一番ベストな選択だと思いますが、

それに至るまでの協議事項の中で確認したらいいことではないかというふうには思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 指定管理とは言いましても公の施設でございますので、ここで働いている方がどういう働き方になっていくのか、これは大変重要なことであると思います。最近、ブラック企業とか、ブラックバイトとか称される働く人の人権を無視した無法な働かせ方が横行しております。そして社会問題となっております。官製ワーキングプアという言葉が出ておりますように、それを生まないように労働法令の遵守を協定の中に入たい込むことがぜひ要るのではないのでしょうか。総務省の通達の中にも指定管理者が労働法令を遵守することは当然であるとなっております。受託した指定管理者が利益を優先する余り、人件費を抑制するような協定であってはならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） はい。認識としてはそのとおりだと思います。しかしながら、本市の公の施設の特徴で、労働者を雇用して運営するという施設が少のうございます。その少ないところについては守られているものだというふうに思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 少ないところについては守られているものだというご答弁でございましたが、守られているということを確認をしていただけますか、今後。守られていなければそのように指導ができますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 守られてなければどうかというご質問ですけれども、そこを守る指定管理者を選定してるというふうに僕は認識しております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 課長のおっしゃることももっともかと思いますが、やはり1年、2年と経過していくうちに運用状況も変わってもきますでしょうし、さっき申しましたように、直営であれば二層のその経費が三層になっていくために、これは基本的な指定管理者制度の問題なわけですけれども、そこが指定管理がいいように働かないで悪いように働いてしまうということがないように、これにつきましてはなお確認を、守られていることは大前提とおっしゃいましたけれども、これはやはり確認をしていただきたい。これを申し上げまして次の質問に移ります。

さっき申しましたこの通達につきまして当時の片山総務大臣は、閣議後の記者会見で指定管理者制度が今日までの自治体のこの制度の利用状況を見てみると、コストカットのツールとして使ってきた嫌いがある。本来、指定管理になじまないような施設についてまで指定管理の波が押し寄せている。結果として官製ワーキングプアを生み出してしまったという自覚と反省が必要であろうと述べています。

この指摘を踏まえまして、運用する上において次の点をお聞きします。①です。

管理者の満たすべき基準を満たす。これは指定管理者になった側に対してでございますけれども、指定管理者の受託する仕事というものは、普通の公共工事のような入札とは違うんだということはきちんと理解をできているかということでございますけれども、そのことを確認をした上での指定管理の協定を結んでいるかどうかということです。これについていかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 選定基準につきましては、設置条例に住民の平等な利用が確保されること、施設の設置目的に照らし、施設の効用を最大限に発揮するとともに市費の縮減が図られるものであることなどを規定しております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） これまでの指定管理の質問の中で今感じましたことは、やはりこれはチェックが全体に行き届いていくべきであろうと、それを感じました。そのことを申し上げまして次の質問に移ります。②です。

期間の定めは公共的団体は長期とする。これは余り管理者がたびたび変わるとよくない施設があると思っておりますが、どうでしょうか。例えば昨日の同僚議員の質問の中でこづみの質問がございましたけれども、やはり指定管理を受けた側のその職員としてのノウハウの蓄積ですね、そういうものが必要なところは長期がいいのではないかという、これは指摘でございます。それがなかなか折り合いがつかないということで難航をしているようでございますけれども、こういうところはやはり長期とするべきではないか、これについてのご見解をお願いします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） はい。指定期間に関する定めは条例上明記されていないわけですが、指定管理者が安定して運営するためには、ある程度長期間が必要だと認識しております。一般的には3年から5年とすることが多いと思います。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。③です。

委託料は住民サービスの質と担い手の処遇を保障できる水準にすること。これについてはいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 指定管理料は設置者である市と指定管理者間で十分協議して決定されるべきだと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） これは当初こういう水準で協定をしまして、3年間なら3年間の指定管理をして、途中でその金額で合わなくなったというときに増額したりとかいうふうなことがあるわけですが、あんまり好ましくないと思うんですね。こういう質

と担い手の処遇が保障できる水準というのはよくよくやっぱり協議をして、途中で赤字補填の指定管理費が出るなんていうことは指定管理制度からしても私は好ましくないと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 議員お見込みのとおりだと私も思います。中には10年間とかいう長期間を設定する施設もあろうかと思えますけれども、先ほど言いましたように世の中の状況なんかが変わりますので、それほどの長期間というのは余り好ましくはないのではないかとこのところ、一般的には3年から5年というパターンが多いように思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。④です。

情報公開、個人情報保護、住民参加を保障する。これは当然のことかもしれませんが、これについてはどうでしょうか。十分に守られておりますでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） はい。香美市の条例の規定にのっとって行うべきと考えておりますので、十分図られているものだと思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） この指定管理者制度というのは、ちょっと運用によってはマイナスに働く面もあつたりするんですが、すごくプラス面に考えたときに、住民参加、住民団体にも機会が与えられることによって起業支援にもなる。そういう意味で今後は香美市は余り公募というのもないわけですが、それにふさわしければそういうことで雇用の場を提供していく、起業をしていく、こういう考え方もあろうかと思えますが、この点につきまして、今現在余り公募というのはございませんので、それについてのお考えをお聞きします。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） はい。香美市の公の施設は公募になじまない施設が多いんじゃないかというふうに思っています。中には公募したらいいようなケースも出てくるんじゃないかと思っておりますので、今後それにふさわしい施設等が出てきましたら、それも積極的に考えていきたいというふうに思います。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。⑤です。

問題の発生時には指定を取り消す。事故ばかりでなく不正が発生する場合も他県では発生をしておりますし、そういうことも含まれていると思えますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） はい。現在でも条例及び協定書で、禁止事項に該当した場合は指定を取り消すことができる条項を盛り込んでおります。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。⑥です。

雇用問題防止のため、賃金単価基準等を設ける。働き手が生活していけるだけの賃金であること。少なくとも最低賃金を下回ることなどがあってはならないと考えますがいかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） このことにつきましては、指定管理者が定めるべき事項であるという認識でございます。そこまで踏み込むべきではないと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 通常の民間会社であるとそれは市が口出しするべきものではないかもしれませんが、公の施設の管理を直営でやっているところを指定管理、委託するわけですので、この点についてもやはり全然かかわらないというようなことでは私はいけないと思うんですが、仕事の質の確保の上でもですね。再度このことにつきましては、今の立場をちょっともう一步踏み越えてやはり高見をしていくと、これが要るのではないのでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 設置者の市と指定管理者の間には、先ほども申しましたが指定管理料の設定なんかのときにそういったことも協議ができるのではないかとこのふうには考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 協定の中で職員の賃金は十分保障できるだけの額のことを協定額としていると、こういうことの理解でよろしいですか。

（総務課長、山崎泰広君、自席にてうなづく）

○14番（大岸眞弓君） 今も私途中で申しましたけども、この質問でやはり長期、3年、5年、今現在2つか3つの団体は議員協議会で説明が詳しくございますけれども、そのほかはなかなか議会としても目にとまらないわけです。やはりでも公の施設、そして税金が投入されますので、議会ももう少し積極的にこれについては見守っていかねばいけないと思いますが、もし議会が請求しましたら情報公開を、これは質問ではありませんけれども情報公開をしていただけること、それから、やはり担当課のほうで総合的にうまくいっているかどうかは、常日ごろチェックが要ると思います。このことを申し上げまして、国保の問題に移ります。①です。

全国知事会は6月2日国民健康保険制度の財政基盤強化についてとの要望書を出しました。全国知事会は、国に対して国保被保険者の負担が限界に近づいていることを認識し、追加国費の規模も含めた抜本的な財政基盤強化の具体策を一刻も早く提示するよう求め、構造的問題解決の道筋が示されない場合は国との協議から離脱すると表明しています。

構造上の問題につきましては、私はこれまで何度か質問に取り上げてまいりました。まず、お配りしております資料の①をごらんください。

これは1枚目の国保加入者の特徴というところがございしますが、その図表11ですが、平成21年度国保加入世帯主の職業別世帯数割合が示されております。全世帯の約40%が無職者、退職世帯は退職をしておりますから47.4%が無職者です。約半数です。次に割合が高いのは被用者ですが、被用者とは職につきながら何らかの理由で被用者の社会保険の医療保険に入れていない人のことです。その数が約35%です。あと自営業者、その他の職業、農林水産業と続いております。

2012年1月に開かれた国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議では、国保加入者1人当たりの平均所得は91万円となっております。所得と総収入はもちろん違うわけですが、推計としまして健保組合は平均所得が195万円であることが明らかにされています。

その隣の図表13を見てください。平成22年度国保加入世帯所得分布を示した表ですが、所得なしが25.6%、100万円未満が24.2%です。所得が低いということは当然法定軽減の対象になりますので、国保税または国保料の額も低くなり、国保会計も厳しくなります。これは構造上の問題の1つです。

次に2枚目の資料をめくってください。その裏側です。2枚目と言いましたが②です。

これは本市の平成25年度の国保特別会計の決算の状況ですが、下の端の欄、軽減世帯のところを見てください。国保加入4,955世帯のうち何らかの法定軽減を受けている世帯は、合計で2,971と約6割を占めています。その中でも7割軽減が非常に多いわけです。構造上のもう1つの問題として、国保加入者は被用者保険に比べ年齢層が高く医療費水準が高いこと、これは保険給付費を押し上げますので国保税にはね返ってきます。所得が総じて低い上に保険給付費は高いので、加入者にとっては負担が重くなるのは当然で、その負担が限界に近づいているというのが全国知事会の認識です。こうした構造上の問題は1961年に国民皆保険制度としてスタートした時点からありました。なぜなら、他の医療保険に加入できない人が対象ですので、当初から保険料だけでは運営できない制度との認識で国費を45%投入と、定率45%と定めて発足したのです。それが1984年の国保法の改定、あと後々続いていく法改定で国の負担は現在25%程度にまで減少し、被保険者の負担がふえてきたところであります。

以上述べてお聞きをいたします。担当課としては国保加入者の負担の状況とこの負担が限界であるとの認識があるかどうかと、構造上の問題についてどのように認識をされているでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 大岸議員の国保加入者の負担の現状と国保の持つ構造上の問題についての認識という問いにお答えさせていただきます。

負担でございしますが、平均保険料を加入者1人当たり平均所得で除して求められる保

険料負担率では、平成21年度の平均数字から算出されたもので、市町村国保で9.1%となっています。平成23年度は9.7%、平成24年度では9.9%と負担率は高くなってきております。

また、国保の構造上の問題につきましては、先ほど議員さんのほうからご指摘がありましたように、国保はかつて農林漁業者や自営業者が主な加入者でありましたが、国民皆保険ということで、現在は他の保険制度に当てはまらない人が多く加入する保険となっております。そのため、年金生活者、失業者、非正規労働者などが多くを占めております。このことによりまして、国保は被保険者の年齢構成が高いということは医療水準も高い、所得水準が低い、保険料の負担が重いなど、国保特有の構造の起因する問題を抱えております。このような構造上の問題については、保険者、市等の責によらないところの問題であって、低所得者対策や公費負担の拡充等、国が解決に向けて積極的に取り組んでいただくほかはないと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 国保加入者の負担、そして構造上の問題につきましては課長と見解が一致をほぼしたと思います。本当に負担率が重いです。そして、それは保険者の責にはなるべきものではないと私もそのように考えておりますし、当然のことながら、被保険者の責に負うべきものでもないと思います。そのように申し上げまして、次②の質問に移ります。

2015年度、来年から保険財政共同安定化事業の1円化が始まります。これは市町村国保が都道府県の国保連合会の基金に拠出して交付される市町村の助け合い事業です。

資料の③を見てください。国保財政の入りと出を表にしたものでございます。米印をしてある側の真ん中あたり、この米印がちょっと位置がずれてももう少し上のほうに行きまして、保険財政共同安定化事業、米印1、このところに印が行くのでございますけれども、この事業です。

この図のように、そこに説明書きがございますが、現在はレセプト1件30万円以上80万円未満、80万円以上はまた別に制度があるわけですが、その保険給付費が対象ですが、来年度からここが1円からに拡大をされるのですね。これによりまして、保険給付費が都道府県単位化したということになっていきます。都道府県化の前段ということでしょうか。共同安定化事業1円化と言われます。対象となる保険給付費が1円からになりますと事業規模が3倍になると言われていますが、大阪府の国保広域化等支援方針策定研究会ワーキンググループの事業1円化のシミュレーションによれば、大規模自治体の大阪市に他の市町村から出された拠出金のほとんどが交付をされるようになるということです。

そこでお聞きします。予算編成の時期となっておりますが、この事業への本市の拠出金はもう決定をしておりますか。制度上のシミュレーションからいけば小規模自治体や保険料の安い自治体は超過拠出となり、結果保険税の引き上げという高額平準化がなさ

れていくと思うのですが、本市の場合、抛出超過になるおそれがあるのではないかとお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

平成27年度の抛出金につきましては、概算額が出ておりまして、8億2,510万6,142円となる予定です。事業規模はこれによりまして、香美市にとりましては約2.2倍になります。

それと、県が作成しました保険財政共同安定化事業のシミュレーションによりまして、香美市では現在も抛出超過の団体ではございますが、いろいろシミュレーションをした中で、どこが一番全体として金額が低いかというシミュレーションの中で決まっております。現在と同じく超過にはなりますが、これによりまして超過額は香美市では減る見込みとなっております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 都市部のある小規模団体の保険課長が、来年度から共同事業で大幅な抛出超過になるので保険料の値上げは避けられないと発言したそうですが、今課長にお聞きをしましたら超過団体にはならないと、以前よりも安い抛出金になると、こういう捉え方でよろしいですか。

それと済みません。もう1点、この③の図を見ながらお聞きいただきたいのですが、保険財政共同安定化事業、これが2.2倍になるんですね、ここの枠が。そうしますと、この図がどのようになっていきますか。保険料はこのままですか。どっか枠が大きくなったらどっかが小さくなると思うんですが、どういうふうな構図になっていきますか、この図で行きましたら。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 抛出につきましては現在も抛出超過の団体でございますが、このシミュレーションによりまして、この共同安定化1円以上になったときには超過団体には間違いのないと思いますが、その超過額は減る見込みと、抛出額は減る見込みということです。

それと、共同安定化事業につきましては、この抛出金というのはプールをする額でございます。ここの図の中にははまっておりますが一旦別に医療費の計算からプールをすると、プールをしてこの50という被保険者のところに交付金として戻ってくるというようなたてりになるので、ここの中には入ってますけどここがすごく膨らんでくるとかいうものでなくて、こっちの50%のほうに入っておるという認識でいいかと思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 1円化によって抛出超過にはならないと、今現在でも超過しておるのでとこういうこと、捉まえ方でいいですかね。

（市民保険課長、高橋由美君、自席にてうなづく）

○14番（大岸眞弓君） はい。わかりました。次の質問に移ります。③です。

事業1円化により、保険給付費全体が都道府県単位での助け合い事業となるために、自治体単位で不要不急の支出のための基金は準備する必要がなくなります。このことは昨年12月の大阪社会保障推進協議会との話し合いで厚生労働省が基金については地方自治法に基づいて各市町村が独自に積み上げているもので、ご指摘のとおり2,800億円あり、都道府県移行に伴い宙に浮くのご指摘はごもっともであると述べております。厚生労働省が認めております。

資料の④を見ていただきたいですが、この発言を裏づけます資料としまして、右側の表4をごらんください。全国の都道府県の国保基金の状況です。丸印をしているのが高知県です。これは国民健康保険事業年報をもとに作成をしておりますが、市町村レベルでも赤字の自治体は2012年度に全体の8%、都道府県レベルでは赤字の県はありますが、全体における影響は少ないとしています。ここで言えることは、国の国保財政は全般的に後期高齢者医療制度などの導入によりまして前期高齢者の交付金がふえるとかいうふうな現状がございまして、2008年度から安定をしてくれています。不要不急の備えとしての基金は来年度以降準備する必要はなくなるとは思いますが、いかがでしょうか。また、本市の基金は資料④の左側、横になってますが、平成25年度末で減りましたけれども、まだ県下で一番多い約3億1,200万円、これはどうなっていますでしょうか、お尋ねをします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 保険財政共同安定化事業の1円化によりまして、対象経費が全医療費に拡大されることとなりますが、これは市町村間にある医療費や保険料の格差をできるだけ少なくするというもので、県を単位として調整をするもので、共同安定化事業の仕組み自体が変わるものではありません。そのため、今までと同様に医療費の給付に要した実費が全部入ってくるわけではありません。その仕組みにつきましては、また市町村間の所得格差が反映されないものと高知県ではなっており、基金についても今回の全医療費に拡大されることのみで、今の段階で不要になるものではないと考えております。急な医療費増大から生じる経費に対応するために現段階では必要なものと考えております。

宙に浮くというご発言があるわけですが、これについては都道府県単位化になったときに、保険料が単一化をされるとかそういうことになった場合、都道府県単位化になった場合には各自治体保険者の基金は不要不急になると言えるとは思いますが、ただ、基金が残っておればそれを市町村に残るような事業に費やしていくことにはなるとは思いますけれども、その宙に浮くというのは、多分都道府県単位化の暁のことだと思われま

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。④です。

基金につきましてはまた後の質問で触れたいと思います。市町村国保は大変だから2017年度までに都道府県単位化する方向が打ち出されました。全国知事会は紹介したように、国保の構造上の問題が解決しない限り保険者にはならないとくぎを刺しております。2014年の2月から8月までの間、月1回のペースで国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議事務レベルワーキンググループが開かれてきました。この協議の中間整理が発表されているところですが、国保が都道府県単位になると運営は市町村から県に移ります。これまで市町村が保険料を算出して加入者から徴収をしていましたが、それを県が市町村単位でやるようになり、市町村は県の決めた分賦金を納めるようになります。市町村はこの分賦金を100%上納しなければなりません。収納率が低いところ、つまり90%であると仮定しますと、10%分多い賦課総額にして保険料を計算するようになると思いますが、それであると現在よりも保険料が上がるのは必至です。今超過団体ではないと言いましたので、その辺は微妙なところですが。それ以外でやろうとしましたら、一般会計の法定外繰り入れか県の創設する基金から借り入れるしかなくなってまいります。基金から借りれば返済分を次年度の保険料に上乗せしなければならなくなり、保険料値上げしかなくなります。結局のところ、市町村がかぶるか被保険者がかぶるかしかなくなってきます。また、保険料が県で一本化されれば、必然的に高額平準化となっていくと思います。これにより本市の国保税の引き上げは必至かと思えます。以上述べてお聞きします。

さきに述べましたワーキンググループの協議におきまして、メンバーの栃木県知事は、国保を協会健保並みの保険料率まで引き下げるには約1兆円が必要だと明言しております。ですので、財政基盤の必要性を強く訴えています。このようなことから考えますと、都道府県単位化では財政問題の解決にはならないと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 現在、市町村によって保険料の算定方式が異なります。また、保険料の上限を抑制するために一般会計からの繰り入れを行っている市町村があること等の要因によって、市町村間で格差が生じております。単に都道府県化になっただけでは財政問題の解決にはつながらないと考えております。

現在、ワーキンググループ等の結論から国のほうに要望していることと一緒にございますけれども、現在、国に要望している1,700億円の保険者の支援制度の拡充、それからこれはいろいろ反対もございますけれども、後期高齢者支援金の全面総合報酬割の導入で生じます財源の国保への優先活用など、国保の構造問題の具体策が国によって実行されない限り、何らかのそういう財源が入らない限り、都道府県化になっても財政問題の解決には直にはつながっていかないものと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） この件では課長と認識が一致しました。今課長がご答弁くださいました中に、約束をしている1,700億円も現在全額入っておりません。50

0 億円ですね。この 500 億円でも導入がありまして、かなり負担軽減には役立っているとそういう現象があることが聞かれます。

今、課長が言われましたように、国保のこの構造的な諸問題を解決するには、国の負担を国保開始当初のように給付費でなく医療費総額の 45% 定率、これに戻すことであると思います。また、都道府県単位化、実務的にも大変出入りの激しい市町村の国保を県で一本化するのには本当に無理な話だと思いますが、この件、課長はどのようにお考えですか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 都道府県単位化になれば、県もまだこれがどういうふうな形で進むかということも示されてはおりませんが、大変な事務量になると思いますし、それから、いろいろ市町村のその分賦金を決めるに当たっても調整等がかなり大変だとは考えております。

○議長（石川彰宏君） 14 番、大岸眞弓君。

○14 番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。⑤です。

平成 25 年度決算において、前年度に比べまして保険給付費が 7,300 万円余り伸びています。レセプトの分析をされているのでしょうか。分析結果と医療費抑制に効果的な保険事業の取り組みをどのように検討されているか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） レセプトの分析でございますけれども、平成 24 年が非常に医療費が低かったもので、ここに書かれております平成 25 年度の給付費が伸びておるといってご指摘でございます。このレセプトの分析につきましては、従来データが物すごい膨大なために十分なデータ分析というのはできませんでした。しかし、今年度より国保データベースシステムと、いわゆる K D B システムというシステムが使用できることになりまして、レセプトデータから必要なデータを詳細に分析することが可能となりました。それが実際うちのところに導入をされましたのが先月ぐらいから、導入はもうちょっと早かったんですけど稼働できるのが先月ぐらいからでして、現在状況を把握するために K D B システムを使ってレセプト分析を始めたところでございます。

それと、平成 27 年度に K D B システムから得られる健康医療情報等を活用して、さらに詳細な分析を行った上で立てるとされておりますデータヘルス計画を来年度立てる必要がございます。この策定をすることによりまして、その中でもそれを利用した情報で、被保険者のその健康課題の状況、受診状況、医療状況に即した効果的、効率的な保険事業に取り組んでいくことが可能になると思いますし、そういう方向で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14 番、大岸眞弓君。

○14 番（大岸眞弓君） 詳細なデータが出ましたら、ぜひともこれを効果的な保険事業に生かしていただきたいと思います。

保険給付費が高くなる理由はやはり医療のかかる人が多いこと、医療機関が多いことや高度先進医療の発展も結果として医療費を押し上げます。本市の場合、構成年齢の影響も考えられると思います。ただ、構成年齢につきましては自然増ですよ。高度先進医療の発展は、昔であれば助からなかった病気が医療の力で助かるようになったということであり、これは憂うというよりはむしろ喜ばしいことだと私は捉えたほうが良いと思います。

保険給付費を下げるためには健診や保健指導などが有効な手だてです。それはもちろん課長もよくおわかりと思いますが、そのためにクレアチニンの検査を追加するとか、いろいろな手だてを講じてまいられました。

都市部のある自治体では、がん検診、特定健診が全て本人負担なし、集団健診でも個別健診でも特定健診が始まる前の住民健診と同じ内容を取り入れている。今現在特定健診、メタボに着目した健診ですけれども前の住民健診も取り入れていると、特定健診の際にがん検診も同時に受けられるようにしていること、住民に個別で無料チケットを送っていたため習慣化できていることなどが理由として挙げられているそうです。

香美市でも無料チケットを送ってきてくれるのでうれしいのですが、時間的に私は行けたことがないんですけども、以前の健診、特定健診が始まる前の健診とセット、こういう取り組みにつきましてはお考えにならないでしょうか。取り入れてはどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 大岸さん、⑥へ移ってるのがですか。

○14番（大岸眞弓君） 済みません。今のは⑤の質問の再質問です。構いませんか。⑤の質問の再質問です。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 健診につきましては、無料化っていうのが非常に効果を発しているというのは承知をしておりますので、そういう方向で行くということが効果を発揮すると思います。

それから、特定健診とがん検診のセットとかいうことも今までも取り組んでいる状況もございしますが、また、そういう部分をより充実をさせていくようにしていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 資料の引用を間違えまして大変失礼しました。混乱しました。次の質問に移ります。⑥に行きます。

早期発見、早期治療は何よりの医療予防であり、保険給付費に直接反映されます。医療が必要なときためらいなく病院に行けるように資格証の交付は見直されるべきではないでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 資格証明書の交付の見直しをということでございま

すが、資格証明書の交付につきましては、香美市の国民健康保険者資格者証の交付要綱に基づいて現在交付をしております。被保険者間の負担の公平を図る観点からも、資格証明書の交付ということはやむを得ないことだと考えております。資格証明書や短期証とかになりそうな状況の方には、新年度の保険証を送付する2カ月ぐらい前に文書を送付をいたしまして、特別な事情がないかお聞きするようにしております、できるだけ資格証明書に至らないようにしていく努力はしておるところです。また、資格証明書を交付した方で受診しなければ重症化につながっていくような場合は、ご相談にはよりませんが、短期証を交付をし保険診療をしていただいているところでございます。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 負担の公平のためにやむを得ないというご答弁で、恐らくそうだろうとは思ったんですが。資格証の発行が導入されましたのが1986年、これは資格証を発行することができるものとするでした、出発点が。ところが、2000年に義務化をされたんですね。国保税を払えない方が病院の窓口で10割払えるはずがありません。保険証が切れて治療が中断し、病気が重症化したという方の相談を受けたことがあります。今年6月時点での164世帯の資格証保持世帯の状況などつかんでいきますか。厚生労働省の通達で以前議会でも申しましたが、機械的な運用を行うことなく、特別な事情の有無を把握を適切に行うこととなっております。資格証が交付されることについて滞納者が理解することなく行うことがないよう、可能な限り文書だけでなく、電話督促、戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図ること、実態把握に努めることということですが、こういう業務が窓口できちんと行われておりますか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 窓口業務の中では、できるだけご相談の方には保険診療につながっていただけるようにご相談に応じて、そういうつながっていくようなことができるような相談体制をとっております。

それと、文書だけでなくいろんな戸別のということですが、その文書とかも一応ご相談がなかなかできない方についても、そういう文書でも回答もできますし、直接ご相談もいただくこともできます。

それと、今現在戸別ということにはなかなかつながってはいってないのでございますけれども、文書の中でご相談をしていただけるような形で、それと新規にやはり新しい滞納者を生まないような形で、できるだけその時点でのご相談ができるように、注意ができるような形は今後考えていきたいと思っております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） ぜひとも文書だけでなく、この厚生労働省の通達のようにきめの細かな事務をされるように再度要望するところです。負担の公平性を言うのであれば、保険税の賦課の仕方が公平かどうか問われるのではないのでしょうか。例えば国保の均等割ですが、これは定額ですので加入者一人一人に賦課されます。子どもが多い

ほど税総額が高くなります。被用者保険にはそのような仕組みはありません。それから、所得200万円未満は税率が11から14%ですが、1,500万円以上が4%です。国保税は医療費分と介護、後期高齢者支援金が合算されていますので、ゼロ歳の赤ちゃんからも後期高齢者支援分が徴収されているわけです。こうした税制の不公平を正すことが先ではないでしょうか。資格証の取り扱いにつきましては、こうしたことも加味いたしまして、さらに丁寧な相談に応じて、最終手段として事務を取り扱われますように求めるわけですが、この負担の公平性、そして保険税のあり方、これも国保の構造上の問題ということになるのかもしれませんが、この賦課の仕方の公平性については課長はどんなご認識をお持ちでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 税につきましては応能割と応益割ということで50、50とかいうようなことで今現在算定をしております。均等割とかでございますけれども、県下の市町村の平均から見まして、この税の中では医療費と後期高齢者と介護と3つに分かれるわけですが、その均等割につきましては、県下の市の平均でございますけど、その中では一応平均よりは全て下回っております。その決め方というのがいろいろあるかと思っておりますけれども、基本はその応益割、応能割の50、50というところで、それと、その均等割については県下の市の平均よりは下回っておる状況で現在賦課をされております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 県下の中では低いほうだと課長はおっしゃいましたけれども、所得全体も県下的にも低いということが言えるのではないかと思います、そのあたりも勘案されなければいけないと思います。

以上申し上げまして次の質問に移ります。⑦です。

被保険者の負担軽減のために法定減免のほかに条例減免がありますが、本市の平成25年度の適用実績を伺います。また、拡充の必要性についても見解をお聞きをいたします。

この条例の取扱要綱を見ますと、表がございますけれども、本市の場合は所得の減少が5割以上6割未満が上限ですね。

ここで資料の⑤を見ていただきたいのですが、四条畷市の場合の条例減免の内容ですが、見ていただきますと所得減少20%以上に適用、生活困窮、これは災害などの突発事項がなくても生活困窮にも適用されます。それから、見ていただいたらわかるんですが、住宅ローンの返済中であることも要件の中に入れていると。こういうことも市の判断でできるわけがございますので、国保加入者の約6割が7割軽減というふうな状況の中で、こうした条例減免の内容、もう少し範囲を拡充することはできないかお尋ねをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 初めの平成25年度の適用実績でございますけれども、これは8件です。それと、拡充の必要性についてということでございますが、結論から申しましたら、所得の低い方については負担軽減のために7割、5割、2割の一応法定軽減があります。それと本年度5割、2割の軽減の拡充もされております。それと、その減免の対象でございますけれども、今お示しをいただきました資料のところから大きく違うというのは、借金の返済、住宅ローンとかいうようなところかと思われまけれども、なかなかここまで減免のところを、個人的な要件とも言えるかと思われまけれども、所得が減ったことによる減免はございますけれども、住宅ローンの返済等による理由とかいうことにはなかなかそこまで及ぶことは考えてはおりませんし、今現在もかなりきめ細やかに規定がつけられている思っておりますので、拡充のところは今のところ考えてはおりません。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 課長おっしゃったように、住宅ローンはさすがにと思うわけですが、ただ、今課長のおっしゃった法定軽減も今年度から拡充されているというふうにおっしゃったわけですが、これは例の500億円が投入されたことによるものであると思います。市が出しておるわけじゃないですね。

それで、せめて所得の上限ですね、もう少し5割以上が3割とかにはならないのか、ここだけでも。そのことをお聞きすると同時に、実績8件とおっしゃいました。個人情報に触れない範囲でどういった方々がこの条例減免に適用されたのか、お伺いをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 2割が3割とかいうところは今現在は考えていないというところでございます。

それと、8件の内容でございますが、国民健康保険法の第59条の該当者が2名、それと火災被害の方が1名、所得が皆無となった、もしくはそれに準ずるような生活困窮者ということで、これに準ずる方が5名という内訳になっております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 時間がなくなってまいりましたので次の質問に移ります。
⑧です。

この間ずっと指摘をしてまいりましたが、国保会計の安定化、また国保加入者の負担軽減のため、財政共同安定化支援事業費は基準どおりの10割繰り入れを求めます。資料⑤の下段の表は財政共同安定化事業費の基準額と国基準ですね。これ真ん中へんの左側、財政共同安定化事業というのがありますが、左が国基準で右が実際の繰入額です。県下34市町村の中で19まで基準どおり繰り入れております。地方単独分への一般会計から繰り入れもふえております。本市の合併以降の国の示す基準繰入額と実際の繰入額との差額の累計、お構いなければ年度別にお聞きをいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 財政共同安定化支援事業に係る繰り入れは、保険者の責に帰することができない保険料負担能力、年齢構成差など特別の要因に着目して限定的に繰り入れされるもので、赤字の解消のための基金の積立金、保険事業の充実など、中長期的な財政安定化に充てるためのものです。このようなため、国には引き続き総務省の繰り入れ基準どおり市町村としましても交付税への10割算入を求めていきたいと思いをします。

なお、合併以降の国の繰り入れ基準と実際の繰入金との差額でございますが、平成18年度が8,551万3,000円、平成19年度が6,661万4,000円、平成20年度が4,566万3,000円、平成21年度が3,925万4,000円、平成22年度が2,964万円、平成23年度が1,359万1,000円、平成24年度が1,339万7,000円、平成25年度が1,243万3,000円となっており、差額の累計は3億610万5,000円となっております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 途中から額が少なくなっておりますのは、繰入額が指摘によりましてふえてきたところであると思っておりますが合計3億615万円、この金額は本来国保会計に入るものですね。これを全部入れ、地方単独分の調整交付金も国の指導どおり入れましたら香美市はゼロですけれども、基金はもっとあります、今少なくなってきたとはいえ。

国保会計の困難性は国保の持つ構造上の問題から来ており、ある意味それを補うための今るるおっしゃいましたけれども財政安定化支援事業です。国保会計が厳しくなったら、早急に国基準どおりの繰り入れにしていくべきではありませんか。当面それでしのげるではありませんか。その県の一本化に向けてですね。これにつきましていかげんか。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 10割の分につきましては、うちだけの問題ではなく交付税に算入が今8割でございますので、その分を公費の投入もない中で、済みません。8割算入ということで、そのあとの2割分も含めてすぐに繰り出して下さいということなかなか難しいところがあるとは思いますが、その他のルールと申しますか、繰り入れていただくべき、繰り入れていただきたい経費とかいう部分も含めまして、平成27年度の当初予算には、当初予算がなかなかもう組めない状態にはなっておりますので、そういうことも含めてどうなるかはわかりませんが、要求はしていきたいと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 課長1人の判断ではできにくい面もあるとおっしゃったんですが、ぜひ担当課長としてはっきり言っても私は構わないと思っておりますので、国保会計

これだけ厳しくなっておりますので、所管課の課長として強く要望するべきだということを申し上げて次の質問に移ります。⑨です。

市民は年金の減額、消費税増税、医療費や介護保険料の負担増で苦しんでいます。特に介護保険はこれから要支援1、2が保険から外されることや、介護保険料も第1期は当時の2,941円から第5期が4,700円と次は5,000円超すそうですけれども、大幅に上がり施設にもなかなか入りにくくなるなど、将来に不安がいっぱいで暮らしています。貧困世帯も広がりつつある中で、本市の国保会計のような状況、財政安定化事業費の繰り入れ状況、また地方単独分の繰り入れもない中での国保税の引き上げは認められません。今日の国保会計と医療の危機は国庫負担が削減されてきたことにあります。その根本問題が解決しない中で、これから2025年に向けてさらに医療費抑制、住民には負担増、医療費の自然増分まで自己責任にしようとする国の社会保障に対する考え方があります。国保の制度変化によるひずみのツケを国の言うとおりのまま市民負担で乗り切ろうという姿勢は、基礎的自治体としてあるべき姿なのかどうか問われていると思います。これにつきまして課長のご見解をお尋ねいたします。

○議長（石川彰宏君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 国保は被保険者の保険料に対する負担率も高いということをお初めの質問でもいただいておりますし、精いっぱい上げない努力はしていかなければならないとそういう思いではありますが、既に平成27年度末の基金残高も約2,000万円となる見込みとなっております。また、今まで出てきました平成29年度からと、これはどうなるかちょっとまだわかりませんが、平成29年度からと言われております国保の都道府県単位化では、保険料の賦課、徴収の仕組みとして、議員さんもおっしゃられたように分賦金方式が有力と言われておりまして、分賦金方式になれば高い設定にどうしてもなりますので、香美市の分賦金を賄うには現在の国保税の率よりも高い税率にならなければならないということは確実に予想がされるところです。その市民の健康を守るため、保険事業の取り組みにもいま一層力を入れて重症化予防に取り組んでいくことで、医療費の出の抑制も図らなければなりませんし、国保会計として財源確保ができるものがあれば、確保に努めていかなければならないと考えております。これで上げる、もし上げるとなってもその上げ幅とかいろんなものに影響してくると思いますので、確保に努めていかなければならないと考えております。ただ、今の現状を考えると、今後一定の税率の引き上げはどうしても検討をしなければいけないと考えております。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今のご答弁ですと、できるだけ避けたいけれどもというご答弁でした。ぜひ避けていただきたいと思います。

最後になりますが、鳥取県の日吉津村、小さな村ですが、手厚い子育て支援で有名なところです。ここは2013年度に国民健康保険会計に被保険者1人当たり4万円の法

定外繰り入れを行って、制度の構造的欠陥の被害が被保険者に及ばないようにと負担軽減を行いました。人口が3,500人という小さな村ですが、国保会計も3億5,172万円というそういう規模なんですけれども、国保税収が4,334万円、これに匹敵する3,412万円を国保基金の1,100万円には一切手をつけないで一般会計から法定外繰り入れをし、国保税の減額をしました。

医療の問題は命に直結する問題です。国庫負担を元に戻し、社会保障費の削減をやめるように国に地方として物言うとともに、住民の困難に寄り添う姿勢が今最も必要なときではないでしょうか。基金が少なくなってきた、分賦金がどうなるかわからないのでと引き上げを当然のこととせず、今のその財政安定化支援事業の繰り入れ方を含め、指摘した点を踏まえまして熟慮されるよう求めまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（石川彰宏君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。本日はこれで散会します。

お諮りします。一般質問が全て終わりましたので、12月11日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、12月11日は休会とすることに決定しました。

次の本会議は12月12日午前9時に開きます。

（午後 2時38分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日 金曜日

平成26年第8回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成26年12月1日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月12日金曜日（会期第12日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	前 田 哲 雄
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	西 本 恭 久
企画財政課長	山 中 俊 明	福祉事務所長	岡 本 明 弘
会計管理者兼会計課長	三 谷 由香理	産業振興課長	佐々木 寿 幸
管 財 課 長	柳 本 隆 司	建 設 課 長	井 上 雅 之
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	上下水道課長	安 井 幸 一
防災対策課長	岡 本 博 章	《香北支所》	
市民保険課長	高 橋 由 美	支所長兼地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	几 内 一 秀	《物部支所》	
税 務 課 長	野 島 惠 一	支所長兼地域振興課長	小 松 清 貴

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	横 谷 勝 正

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長	和 田 隆	農業委員会事務局長	久 保 和 昭
----------	-------	-----------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松美公 議会事務局書記 山本絵里
議会事務局書記 野口恵子

市長提出議案の題目

- 議案第 91号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 92号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 93号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）
議案第 94号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第3号）
議案第 95号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第2号）
議案第 96号 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 97号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 98号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 99号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第100号 香美市まちづくり委員会設置条例の制定について
議案第101号 香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介
護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制
定について
議案第102号 香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定につい
て
議案第103号 香美市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第104号 香美市まちづくり計画の変更について
議案第105号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
議案第106号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成26年第8回香美市議会定例会議事日程

（会期第12日目 日程第4号）

平成26年12月12日（金） 午前9時開議

- 日程第1 議案第 91号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第2 議案第92号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第93号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第94号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第95号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第96号 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第97号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第98号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第99号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第100号 香美市まちづくり委員会設置条例の制定について
- 日程第11 議案第101号 香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第102号 香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第103号 香美市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第104号 香美市まちづくり計画の変更について
- 日程第15 議案第105号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第106号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について

会議録署名議員

5番、森田雄介君、6番、濱田百合子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

ここで、執行部から発言を求められておりますので許可いたします。

教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） おはようございます。さきの一般質問の大岸議員の質問のところで、児童クラブの管理運営に関する協定書の中に損害賠償等の条文があるかというところで、記載されていないという答弁をしましたが、現実には記載されておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（石川彰宏君） ただいま教育次長兼教育振興課長、後藤博明君が訂正いたしました。これを許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。したがって、教育次長兼教育振興課長の申し出を許可することに決定いたしました。

執行部から提出議案の一部訂正の申し出がっておりますので、これを許可します。

健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） どうもおはようございます。大変申しわけありませんが、議案のほうの訂正をお願いをいたしたいと思っております。議案第101号でございます。

お手元に訂正前の文面、そして、訂正後の文面のほうをお配りをさせていただいております。101-2ページでございますが、上から5行目、6行目にございます事業者の指定に関連しまして、第2条で「法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。」という記載をしておりますが、法人の後に訂正文にあります下線の部分、暴力団の排除条例関係の記述を挿入をしていただきたいと思います。

それから、次が101-9ページでございます。第30条のほうで、第2項のほうになります。これは記録等の整備に関し文書の保存期間の規定でございますが、「2年間」とありますのを「5年間」に訂正をさせていただきたいと思っております。これにつきましては、地方分権の第1次一括法のほうでも地域密着型の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めた条例におきましても同様の記述とさせていただいておりますので、それと合わせたものにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（石川彰宏君） お諮りします。ただいま申し出のありました、議案第101号の訂正を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号の訂正を

許可することに決定しました。

次に、生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） おはようございます。申しわけありません。議案第97号をお開きください。

議案第97号の香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の2行目でございます。「別表第1の3階の部暗室の項を削る。」と書いておりますけれど、この3階の次の「部」という文字を削除していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（石川彰宏君） お諮りします。ただいま申し出のありました、議案第97号の訂正を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号の訂正を許可することに決定しました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第91号、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第92号、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第93号、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第94号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第95号、平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第96号、平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第97号、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第98号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番。

済みません。こちらの…。

○議長（石川彰宏君） 教育厚生やろう。

○5番（森田雄介君） 済みません。所管の。

○議長（石川彰宏君） 委員会で、教育厚生常任委員会で。

ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第99号、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第100号、香美市まちづくり委員会設置条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。議案第100号について質疑をさせていただきます。

100-1ページの第2条、所掌事務ということ香美市振興計画の進捗状況に関するということになっておりますけど、進捗状況ということですが、実際振興計画そのものには踏み込んでいけないのか、提案等を踏まえてね、委員からの。そういうことはどうなのかということが1点と。

それから、前もって議員協議会等でも説明を若干資料ももらったんですが、各小委員会ということで第1部会から第4部会までということですが、そういう人員配置はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

まず、振興計画についてでございますが、一応来年度から振興計画の策定をすることにしておりますので、その第2次香美市振興計画の策定をする中で、まず、まちづくり委員さんにはそのさまざまなことについて討議をしていただき、また、視察もしていただいて香美市振興計画に取り入れるようなことを提言していただくような取り組みをしていくということにしております。

また、4つの部会については、産業とか教育・行政まちづくり、そういった部会に分かれていただいて、6人から7人程度の班員のもとで検討をしていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

第3条で委員30人以内で組織するということになっておりますけれども、6人から7人やったら、7人で四七、二十八やから、いっぱい来たら7人から8人かなあとも思うたりもしたんですけど。実際のところ手いっぱい来られるということは期待するところでもありますけれども、もし欠落した場合、30人来なかった場合、そういう部分等についてと。

それと、先ほど第2条関係で言ったのは、策定に対しても委員等の提案も受け入れていくということやったら、実際この進捗状況に関することだけでいいのかなあというふうに思ったりもしたんですが、その点を再度確認します。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

所掌事務の第2条の第1項で「委員会は、市長の諮問に応じて、香美市振興計画の策定に関する事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。」ということで、振興計画に全面的にかかわっていただくということでございます。

また、委員は一応30人以内で組織ということにしておりますので、30人ということではございませんので、一応公募とかをしますけれども、その状況によって30人以内になるということになると考えております。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

ちょっと読み込み不足のところがあったところはおわびを申し上げます。

30人以内、30人以上にはもうならないということでもよろしいのか。それと、少しちょっと関連して伺いますけど、産業建設常任委員会で産業振興条例等も調査検討していくというふうなことが一応委員長報告等でもなされていて、私どもも積極的に取り組んでいくという方向もあるんですけど。実際、第3部会に産業グループということで規定もされてメンバー等も今後決まっていくと思うんですけど、そういう一定市長

が産業振興に係る部分でさまざまな施策をやったときに、それをやっぱりそういう市民の部分でチェックを働かせていく部分に、こういうこの第3部会等が機能していくのかどうか、その点をちょっとお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（石川彰宏君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

委員の数は30人以内でございます。

それと、産業振興条例については、一応現段階ではその点は考慮しておりませんが、これを進める中でまたそういった課題が出てくれば、またそのときに柔軟に対応していくように考えたいと思います。

以上でございます。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） これで質疑を終わります。

日程第11、議案第101号、香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第102号、香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第103号、香美市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第104号、香美市まちづくり計画の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第105号、猪野々集会所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第106号、三谷地区集会所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第91号から日程第16、議案第106号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は12月18日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、12月18日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は12月19日午前9時に開きます。

本日はこれで散会します。

（午前 9時20分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成26年第8回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成26年12月1日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月19日金曜日（会期第19日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	甲 藤 邦 廣	11番	門 脇 二三夫
2番	小 松 孝	12番	山 崎 晃 子
3番	利 根 健 二	13番	山 崎 龍太郎
4番	山 崎 眞 幹	14番	大 岸 眞 弓
5番	森 田 雄 介	15番	織 田 秀 幸
6番	濱 田 百合子	16番	比与森 光 俊
7番	村 田 珠 美	17番	依 光 美代子
8番	小 松 紀 夫	18番	山 本 芳 男
9番	爲 近 初 男	19番	島 岡 信 彦
10番	千 頭 洋 一	20番	石 川 彰 宏

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	収 納 課 長	前 田 哲 雄
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	西 本 恭 久
総 務 課 長	山 崎 泰 広	福 祉 事 務 所 長	岡 本 明 弘
企 画 財 政 課 長	山 中 俊 明	産 業 振 興 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	三 谷 由 香 理	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
まちづくり推進課長	横 山 和 彦	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	岡 本 博 章	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	舟 谷 益 夫
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	几 内 一 秀	支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	小 松 清 貴
税 務 課 長	野 島 惠 一		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 惠 子	生 涯 学 習 振 興 課 長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	横 谷 勝 正

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆 農業委員会事務局長 久保和昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松美公 議会事務局書記 山本絵里
議会事務局書記 野口恵子

市長提出議案の題目

- 議案第 91号 平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 92号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 93号 平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）
議案第 94号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
3号）
議案第 95号 平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第
2号）
議案第 96号 平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 97号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 98号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 99号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第100号 香美市まちづくり委員会設置条例の制定について
議案第101号 香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介
護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制
定について
議案第102号 香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定につい
て
議案第103号 香美市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第104号 香美市まちづくり計画の変更について
議案第105号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
議案第106号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
議案第109号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び
香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議員提出議案の題目

- 発議第 7号 香美市長の専決処分事項の指定の一部改正について
意見書案第 8号 地域経済と雇用を支える中小企業への外形標準課税適用拡大に反対
する意見書の提出について

意見書案第 9 号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

意見書案第 10 号 国保の国庫負担金を増やすよう求める意見書の提出について

議事日程

平成 26 年第 8 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 19 日目 日程第 5 号)

平成 26 年 12 月 19 日 (金) 午前 9 時開議

日程第 1 諸般の報告

報告第 13 号 専決処分事項の報告について

(仮称) 香美市市民体育館改築工事 (建築主体工事) に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

日程第 2 議案第 91 号 平成 26 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 3 議案第 92 号 平成 26 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 4 議案第 93 号 平成 26 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 5 議案第 94 号 平成 26 年度香美市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号)

日程第 6 議案第 95 号 平成 26 年度香美市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 2 号)

日程第 7 議案第 96 号 平成 26 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 8 議案第 97 号 香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 98 号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 99 号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 100 号 香美市まちづくり委員会設置条例の制定について

日程第 12 議案第 101 号 香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

日程第 13 議案第 102 号 香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第14 議案第103号 香美市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 議案第104号 香美市まちづくり計画の変更について
- 日程第16 議案第105号 猪野々集会所の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第106号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第109号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 発議第 7号 香美市長の専決処分事項の指定の一部改正について
- 日程第20 意見書案第 8号 地域経済と雇用を支える中小企業への外形標準課税適用拡大に反対する意見書の提出について
- 日程第21 意見書案第 9号 手話言語法制定を求める意見書の提出について
- 日程第22 意見書案第10号 国保の国庫負担金を増やすよう求める意見書の提出について
- 日程第23 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第24 議員派遣の件

会議録署名議員

5番、森田雄介君、6番、濱田百合子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（石川彰宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

学校給食センター所長、横谷勝正君。

○学校給食センター所長（横谷勝正君） おはようございます。訂正をお願いいたします。

12月1日の補正予算審議の中で、森田議員より質問がありました議案第90号-38ページでございます。

10、教育費、6、保健体育費、3、学校給食費、11、需用費の電気料におきまして、2回目の質問で、新土佐山田学校給食センターの今後の電気料の推移についてのご質問の中で、私の答弁のほうで9月分の電気料を「11万円」、10月分の電気料を「99万3,000円」と申しましたが、けたが間違っておりました。正確には、9月分の電気料が「110万円」、10月分の電気料が「99万円」が正しい金額になりますので、訂正をさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（石川彰宏君） 学校給食センター所長から答弁訂正の申し出がありました。

お諮りします。ただいま申し出のありましたとおり、答弁の訂正を許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。したがって、学校給食センター所長からの答弁訂正の申し出を許可することに決定しました。

本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。16番、比与森です。本日の会議の運営等につきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果をご報告申し上げます。

まず、追加議案等については、議案1件、発議1件、意見書案3件を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

平成27年3月定例会の会期・日程につきましては、別紙予定表のとおり決定しましたので、お手元に配付いたしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について報告第13

号のとおり報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されています。また、教育厚生常任委員会から視察報告書の提出がありましたのでお手元に配付してあります。

これから、報告第13号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 報告第13号について若干お尋ねします。

細部説明書によりますと、「消火ポンプ置場を消防署の指導により外部設置から屋内設置したことによる」と云々と書かれておりますけど、こういうこと自体は設計時にわからないものなのか。それと、この消防署の指導というが何を根拠にして指導が入ったのか、それについてお尋ねします。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） はい。お答えします。

消火ポンプにつきましては、建物の西側の南のほうの隅に消火ポンプだけを設計するようにしてございました。消防のほうからはその囲いが必要であるというふうな指導がございましたので、スペース的に外の通り道がちょっと少ないという考えが出てきましたので、建物の中へそれを設置するということになりました。一応消防のほうからはその囲いをしていただきたいとこういうお話がございましたので、中のほうへ変更させていただいたということでございます。

○議長（石川彰宏君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 囲いが必要であってスペースが不足したということですが、それはやっぱり何かいたずらか何かされるからということになるんでしょうかね、よくわからないんですが。その部分で外というが不備というのは何があって不備なのか。それから、そのことがやっぱり設計時にはわからないのかということ、これは消防長に聞いたほうがえいかもしれませんが、そのところどうでしょうか。

○議長（石川彰宏君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） はい。お答えいたします。

やはり消火ポンプというのは外からのいたずらとかそういったことも考えられますし、また野ざらしというのはやはり雨等にやられるという、そういう観点から外に置く場合は、やっぱりそういった風雪あるいは雨の関係の影響を受けるということで、長期的に使うものであるので一層大事にしていきたいという考えがございまして、やはり囲いをするか建物の中へというご指導がございました。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、議案第91号、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2

号) から日程第 17、議案第 106 号、三谷地区集会所の指定管理者の指定についてまで、以上 16 件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、大岸眞弓君。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 14 番、大岸眞弓です。総務常任委員会の報告を行います。

今期定例会で総務常任委員会が付託を受けました案件は、議案第 100 号、議案第 104 号、議案第 105 号、議案第 106 号です。審査の経過と結果を報告します。

まず、議案第 100 号、香美市まちづくり委員会設置条例の制定についてを議題としました。質疑において、同委員会の委員を 30 人以内としたことの根拠と、公募枠があるが公募の方法と公募人員についての質問に、委員会は 4 つの部会に分けて進めることとしており、1 部会当たり 7 人程度を予定している。余り人数が多過ぎてもいけない。公募の方法は要領を作成し、来年 1 月の広報紙にチラシを折り込むこととしている。公募人員は 5 名であると答弁。応募超過の場合、5 人をどういう基準で選定するのかとの問いに、応募者には経歴や 400 字程度で応募理由を記載してもらい、選定委員会で面接も含め決定すると答弁。この委員会に議員が入ることは想定しているかとの問いに、現時点では議員は考えていないが、第 3 条第 2 項の第 4 号に市長が適当と認める者という条文があるので除くことは考えていないと答弁。選定委員会のメンバーについて質問があり、庁内の副市長や関連課長など 5 名程度であると答弁。続いて、専門部会と小委員会とのかかわり、小委員会の役割について質問があり、専門部会は建設・環境グループ、健康福祉グループ、教育・行政まちづくりグループ、産業グループと分かれて検討するが、それ以外の議題が出てきたときに話し合う場として、小委員会を設けている旨の答弁がありました。委員会の委員名や会議の内容についてホームページに掲載するかとの問いに、掲載すると答弁。常任委員会全体でより市民参加を促す立場から、委員会の応募枠の設定の仕方について多くの議論、質疑が交わされた結果、公募委員の選定についてはやる気のある方に入っただけのが望ましいので、公募による委員は 5 人程度とし、多く応募していただいた場合は審査の上、適当な人に入っただけということになり質疑を終了しました。質疑の後、討論に入りました。討論はなく、採決し、議案第 100 号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 104 号、香美市まちづくり計画の変更についてを議題としました。本案は質疑も討論もなく、採決の結果、議案第 104 号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 105 号、猪野々集会所の指定管理者の指定についてを議題としました。質疑において、香美市と指定管理者の間で協定は交わしているのか、指定管理料は発生していないと思うが確認をとる問いに、協定書を交わしている。指定管理料は発生していない。地元自治会で施設の利用料金によって運営されていると答弁。ほかに質疑はな

く、討論に移りました。討論はなく、採決の結果、議案第105号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号、三谷地区集会所の指定管理者の指定についてを議題としました。質疑では、議案第105号同様に協定書と指定管理料について質疑があり、協定書はあり指定管理料は発生していないとの答弁がありました。また、地域外の方が利用する場合の料金設定は指定管理者に任されているのかとの問いに、条例で定めた料金以内で地域が設定すると答弁。利用料が余り高い場合、市は指導する立場にあるのではとの問いに、条例で定めた金額より高ければ指導する場合もあると答弁。以上の質疑の後討論に入りました。討論はなく採決し、議案第105号は、全員賛成をもって可決すべきものと決しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） おはようございます。教育厚生常任委員会の報告を行います。

第8回定例会において教育厚生常任委員会が付託をされた案件は、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第101号、議案第102号、議案第103号の以上9件であります。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

議案第94号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題とし審査に入りました。最初に、医療費の増額をしているが、11月よりKDBシステムを導入したが何の病気が給付費を押し上げているのかの分析はこれからかということについては、KDBシステムで病名ごとやどういう医療費がかかっているかなどの情報について分析を行っておりますが、特にこの病気が医療費を押し上げているというような明確な分析はできておりません。今いろんな角度から分析をしている状況ですと答弁。次に、本市の透析患者数は最近多くなっているように思われるが何人かについては、慢性腎不全からの透析患者数は25人です。1人当たりの外来医療費の1位は糖尿病、慢性腎不全の透析ありは外来で3位、入院で4位と答弁。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第94号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきと決定しました。

議案第95号、平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題とし審査に入りました。12ページのシステムの改修委託は、確認ですが来年度からの法改正によるものかについては、おっしゃるとおりですとの答弁。認定者数の増加によるとなっているが、当初どのように見積もり何人増加したかについては、当初は前年度の実績見込みを元にして予算を組んでいるが、平成26年度は認定者がふえており、その分の増加である。また、認定者数は平成24年度は1,905人、平成

25年度は1,934人、平成26年度は1,979人と年間約40人前後がふえている。各サービスの施設利用の予算の増減については、サービスを利用する方の変化にともない増減がある。特に施設においては1名減ると大きく金額が変わると答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第95号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきと決定しました。

議案第96号、平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第96号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきと決定しました。

次に、議案第97号、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。今後、暗室を利用したい人が出てきたとき、視聴覚室の使用料となるのかについては、暗室としての利用は合併前よりなく、今回暗室をなくして机などを入れる倉庫として利用する計画であると答弁。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第97号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきと決定しました。

次に、議案第98号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。最初に、加算の3万円が1.6万円に改正される背景については、加算というのは産科医療補償制度の掛金です。通常は39万円が一般の出産育児一時金ですが、それに加算があり42万円となる。その産科医療補償制度に加入していない助産所や病院で出産した人については加算されない。背景については、産科医療補償制度の掛金の3万円が高過ぎたので見直し、1.6万円にしたと聞いていますと答弁。次に、加算は特定出産事故に備えるためとなっているが、制度に加入していない産科では正常分娩であっても出ないということかについては、この制度に加入していない病院では加算は支給されないということであると答弁。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第98号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきと決しました。

議案第99号、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第99号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきと決定しました。

次に、議案第101号、香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし審査に入りました。最初に、この制定は来年度から要支援が市町村事業に移行するが、それに伴うものか。また、事業所は何カ所あるのかについては、この制度は総合事業の移行と関係なく分権に伴うものです。指定介護予防支援事業所は、地域包括支援センターと市内外の事業者にお願いしている。市内には10カ所ぐらいだと思いと答弁。次に、居宅介護支援事業所が介護予防支援事業所になっているとの認識でよいかについては、介

護予防のケアプランについてはどの事業所もしていますが、要介護者がふえ地域包括支援センターへ件数が大きく移ってきていると答弁。次に、指定介護予防事業所となるには何人必要かについては、居宅介護支援事業所の指定を受けるには、管理者1名と介護支援者、いわゆるケアマネージャーのことで、その職員が1名以上で最低2名以上必要となる。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第101号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきと決定しました。

議案第102号、香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし審査に入りました。最初に、新たに条例を制定することでどのように変わりますかについては、内容については変わらない。条例の委任に当たり従うべき事項と参酌すべき事項がある。特に第4条の人員については従うべき事項であり、第3条と第5条は参酌すべき事項である。基準に定められたものを条例にしたものであると答弁。次に、第4条の職員数に従うと本市の状況はどのようになるのかについては、保健師は4.2人で、社会福祉士は1人、ケアマネは0.5人で合計5.7人であると答弁。本市ではこの基準に達しているということかについては、本市の65歳以上の人数は約1万人です。本来であれば各2人が好ましい状況ですが、現状は5.7人であると答弁。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第102号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきと決定しました。

議案第103号、香美市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とし審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第103号は、全員賛成をもって原案どおり可決すべきと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、織田秀幸君。

○産業建設常任委員会委員長（織田秀幸君） 15番、織田でございます。産業建設常任委員会の報告を行います。

今期定例会において産業建設常任委員会が付託を受けた案件は、議案第91号、第92号、第93号の3件であります。審査の経過と結果を報告します。

議案第91号、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）では、簡易水道施設整備事業債を減じ辺地対策事業債が増となった理由はとの質疑に、5月に同様の申し込みをしたが、財務事務所のシーリングによって借り入れができなかったため再度の申し込みを行うものであるが、現状は厳しいと聞いているとの答弁。ほかに質疑、論もなく、採決の結果、議案第91号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

次に、議案第92号、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）では、庶務の中心的役割である庶務班長が不在であるが見通しはどうかとの質疑に、総務課には事情を説明している。早期に解決することを期待しているとの答弁でござい

ました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第92号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第93号、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、現年分使用料が309万7,000円の減額となったことについての見解はとの質疑に、見込み額を高目に算定していたことが要因と考えている。平成27年度から算定方法を見直し、減額が少なくなるよう努めるとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第93号は、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会が付託を受け議案についての審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（石川彰宏君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第2、議案第91号、平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第92号、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案について、委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第93号、平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第93号は、委員長報告

のとおり可決されました。

日程第5、議案第94号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第95号、平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

ちょっと休憩します。

（午前 9時32分 休憩）

（午前 9時35分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

訂正をお願いいたします。日程第7、議案第96号が日程第6と同じになってますので、日程第7は、「平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」に訂正をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

日程第7、議案第96号、平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第96号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第97号、香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第97号は、委員長報告

のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 98 号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第 98 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 99 号、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第 99 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 100 号、香美市まちづくり委員会設置条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第 100 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 101 号、香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石川彰宏君) 全員起立であります。よって、議案第 101 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 102 号、香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第102号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第103号、香美市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第103号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第104号、香美市まちづくり計画の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第104号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第105号、猪野々集会所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第105号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第106号、三谷地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、議案第106号は、委員長報告のとおり可決されました。

休憩します。

（午前 9時43分 休憩）

（午前 9時46分 再開）

○議長（石川彰宏君） 正場に復します。

お諮りします。日程18、議案第109号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてから日程22、意見書案第10号、国保の国庫負担金を増やすよう求め

る意見書の提出についてまでは追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、日程第18、議案第109号から日程第22、意見書案第10号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、日程第18、議案第109号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 議案第109号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年12月19日提出、香美市長 法光院晶一

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例、改め文につきましては省略をさせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第109号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立多数であります。よって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、発議第7号、香美市長の専決処分事項の指定の一部改正についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 発議第7号、香美市長の専決処分事項の指定の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年12月19日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議

員 比与森光俊、賛成者 同 千頭洋一、賛成者 同 甲藤邦廣、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 小松紀夫、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 大岸眞弓

香美市長の専決処分事項の指定の一部改正について

香美市長の専決処分事項の指定について（平成18年3月6日議決）の一部を次のように改正する。

第4項中「住宅取得資金」を「宅地取得資金」に改める。

附則

この専決事項の指定は、平成26年12月19日から施行する。

以上です。

【発議第7号 卷末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、意見書案第8号、地域経済と雇用を支える中小企業への外形標準課税適用拡大に反対する意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 15番、織田でございます。

意見書案第8号、地域経済と雇用を支える中小企業への外形標準課税適用拡大に反対する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成26年12月19日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 織田秀幸、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 依光美代子

案文を朗読して提案理由といたします。

地域経済と雇用を支える中小企業への外形標準課税適用拡大に反対する意見書（案）
政府税制調査会は赤字企業も対象となる法人事業税の外形標準課税の対象拡大、中小企業や公益法人の税制優遇措置の段階的な縮小を検討するとしています。

中小企業の多くは赤字であっても、雇用の7割を支え、従業員の給与を支払い、同時

に社会保険料の事業者負担を担うなど、地域経済と雇用の維持など地域社会にとってかけがえのない役割を果たしております。

今回の外形標準課税の適用拡大に対しては、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会は、連名で「従業員給与に課税するためアベノミクスの賃上げ政策に逆行する」、「地域の雇用を支え、労働分配率が8割にも達する中小企業への適用拡大は、赤字法人175万社が増税とその影響が甚大であり断固反対する」、また、中小企業家同友会全国協議会は「経営の意欲を損なう」、「景気回復の芽を摘みかねない」として「断固反対の立場」を表明しています。

今必要なことは、日本経済の6割を占める個人消費と、雇用の7割を占める中小企業を積極的に支援し、景気の本格的回復、そのもとでの税収増という好循環を生み出すこととであります。

よって国におかれては、中小企業への外形標準課税の適用拡大、中小企業や公益法人の税制優遇措置の段階的な縮小を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月19日、衆議院議長殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、法務大臣 上川陽子殿、経済産業大臣 宮沢洋一殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上でございます。

【意見書案第8号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、意見書案第9号、手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。17番、依光美代子君。

○17番（依光美代子君） 17番、依光です。

意見書案第9号、手話言語法制定を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成26年12月19日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 依光美代子、提出者 同 大岸眞弓、提出者 同 織田秀幸

案文を読み説明にかえさせていただきます。

手話言語法制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手指や表情に変えて表現していると思われがちですが、本来は独自の語彙や文法体系を持っている言語です。「音声聞こえない」「音声中で話すことが出来ない」など聴覚障害者にとって、日常を営む上で手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段です。

これまで、平成18年12月に国連総会において「障害者権利条約」が採択され、平成20年に発効されました。同条約第2条には「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語として国際的に認知されました。

また、政府は平成21年に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には「すべての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されました。

さらに、同法の第22条には、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けています。このことから、国・地方公共団体は手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活・職場・教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションを保障し、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法」を広く国民に知らせていく必要があります。

よって、国におかれては、上記内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月19日、衆議院議長殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

以上でございます。

【意見書案第9号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 全員起立であります。よって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、意見書案第10号、国保の国庫負担金を増やすよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。

意見書案第10号、国保の国庫負担金を増やすよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成26年12月19日提出、香美市議会議長 石川彰宏殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 濱田百合子、賛成者 同 森田雄介
案文を朗読して提案理由にかえます。

国保の国庫負担金を増やすよう求める意見書（案）

1961年に国民皆保険制度が始まり、当初の国保法により、国庫負担は医療費の45%（うち調整交付金5%）と明記されました。その後1984年に退職者医療制度や高額療養費制度の導入と共に、国庫負担は給付費の50%とする改定が行われ、以来、国庫負担の低下が続いています。

全国的にみると、一人あたりの国保税（料）は3万9千円から、9万1千円に上がり、国保税（料）の負担は家計を圧迫するほどになってきています。本市においても、国保加入の4955世帯のうち、7割軽減の対象が1930世帯、2割、5割軽減の対象世帯も合わせると2971世帯と、全体の6割が何らかの法定減免を受けているという状態です。

国保制度開始当初は加入者の3分の2が農業や自営業者でしたが、現在は失業者や非正規労働者、年金生活者が4分の3を占めており、加入者の所得状況の厳しさが反映されています。本市においても、国保税を払えず短期証、資格証を交付されている世帯が437世帯あり、市民の医療と健康が脅かされています。こうした状況を回避し、国保会計を安定させ、国民皆保険制度が守られるよう、以下の点を強く要望します。

記

①国保の国庫負担金を、1966年水準（医療費の45%）に引き上げること。

②市町村独自の努力で行っている福祉医療費制度への、調整交付金の減額を止めるこ

と。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月19日、衆議院議長殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣
安倍晋三殿、厚生労働大臣 塩崎恭久殿、財務大臣 麻生太郎殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

同僚の皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

【意見書案第10号 巻末に掲載】

○議長（石川彰宏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は
ありませんか。

16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 提出者にお伺いします。

記の①についてですが、1966年、昭和41年といいますと、高度成長期がスタートし、団塊の世代の方々が社会で活躍を始められた時期、大卒者の初任給は3万円ほどの時代です。ここの案文の中でも国保税3万9,000円とありますが、大卒の初任給が3万円程度の時代、全ての国民、市民が当然収入はより多く、税金はより少なく願うところですが、社会保障のため消費税が10%に引き上げられようとしている今の時代、本当に可能なのか非常に疑問を持つところです。社会構造、経済状況も全く異なるこの1966年、昭和41年の水準と言われたその根拠をお聞きします。

もう1点が、45%引き上げるとの要望ですが、その財源、明確な財源、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） この1966年当時、これ年間の金額でありますので、このころから結構負担は高いわけですが、それが現在9万1,000円になってきているということは、所得が減っている中で随分高い負担であると考えます。1966年水準、このもともと国保が1961年にスタートをしました。それで、そのスタートをしたときにたくさんの自営業者、一次産業従事者とか、それから被用者保険に入れない方々または高齢者、多くの経済的な弱者が入る、もともとのたてりがそういう保険であります。被用者保険に入れない、属さない方々を対象にした保険制度でありますので、これは国が当然半分は負担をするべきであろうということで、医療費の45%というふうになっております。もともとが社会保障というたてりですので、国がそういうふうに関心を持つということで発足をした制度でございます。今も社会保障というのであれば、今現在、当時は医療費の45%、今は給付費の50%ということですが、給付費というのは自己負担分3割を除いた分ですので、医療費全体の7割の50%ですので、国の負担率は調整交付金等々を合わせますと、実質は25%程度に下がっているんですね。今、国保の構造上の問題ということで知事会等でも随分議論をされておりますが、知事会もこの国庫負担をふやせという要望をこの意見書、高知県議会からも全会一致で上がって

おりますけれども、そういう構造上の問題を解決するためには国庫負担をふやすしかないという認識でございます。それで、昨今の状況を見てみますと、この意見書には私は香美市の現状を書きましたけれども、こういう問題を解決するためには国庫負担をふやすしかないと考えております。

45%の財源につきましては、社会保障ですのでこれを国保の安定を第一義的に考えるのであれば、そういう予算編成をすればいいだけのことではないでしょうか。

答えになっているかどうか、もし抜かっておりましたらまたご指摘ください。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 自分も国民皆保険制度、これはやっぱり守られるべきということには変わりありません。

先ほど答弁の中で、国庫負担増と知事会も求めているということですが、明確に45%という数字まであらわしての国庫負担増を求めているのでしょうか、お伺いします。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 明確に知事会が45%と言っているかどうかはわかりませんが、さきの協議のワーキンググループかと思っておりますけれども、高知市長も入りましたそのワーキンググループの中では、今現在国が約束をしました1,700億円の国庫補助が500億円とまっているわけですね。そのあとの財源措置を求める要望というのは上がってきていると思います。500億円だけでも軽減の範囲が広がったということで随分効果があっているわけですので、早急に1,700億円の約束を守っていただくと同時に、私は本来の社会保障のたてりから言えば、このもとの45%に戻るのが相当と考えております。

○議長（石川彰宏君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 財源についてももう少し明確にお聞きしたいんですが、香美市議会として意見書を提出するのに、社会保障だから国がというのは少し乱暴ではないかというような気もしますが、もう少しその財源について、初めも言いましたように、社会保障のために消費税を10%に上げなければ存続が厳しいという今のときに、45%引き下げという財源、もう少し明確にわかればお聞きしたいと思います。

○議長（石川彰宏君） 14番、大岸眞弓君。

○14番（大岸眞弓君） 今、消費税のお話がありましたけれども、この消費税の増税分は基本的に社会保障には回っておりません。その根拠は、国保につきましても自然増分、これすら抑制の方向です。それで、消費税の増税は今子ども子育て支援会議のほうでもその分を充てるということでやっておりますけれども、10%増税が遠のいたということで、それもいろんなプログラムをきちんとできるかどうかわからなくなっているところでございますけれども。財源と言いますと、私たちがこの前の衆議院選挙の選挙中にも訴えましたように、今の不公平税制をきちんと改めること、あるところからきちんととること、それで財源をつくること。それと、大企業の内部留保の一部を取

り崩して雇用を安定させて、国民の家計を応援すること。そうすることで、社会保障の財源も細かい数字は今ちょっと言えませんけれども、２段階で２０兆円ずつ財源を確保することができるというふうな方針を持っております。財源につきましてはそういうことです。

○議長（石川彰宏君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（石川彰宏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を求めます。

討論はありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

５番、森田雄介君。

○５番（森田雄介君） ５番、森田雄介です。

意見書案第１０号、国保の国庫負担金を増やすよう求める意見書案に賛成の立場で討論します。

全国知事会は、国保の都道府県化の動きに対し、国保被保険者の負担は限界に近づいている。追加国費の規模を含めた抜本的な財政基盤強化の具体策を一刻も早く提示するように求めるとともに、国保の構造的問題解決の道筋が示されない場合は、国との協議から離脱する、保険者にはならないと意見表明をしています。

構造上の問題とは、さきの一般質問で明らかにされたように、国保が発足して間もない１９６５年の加入者の状況は、一次産業が４２．１％、自営業者が２５．４％、被用者が１９．５％、無職者が６．６％だったところ、２００９年、平成２１年度には一次産業が３．１％、自営業者が１６．３％、被用者が３５．２％、無職者が３９．６％と無職者の割合がふえ、所得が減り続けているところにあります。また高齢者が多く、医療費水準も高いことが問題の１つです。国保開始当時は、こうした構造上の問題を踏まえた上で医療費全体の４５％を定率の国庫負担としていました。

現在、国保開始当時より無職者、低所得者の割合は増加していますが、国庫負担をふやすのではなく、逆に医療費の４５％を給付費の５０％負担と低下させたままであるため市町村の国保運営が厳しくなり、国保加入者の税負担も限界に達している現状があるのではないのでしょうか。

市町村国保は財源が厳しいので県で一本化をとの国の意向であります。国保会計の全国ベースで見ると、医療給付費を押し上げる７５歳以上の高齢者が、国保から分離され後期高齢者医療制度に移行していった２００８年以降、国保会計は改善しています。また、国保の赤字は、地方の小規模自治体ではなく財政規模の大きい都市部に集中しています。国保の構造上の問題は、財政規模の大小のほかにあると考えます。国保税が払えない、国保税を払ったら病院の窓口での患者負担が払えない、ぐあいが悪いが保険証

がないので家で寝て我慢するだけ、こうした現状がある中、国保加入者の負担軽減、そして自治体の国保会計基盤安定のために、国に国庫負担の増額を求め市独自の努力に対する調整交付金の減額をやめるよう要望することは、地方議会として必要であることを述べ、本意見書案に賛成する討論とします。

○議長（石川彰宏君） 討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川彰宏君） 起立多数であります。よって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程23、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の各委員長から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りしましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（石川彰宏君） 異議なしと認めます。そのように決定しました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

12月1日に開会されました平成26年第8回香美市議会定例会は、きょうまでの19日間でありましたが、開会期間内に衆議院総選挙が実施され、議員各位、執行部の皆様方におかれましては、お忙しいときにご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

ました。厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出されておりました平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算9件の認定の確定など、全議案につきまして、議員各位の慎重な審査と審議の結果、それぞれ適切な議決がなされました。

また、一般質問につきましても11名の方が質問され、市政全般にわたって真剣な質問がされました。

さて、12月14日に投開票されました衆議院総選挙は、現与党であります自公民が圧倒的に勝利し、24日には三次安倍内閣が発足されるようですが、経済、福祉、外交とさまざまな課題が山積しています。国民の目線に立ち政治を進めてもらいたいものでございます。

本日で第8回香美市議会定例会を閉会しますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げます。日の暮れも早くなり一日が短く感じる中で、本年もあと残すところ12日となり、日増しに寒くなってきております。議員各位並びに執行部の皆様方におかれましては、健康に十分留意せられまして、迎えられます新年が皆様方にとって幸多い年でありますようにご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもお疲れさまでございました。

次に、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

12月1日に開会されました平成26年第8回香美市議会定例会も、議長の適切なる議会運営と議員各位のご協力によりまして、本日閉会を迎えることとなりました。本議会におきまして提案をいたしました議案20件を初め、報告、承認、諮問の各案件につきまして慎重なる審議をいただき、適切なるご判断とご決定を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

さて、年末に慌ただしく解散をしまして執行されました第47回衆議院議員総選挙の選挙結果は、アベノミクス信任ということでございましたが、地方自治体におきましては、何より地方経済の改善、そして地域産業の振興、少子高齢化対策などが急務となっております。まさに地方創生は喫緊の課題でございます。地方に対してもっともっと目を注ぎ、地方の声を生かして地方を元気にする、積極的な施策を推進することを国に強く望むところでございます。

本議会におきましては11名の議員の皆様が一般質問に立たれ、さまざまな行政課題について正されました。産業振興、地域経済の活性化、教育福祉にかかわる市民の切実な課題でのご質問が多くを占めました。その内容からしても、行政と議会も同じ思いであることが鮮明になったと言えます。議会の皆様と一層力をあわせて、元気なまち、元気な香美市を目指して頑張りたいと存じますので、どうぞよろしく願いをいたします。

今週は寒波の襲来により日本列島は寒さに震えあがりました。本市におきましても、山間部を中心にいたしまして近年にない降雪があり、この中で3名の登山者の方が白髪山の避難小屋から下山できなくなり、通報を受けた香美市消防本部などが懸命な救助活動を行いました。積雪量が多く困難をきわめました。今朝、無事救出することができました。救助隊員、消防本部、さらには救助にかかわった皆様に対しまして、感謝と敬意を表する次第でございます。今後におきましても寒波が次々とやってくるようございますので、気象情報に注意をしなければならないと考えておるところでございます。

いよいよ今年も残すところあと12日となりました。本年議員の皆様から賜りました数々のご指導、ご鞭撻に対しまして、改めて心よりお礼を申し上げますとともに、来る年が皆様に、そして香美市にとりまして幸多き輝かしい年となりますよう心よりご祈念を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

執行部の皆さん、ご起立をお願いします。皆様どうもありがとうございました。

○議長（石川彰宏君） ありがとうございました。

これをもって平成26年第8回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午前10時30分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 8 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成26年第8回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	1日(月)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告(議長の報告・特別委員長の報告・市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明)まで ただし、承認第11号並びに議案第90号、第107号及び第108号並びに諮問第3号から第7号までは本会議方式で採決まで また、議案第65号から第73号までの決算議案は、報告から採決まで
第2日	2日(火)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	3日(水)	休 会	〃
第4日	4日(木)	休 会	〃
第5日	5日(金)	休 会	〃
第6日	6日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第7日	7日(日)	休 会	〃 〃
第8日	8日(月)	休 会	議案精査のため
第9日	9日(火)	本会議	一般質問①(行財政改革推進特別委員会)
第10日	10日(水)	本会議	一般質問②(定住人口増加促進特別委員会)
第11日	11日(木)	本会議	一般質問③(会派代表者会議)
第12日	12日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 総務常任委員会の審査(議案第100・104・105・106号)
第13日	13日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第14日	14日(日)	休 会	〃 〃
第15日	15日(月)	休 会	教育厚生常任委員会の審査 (議案第94・95・96・97・98・99・101・102・103号)
第16日	16日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査(議案第91・92・93号)
第17日	17日(水)	休 会	議案審査整理のため
第18日	18日(木)	休 会	〃
第19日	19日(金)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第65号	平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	総務常任委員会	認定	全員賛成
議案第66号	平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認定	全員賛成
議案第67号	平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認定	全員賛成
議案第68号	平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認定	全員賛成
議案第69号	平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認定	全員賛成
議案第70号	平成25年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	認定	全員賛成
議案第71号	平成25年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	認定	全員賛成
議案第72号	平成25年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	認定	全員賛成
議案第73号	平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	認定	全員賛成
議案第91号	平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第92号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第93号	平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第94号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第95号	平成26年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第96号	平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成

議案第97号	香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可	決	全員賛成
議案第98号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可	決	全員賛成
議案第99号	香美市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可	決	全員賛成
議案第100号	香美市まちづくり委員会設置条例の制定について	総務常任委員会	可	決	全員賛成
議案第101号	香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	教育厚生常任委員会	可	決	全員賛成
議案第102号	香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について	教育厚生常任委員会	可	決	全員賛成
議案第103号	香美市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可	決	全員賛成
議案第104号	香美市まちづくり計画の変更について	総務常任委員会	可	決	全員賛成
議案第105号	猪野々集会所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	可	決	全員賛成
議案第106号	三谷地区集会所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	可	決	全員賛成

発議第7号

香美市長の専決処分事項の指定の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年12月19日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者	香美市議会議員	比与森 光 俊
賛成者	〃	千 頭 洋 一
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	山 崎 龍太郎
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	小 松 紀 夫
賛成者	〃	山 崎 眞 幹
賛成者	〃	大 岸 眞 弓

香美市長の専決処分事項の指定の一部改正について

香美市長の専決処分事項の指定について（平成18年3月6日議決）の一部を次のように改正する。

第4項中「住宅取得資金」を「宅地取得資金」に改める。

附 則

この専決事項の指定は、平成26年12月19日から施行する。

意見書案第 8 号

地域経済と雇用を支える中小企業への 外形標準課税適用拡大に反対する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 26 年 12 月 19 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 織田 秀 幸

賛成者 " 大 岸 眞 弓

賛成者 " 依 光 美代子

地域経済と雇用を支える中小企業への外形標準課税適用拡大に反対する意見書（案）

政府税制調査会は赤字企業も対象となる法人事業税の外形標準課税の対象拡大、中小企業や公益法人の税制優遇措置の段階的な縮小を検討するとしています。

中小企業の多くは赤字であっても、雇用の 7 割を支え、従業員の給与を支払い、同時に社会保険料の事業者負担を担うなど、地域経済と雇用の維持など地域社会にとってかけがえのない役割を果たしております。

今回の外形標準課税の適用拡大に対しては、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会は、連名で「従業員給与に課税するためアベノミクスの賃上げ政策に逆行する」、「地域の雇用を支え、労働分配率が 8 割にも達する中小企業への適用拡大は、赤字法人 175 万社が増税とその影響が甚大であり断固反対する」、また、中小企業家同友会全国協議会は「経営の意欲を損なう」、「景気回復の芽を摘みかねない」として「断固反対の立場」を表明しています。

今必要なことは、日本経済の6割を占める個人消費と、雇用の7割を占める中小企業を積極的に支援し、景気の本格的回復、そのもとでの税収増という好循環を生み出すことでもあります。

よって国におかれては、中小企業への外形標準課税の適用拡大、中小企業や公益法人の税制優遇措置の段階的な縮小を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月19日

衆議院議長				殿
参議院議長	山崎正昭			殿
内閣総理大臣	安倍晋三			殿
財務大臣	麻生太郎			殿
総務大臣	高市早苗			殿
法務大臣	上川陽子			殿
経済産業大臣	宮沢洋一			殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

意見書案第9号

手話言語法制定を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成26年12月19日提出

香美市議会議長 石川彰宏 殿

提出者 香美市議会議員 依光美代子

提出者 〃 大岸真弓

提出者 〃 織田秀幸

手話言語法制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手指や表情に変えて表現していると思われがちですが、本来は独自の語彙や文法体系を持っている言語です。「音声が届かない」「音声で話すことが出来ない」など聴覚障害者にとって、日常を営む上で手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段です。

これまで、平成18年12月に国連総会において「障害者権利条約」が採択され、平成20年に発効されました。同条約第2条には「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語として国際的に認知されました。

また、政府は平成21年に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された「障害者基

本法」の第3条には「すべての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されました。

さらに、同法の第22条には、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けています。このことから、国・地方公共団体は手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活・職場・教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションを保障し、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法」を広く国民に知らせていく必要があります。

よって、国におかれては、上記内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月19日

衆議院議長				殿
参議院議長	山崎	正昭		殿
内閣総理大臣	安倍	晋三		殿
財務大臣	麻生	太郎		殿
厚生労働大臣	塩崎	恭久		殿

高知県香美市議会議長 石川 彰 宏

意見書案第 10 号

国保の国庫負担金を増やすよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 26 年 12 月 19 日提出

香美市議会議長 石川 彰 宏 殿

提出者 香美市議会議員 大岸 眞 弓

賛成者 " 濱 田 百合子

賛成者 " 森 田 雄 介

国保の国庫負担金を増やすよう求める意見書（案）

1961 年に国民皆保険制度が始まり、当初の国保法により、国庫負担は医療費の 45%（うち調整交付金 5%）と明記されました。その後 1984 年に退職者医療制度や高額療養費制度の導入と共に、国庫負担は給付費の 50%とする改定が行われ、以来、国庫負担の低下が続いています。

全国的にみると、一人あたりの国保税（料）は 3 万 9 千円から、9 万 1 千円に上がり、国保税（料）の負担は家計を圧迫するほどになってきています。本市においても、国保加入の 4955 世帯のうち、7 割軽減の対象が 1930 世帯、2 割、5 割軽減の対象世帯も合わせると 2971 世帯と、全体の 6 割が何らかの法定減免を受けているという状態です。

国保制度開始当初は加入者の 3 分の 2 が農業や自営業者でしたが、現在は失業者や非正規労働者、年金生活者が 4 分の 3 を占めており、加入者の所得状況の厳しさが反映されています。本市においても、国保税を払えず短期証、資格証を交付されている世帯が 437 世帯あり、市民の医療と健康が脅かされています。こうした状況を回避し、国保会計を安定させ、国民皆保険制度が守られるよう、以下の点を強く要望し

ます。

記

- ① 国保の国庫負担金を、1966年水準（医療費の45%）に引き上げること。
- ② 市町村独自の努力で行っている福祉医療費制度への、調整交付金の減額を止めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月19日

衆議院議長		殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
厚生労働大臣	塩崎恭久	殿
財務大臣	麻生太郎	殿

高知県香美市議会議長 石川彰宏

平成26年12月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
承認第11号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成26年度香美市一般会計補正予算(第6号)	原案承認	26.12.1
議案第65号	平成25年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	26.12.1
議案第66号	平成25年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	26.12.1
議案第67号	平成25年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	26.12.1
議案第68号	平成25年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	26.12.1
議案第69号	平成25年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	26.12.1
議案第70号	平成25年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について	原案認定	26.12.1
議案第71号	平成25年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について	原案認定	26.12.1
議案第72号	平成25年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について	原案認定	26.12.1
議案第73号	平成25年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	26.12.1
議案第90号	平成26年度香美市一般会計補正予算(第7号)	原案可決	26.12.1
議案第91号	平成26年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	26.12.19
議案第92号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	26.12.19
議案第93号	平成26年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	26.12.19
議案第94号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)	原案可決	26.12.19
議案第95号	平成26年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)	原案可決	26.12.19
議案第96号	平成26年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決	26.12.19
議案第97号	香美市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26.12.19
議案第98号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26.12.19

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第 99 号	香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26. 12. 19
議案第 100 号	香美市まちづくり委員会設置条例の制定について	原案可決	26. 12. 19
議案第 101 号	香美市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	26. 12. 19
議案第 102 号	香美市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	26. 12. 19
議案第 103 号	香美市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決	26. 12. 19
議案第 104 号	香美市まちづくり計画の変更について	原案可決	26. 12. 19
議案第 105 号	猪野々集会所の指定管理者の指定について	原案可決	26. 12. 19
議案第 106 号	三谷地区集会所の指定管理者の指定について	原案可決	26. 12. 19
議案第 107 号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決	26. 12. 1
議案第 108 号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26. 12. 1
議案第 109 号	香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26. 12. 19
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	26. 12. 1
諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	26. 12. 1
諮問第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	26. 12. 1
諮問第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	26. 12. 1
諮問第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	26. 12. 1
発議第 7 号	香美市長の専決処分事項の指定の一部改正について	原案可決	26. 12. 19
意見書案第 8 号	地域経済と雇用を支える中小企業への外形標準課税適用拡大に反対する意見書の提出について	原案可決	26. 12. 19
意見書案第 9 号	手話言語法制定を求める意見書の提出について	原案可決	26. 12. 19

事 件 の 番 号	件 名	議 決 結 果	議 決 年 月 日
意見書案 第 10 号	国保の国庫負担金を増やすよう求める意見書の提出について	原案可決	26. 12. 19